

平成28年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成28年3月14日
開会 10時00分 閉会 17時29分
- 2 場 所 幕別町役場5階議場
- 3 出 席 者

① 委 員 (18名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
若山和幸	小島智恵	野原恵子	田口廣之	谷口和弥
小川純文	岡本眞利子	寺林俊幸	東口隆弘	千葉幹雄
中橋友子	乾 邦廣	藤原 孟		

② 委員長 藤谷謹至

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	田村修一	教 育 部 長	山岸伸雄
会 計 管 理 者	原田雅則	総 務 部 長	菅野勇次
経 済 部 長	田井啓一	民 生 部 長	境谷美智子
企 画 室 長	細澤正典	建 設 部 長	須田明彦
忠類総合支所長	伊藤博明	札 内 支 所 長	羽磨知成
企 画 室 参 事	山端広和	地 域 振 興 課 長	小野晴正
総 務 課 長	武田健吾	都 市 施 設 課 長	笹原敏文
経 済 建 設 課 長	天羽 徹	町 民 課 長	山本 充
福 祉 課 長	新居友敬	保 健 課 長	合田利信
こ ど も 課 長	杉崎峰之	商 工 観 光 課 長	岡田直之
農 林 課 長	川瀬吉治	経 済 部 参 事	廣瀬紀幸
土 地 改 良 課 長	萬谷 司	税 務 課 長	中川輝彦
保 健 福 祉 課 長	金田一宏美	農業委員会事務局長	高橋宏邦
学校給食センター所長	妹尾 真	監査委員事務局長	石野郁也
図 書 館 長	林 隆則	総務部消防担当参事	佐藤 繁

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司

- 4 審査事件 平成28年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員会委員長

藤谷 謹至

議事の経過

(平成28年3月14日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長(藤谷謹至) ただいまより、平成28年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。
審査に入ります前に、一言ご挨拶申し上げます。

さきの本会議において設置されました本特別委員会の委員長として、私がその大任を仰せつかることになりました。

何分にも、ふなれではございますけれども、新年度予算の十分な審査と円滑な会議の進行に努めてまいりたいと思っております。

皆様方におかれましては特段のご協力をお願いいたしますようよろしくお願い申し上げます。

ここで、審査の進め方について確認させていただきます。

まず、一般会計の歳出1款議会費より13款予備費まで、款ごとに審査をしてまいりたいと思います。その後、歳入の審査を行い、審査が終わりましたら、歳入歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、各会計ごと審査してまいります。

なお、質疑がある場合には一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいたします。

答弁に立たれます説明員におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました議案第1号、平成28年度幕別町一般会計予算から議案第9号、平成28年度幕別町水道事業会計予算までの9議案を一括議題といたします。

最初に、議案第1号、平成28年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出1款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(菅野勇次) 初めに、お手元に配付をいたしております予算積算基礎に基づきまして、平成28年度の予算概要についてご説明申し上げます。

予算積算基礎の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など7特別会計と1事業会計を合わせて9会計から成るものであります。

合計欄にありますように、平成28年度当初予算総額は248億9,281万2,000円となっておりまして、平成27年度6月補正後の予算額と比較いたしますと、6.3%の減となっております。

なお、平成27年度の当初予算につきましては、骨格予算でありましたことから、前年度予算額は6月補正後の予算額でご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、会計別に前年度と比較いたしました増減内訳等につきましてご説明いたします。

初めに、一般会計であります154億2,511万1,000円で、前年度と比較いたしまして8.9%の減であります。

詳細につきましては、後ほど2ページ、3ページの款別予算額の中で申し上げたいと思っております。

次に、国民健康保険特別会計は38億2,747万1,000円で、前年度比2.2%の減となっております。

これは、被保険者数の減に伴う保険給付費の減が主な要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計は3億7,037万2,000円で、前年度比5.6%の増であります。

被保険者数の増に伴う広域連合納付金の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計は 24 億 5,792 万 1,000 円で、前年度比 3.8%の増となっております。

第 6 期介護保険事業計画の計画値に基づく保険給付費の増であります。

次に、簡易水道特別会計は 4 億 1,995 万 9,000 円で、前年度比 4.4%の減であります。

配水管布設工事費等の減が主な要因であります。

次に、公共下水道特別会計は 11 億 1,016 万 5,000 円で、1.7%の減であります。

主な要因は、浄化センター設備更新事業など事業費の減であります。

次に、個別排水処理特別会計は 1 億 8,987 万円で、2.6%の増であります。整備済み浄化槽の維持管理経費の増によるものであります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、忠類地区のみの施設運営に係る会計であります、7,171 万 4,000 円で 10.3%の増であります。処理機更新工事の増によるものであります。

次に、水道事業会計は 10 億 2,022 万 9,000 円で、前年度比較では 14.9%の減であります。

下の表の再掲にありますように、このうち 3 条予算である収益的支出につきましては 1.5%の減で、前年度とほぼ同額となっております。

また、4 条予算である資本的支出につきましては 26.5%の減となっており、耐震性貯水槽整備工事費の減が主なものであります。

続きまして、2 ページ、3 ページの平成 28 年度一般会計歳入歳出款別予算額につきましてご説明申し上げます。

初めに、2 ページの歳入について主なものを申し上げます。

1 款の町税につきましては、前年度比 0.1%の減で計上しております。

税目ごとの予算額につきましては、3 ページの下表に掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

1 項の町民税につきましては、法人町民税の減、個人町民税の増で、総体では前年度とほぼ同額で計上しております。

2 項の固定資産税につきましても、土地の下落修正による減、家屋の増などにより、総体では前年度とほぼ同額で計上しております。

3 項の軽自動車税は税率改正に伴い 17.0%の増を見込んでおります。

4 項の町たばこ税は 7.1%の減であります、販売本数の減などを勘案し、減額を見込んでおります。

これら合計いたしまして、町税全体で 0.1%の減、前年度とほぼ同額で計上したところであります。

2 ページにお戻りいただきたいと思いますが、2 款地方譲与税から 10 款の地方特例交付金までは、国の制度改正の状況や過去の交付実績等を勘案の上、見込んでおります。

次に 11 款の地方交付金は 0.5%の減で計上いたしておりますが、そのうち普通交付税につきましては、地方財政計画や合併算定外の特例措置の終了に伴う影響を勘案して推計し、前年度交付決定額との比較では 2.4%の減、また特別交付税につきましては 2 億 5,000 万円を計上しております。

18 款の寄付金は額で 7,800 万円の増であります、ふるさと寄付金の増額を見込んでいるものであります。

19 款の繰入金は 18.5%の減であります、財政調整基金から 3 億円、減債基金から 1 億円、まちづくり基金から約 2 億 700 万円、庁舎建設基金からの繰り入れを約 4,500 万円計上しているものであります。

22 款の町債は 44.7%の減であります、新庁舎建設事業に係る合併特例債の減が主な要因であります。

次に、歳出であります、3 ページをごらんいただきたいと思いますが、

主なものにつきましてご説明させていただきますが、2 款の総務費につきましては 22 億 3,013 万 1,000 円の減であります。新庁舎建設事業費の減によるものであります。

3 款の民生費につきましては 2 億 1,126 万 1,000 円、率にして 6.6%の増であります。

これは前年度の臨時福祉給付金に引き続き、28年度は年金生活者等臨時福祉給付金を実施されることと、障害者支援費などの増によるものであります。

4款の衛生費につきましては6.4%の減であります。耐震性貯水槽の整備に係る水道事業会計への出資金の減によるものであります。

6款の農林業費につきましては17.0%の減であります。道営農地整備事業費は増となっております。国営事業償還金の繰上償還の皆減により減となったものであります。

8款の土木費につきましては7億661万5,000円、50.9%の増であります。札内福祉センター建設事業など都市防災施設整備事業、春日東団地建替事業などの増が主な要因であります。

9款の消防費につきましては24.0%の増であります。糠内分遣所建設事業の増によるものであります。

10款の教育費につきましては6.9%の減であります。札内中学校屋内運動場改修事業や白人小学校等の屋内運動場落下物防止対策事業などの減によるものであります。

次に、4ページをお開きください。

4ページには、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、2の扶助費につきましては5.8%の増となっております。年金生活者等支援臨時福祉給付金の皆増、障害者支援費の増が主なものであります。

6の補助費等につきましては18.5%の減、国営事業償還金や企業開発促進補助金、投資額、補助金の減が主なものであります。

7の投資及び出資金につきましては82.2%の減、耐震性貯水槽整備に係る水道事業会計への出資金の減によるものであります。

9の積立金につきましては、額で7,800万円の増であります。ふるさと寄附に係るまちづくり基金への積立金の増によるものであります。

12の投資的経費につきましては37.9%の減であります。

内訳は普通建設事業の補助、単独道営事業負担金、災害復旧事業、それぞれ記載のとおりであります。都市防災施設整備事業や春日東団地の公営住宅建替事業などの増はありますものの、新庁舎建設事業費の大幅な減により、総体では減となっております。

次に、積算基礎の5ページ以降についてであります。歳入の説明などのほか、歳出につきましては10ページから具体的な積算基準等を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、19ページから22ページまでは、主な投資的経費について一覧にいたしております。

個々の事業の説明につきましては、省略をさせていただきます。

それ以降につきましては地方債の状況、それから37ページ、38ページは債務負担行為、39ページ以降は各特別会計の状況などを掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、一般会計予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計予算書の1ページになりますが、平成28年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めを記載しております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億2,511万1,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によることとし、次の2ページから8ページまで、それぞれ定めるものであります。

第2条は、債務負担行為について定めるものであります。詳細につきましては後ほど説明をさせていただきます。

第3条は、地方債について定めるものであります。これも詳細につきましては後ほど説明をさせていただきます。

次の第4条では、一時借入金の借り入れの最高額を20億円と定めるものであります。

それでは次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ、第2表、債務負担行為であります。

初めに、事務用パソコン購入であります。本年度購入を予定しております職員用の事務用パソコンを北海道市町村備荒資金組合を通じて導入するもので、平成29年度から32年度までの4年を期間といたしまして、元金とその利息の合計額3,069万7,000円を限度に債務負担を設定させていただくものであります。

2番目の町の公共施設等に係る公有財産管理システム購入、3番目の町内の学校に導入する教育用ICT機器購入についても同様で、平成29年度から32年度までの4年を期間とし、それぞれ742万2,000円、3,420万円を限度に債務負担を設定させていただくものであります。

次に、第3表、地方債であります。

本年度は、一番上の忠類地域分譲地整備事業から12ページ一番下の臨時財政対策債まで合計64事業、18億7,280万円を限度額といたしまして地方債を起こすものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、この表に記載のとおりであります。

続きまして、歳出予算、1款議会費の説明に入らせていただきます。

44ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、1款議会費の説明をさせていただきます。

1款1項1目議会費、本年度予算額1億236万5,000円、本目は1節議員報酬ほか、9節の旅費、11節需用費など、議会運営に係る各種経費となっております。

以上で、1款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、予算積算基礎並びに1款議会費、あわせて質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 予算積算基礎並びに1款議会費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費の審査を行います。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

46ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1億2万7,000円であります。

4節の共済費、7節賃金は事務補助などの臨時職員、嘱託職員に係る経費、11節需用費は法令等追録代、事務用消耗品のほか、庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

次のページになりますが、12節役務費は、郵便料、電話料などであります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料及び庁舎宿日直等委託料などあります。

細節12は、ファイリングシステム構築指導委託料であります。導入から定着まで4年をかけて文書管理の見直しを行っていくもので、本年は3年目であります。

14節使用料及び賃借料は、複写機借上料が主なものとなっております。

次のページになりますが、2目広報広聴費946万3,000円、本目は11節需用費の町の広報紙に係る印刷製本費が主なものであります。

次のページになりますが、3目財政管理費41万円、11節需用費の予算書の印刷製本費が主なものであります。

4目会計管理費127万4,000円、本目は出納室に係る費用で、11節需用費の決算書の印刷製本費、12節役務費の指定金融機関である北洋銀行への派出業務取扱手数料が主なものであります。

5目一般財産管理費4,789万4,000円、本目は役場庁舎及び札内中央会館等の管理費用であります。

11 節需用費は、札内中央会館及び日本パークゴルフ協会などが入居している共同事務所に係る光熱水費など、次のページの 13 節委託料は、細節 1 役場庁舎の清掃などの管理委託料など、次のページになりますが、15 節工事請負費、細節 1 は商工会忠類支所前の駐車場の補修に係る経費、細節 2、3、4 は忠類地域の分譲予定地の整備に係る経費であります。

6 目近隣センター管理費 9,460 万 9,000 円、本目は 46 カ所の近隣センターと 6 カ所のコミセン等の管理運営に係る費用であります。

次のページになりますが、13 節委託料は、各コミセンの管理業務にかかわる委託料など、15 節工事請負費は、日新近隣センターの改修工事が主なものであります。

次のページになりますが、18 節備品購入費では、近隣センターの暖房器具や会議用の椅子などの購入に係るもの、19 節負担金補助及び交付金については、近隣センター運営委員会に対する運営交付金が主なものであります。

7 目庁用車両管理費 1,180 万 4,000 円、本目は役場本庁の集中管理車両 20 台、忠類総合支所管理車両 8 台の合計 28 台の車両維持管理費用であります。

18 節備品購入費では、庁用車両の更新として、ハイブリッド車 1 台、低燃費車 1 台、合計 2 台の購入に係る経費であります。

8 目町有林管理費 2,002 万 8,000 円、本目は町有林の管理費用であります。

15 節工事請負費、町有林整備工事は、本年度、下草刈りを約 87 ヘクタール、除間伐等を約 41 ヘクタールなどを実施いたします。

次のページになりますが、9 目町有林造成費 2,907 万 6,000 円であります。

本目は、町有林の造成に係る費用で、15 節、細節 1 の町有林皆伐工事は約 24 ヘクタール分を、町有林造成工事は地ごしらえ約 22 ヘクタール及び植栽を約 14 ヘクタール実施いたします。

10 目企画費 7,918 万 8,000 円、本目は町の施策の総合企画、広域行政等に係る費用で、主なものは 13 節委託料は町の公共施設の現状と中長期的な維持管理や更新についての方針を定める総合管理計画の策定委託料、19 節負担金補助及び交付金では、次のページになりますが細節 4 十勝圏複合事務組合負担金ほか、広域行政に係るもの、細節 16 はコミバス運行に係る運行事業者への補助金、次のページの細節 17、18 は予約型乗合タクシー駒島線、古舞線の運行に係る運行事業者への補助金、細節 19 は定住対策として本年度も実施予定のマイホーム応援事業補助金であります。

11 目支所出張所費 98 万 7,000 円、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、11 節需用費のほか、12 節役務費の電話料など事務用経費が主なものであります。

12 目職員厚生費 973 万 2,000 円、本目は職員の福利厚生及び研修に係る経費であります。

9 節旅費は、職員の研修に係る特別旅費であります。自治大学校や北海道市町村職員研修センターでの研修及び民間企業研修などを実施する予定であります。

次のページになりますが、12 節役務費は、人間ドック 170 人及び健康診断手数料は延べ 349 人分を計上しております。

13 目公平委員会費につきましては 3 万 2,000 円でありますが、本目は公平委員会開催に係る経費であります。

14 目交通防災費 1 億 3,883 万 2,000 円、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策などに係る費用であります。

1 節報酬は、交通安全指導員 33 名分の報酬が主なものであります。

7 節の賃金は、交通安全推進委員 1 名に係る費用であります。

11 節需用費は、細節 4 交通安全啓発用消耗品費のほか、細節 7 の防災対策消耗品費、次のページの細節 21 の防犯灯の電気料、細節 42 の防犯灯修繕料が主なものとなっております。

13 節委託料、細節 8 は、防犯灯の LED 化に係る調査委託料であります。

次のページになりますが、15 節工事請負費、細節 3、4 は、幕別本町地区の防災備蓄倉庫の建設に係る経費であります。

18 節備品購入費では、バルーン型投光器などを購入するものであります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 7 生活安全推進協議会への交付金が主なものであります。

次のページになりますが、15 目諸費 5,938 万 7,000 円であります。

1 節報酬の各種委員会開催に係る報酬や、8 節報償費では、細節 4 のふるさと寄附に係る記念品、細節 6 のインターンシップ報償金は、大学等と連携し、学生等を研修生として受け入れ、職業教育や行政の理解を深め、ひいては優秀な人材の確保につなげようとするもので、旅費などの研修生の負担分を報償金として支給するものであります。

13 節委託料はふるさと寄附に係る記念品の配送業務等に係る委託料、次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金では、細節 3 の十勝町村会負担金、細節 8 地方バス路線維持費補助金が主なものであります。

24 節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金 10 株分であります。

16 目基金管理費 8,005 万円、本目は各種基金から生じる利息や寄附金等をそれぞれ基金へ積み立てるもので、25 節積立金の細節 3 はふるさと寄附金に係る積立金であります。

次のページになりますが、17 目電算管理費 5,823 万 7,000 円、本目は電算管理及び処理業務に係る費用であります。

11 節需用費は、各種納付書などの印刷製本費及び各種パソコンシステムに係る修繕が主なものであります。

13 節委託料の主なものは、細節 6 の総合行政システムに係る業務用ソフトの保守点検、細節 11 電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているもので、細節 13 はマイナンバー制度の運用に係る各種電算システムの改修費用であります。

次のページになりますが、18 節備品購入費は、細節 2 の財務会計システムに係る経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、中間サーバー利用交付金は、マイナンバー制度にかかわって、国と地方の情報授受の仲介の役割を担うシステム、中間サーバーの運用に係る共同利用負担金を地方公共団体情報システム機構に支払うものであります。

18 目協働のまちづくり支援費 3,281 万 1,000 円、1 節公区長報酬や次のページの 19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の 114 公区に係る公区運営交付金、細節 4 の協働のまちづくり支援事業交付金であります。

19 目総合支所費 2,499 万 2,000 円、本目は忠類総合支所に係る運営経費等を計上しております。

1 節報酬につきましては、地域住民会議委員 15 名の報酬、7 節賃金は 4 名の臨時職員に係る賃金であります。

11 節需用費や 12 節役務費などは、事務的経費に係るものが主なものであります。

次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は忠類インターチェンジ開通を機に発足した忠類魅力発信事業実行委員会に対する補助金、細節 4 は忠類地域の定住対策として民間賃貸住宅の建設に対して助成するものであります。

20 目新庁舎建設事業費 1 億 8,617 万 4,000 円、本目は新庁舎建設に関連する経費で、13 節委託料は新庁舎への移転に伴う机、椅子、書庫などの引っ越しに係る費用、15 節工事請負費の細節 1 の新庁舎外構工事は 28 年度、29 年度の 2 カ年事業の初年の分、細節 2 は旧庁舎の解体に係る工事費であります。

21 目合併 10 周年事業費 124 万 7,000 円、本目は本年迎えました合併 10 周年に当たり、各種記念事業を継続的に実施するための費用で、日本ハムファイターズの応援大使や NHK のど自慢などに係る経費であります。

次のページになりますが、2 項徴税費、1 目税務総務費 178 万 9,000 円、1 節の固定資産評価審査委員会委員報酬のほか、賦課事務等に係る事務用経費及び 19 節負担金補助及び交付金、細節 4 の十勝圏複合事務組合負担金、滞納整理機構への負担金、次のページになりますが、細節 9 地方税電子化協

議会運用関係費負担金は、電子申告の運用、維持経費に係る負担金が主なものであります。

2 目賦課徴収費 2,921 万 3,000 円、本目は賦課徴収に係る費用であります。12 節役務費、細節 19 のコンビニ収納手数料につきましては、コンビニに対し 1 件 60 円の手数料を支払うものであります。が、平成 28 年度は延べ 3 万 4,800 件の利用を見込んでおります。

次のページになりますが、13 節委託料は、細節 7 収納管理システム保守点検委託料、細節 10 標準地不動産鑑定委託料が主なものであります。

23 節償還金利子及び割引料は、修正申告などに伴う還付金であります。

次のページであります。3 項 1 目戸籍住民登録費 1,842 万 9,000 円、本目は戸籍及び住民登録事務に係る費用であります。

13 節委託料は、細節 6 戸籍電算システム保守点検委託料、細節 9 マイナンバー制度に係る個人番号カード等の作成委託料が主なものであります。

14 節使用料及び賃借料は、細節 20 戸籍総合システムブックレスソフト使用料が主なものであります。

18 節備品購入費では、細節 1、26 年度に更新した戸籍電算システムの備荒資金組合への支払い経費であります。

次のページになりますが、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費 49 万 2,000 円、本目は平常時の選挙管理委員会開催に係る費用であります。

2 目参議院議員選挙費 1,111 万 3,000 円、本目は 7 月に執行予定の参議院議員選挙に係る費用であります。

次のページになりますが、知事道議選挙費、次のページの町長町議選挙費は廃目であります。

5 項 1 目統計調査費 150 万 9,000 円、本目は各種統計調査にかかわる事務的経費であります。が、本年は経済センサスが実施される予定となっております。

次のページになりますが 6 項 1 目監査委員費 248 万 2,000 円、1 節の監査委員報酬のほか、監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小川委員。

○委員（小川純文） それでは質問をしたいと思います。

まず、47 ページ、1 款総務費の中の総務管理費の 1 目一般管理費の中で、13 節委託費の細節 8 庁舎日直等業務委託料、それともう一点が、50 ページになりますか、5 目の一般財産管理費の 13 節委託料の警備委託料、4 点ありますが、まずこの先に 2 点質問をいたします。

これ、新庁舎にかかわっての宿日直だとか警備の関係になると思うのですけれども、新庁舎の警備のほうにつきましては、去年の予算の中で、機械警備ということで庁舎建設の中で 1,200 万円の機械警備システムの予算があって、去年、新庁舎に対する機械警備の段取りができていたと思うのですけれども、宿日直だとか機械警備のほうのこの委託料のほうで、年々これ増額していているという傾向にありまして、数字でいきますと、庁舎のこれ委託料ですからほかのものも入っていますけれども、この 2 点については、ほかの項目、余り変更がないので、ほかの部分は変更ないのではないかなと思うのですけれども、47 ページの細目 8 の庁舎宿日直等業務委託料のほうでいきますと、この 13 節の委託料総額が 26 年で 1,739 万円、27 年で 2,163 万円、28 年でこの委託料総額で 2,536 万 6,000 円と、こう毎年上がっているという現状と、警備委託料が入っている 50 ページのほうの 13 節の委託料のほうも 26 年で 1,872 万円、27 年で 1,906 万 7,000 円、28 年で 2,487 万 4,000 円と、結構金額が上がっている。これについて、今この庁舎の裏口のところで夜間とか休日の宿直をやっていますけれども、今度の庁舎のほうではどういう宿直体制になるのか、また機械警備になった中で警備委託料を含めた委託料が上がっているのはどうなっているのか、ご説明願いたいと思い

ます。

それとあわせて、今度 54 ページになります。

54 ページは新しく出てきた 10 目企画費の中の 13 節委託料、細節 5 公共施設等総合管理計画策定委託料と、近年そんなに公共施設が多く建っているわけではないと思うのですけれども、今後の保全、補修、管理等に見ていたとは思っているのですけれども、ここで 819 万 9,000 円というものが新しく委託料として生れているのですけれども、これについては自前でできないのか。やはり委託することによって、どういうメリットがあって、今後の策定になるのかをもう少し細かくお教えいただきたいと思います。

それと 58 ページ、LED 化の話でありますけれども、14 目交通防災費、11 節の需用費の中で、細目の 21 電気料 4,786 万 4,000 円とあるのですけれども、近年、これ結構少しずつ LED 化しているはずなのですけれども、ここ近年見ますと電気料のほうで 26 年で 4,222 万 3,000 円、27 年 4,855 万 4,000 円、本年が 4,786 万 4,000 円と、少しは下がっているのですけれども、電気代も上がっているのですけれども、LED 化をして電気料が安くなっていないのかどうか。それとことし 800 万円をかけて LED 化を 2 カ年で交換するという話ですけれども、それに対するリースなのかどうなのか。リース料であれば、14 節の使用料及び賃借料の中に、LED の借上料なりリース料というのが入ってくるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺についてのご説明、この 4 点をお願いしたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 私からは、宿日直業務と警備にかかわることについてでございます。

宿日直業務、現在は役場の地下の部分にお部屋を設けまして、日に 4 回庁舎内を巡回しているところでございます。新庁舎になりましてもお部屋のほうは用意させていただいて、夜勤については 2 交代制ということで行う予定でございます。

また、委員おっしゃるように、機械警備を導入して、事務スペースごとに機械警備が作動するような形で、不審者ですとか、そういったことに対しての対応を行う予定でございます。この部分につきまして、宿日直業務の中で、この機械警備に係る操作、また正面玄関の戸締まり等、これら人的警備についてをこの宿日直業務に含んで実施していただくような形になっております。

警備業務につきましては、先ほど警備委託料の中で積算しているところでございますけれども、この部分につきましては、庁舎の警備業務と旧みどり資源公団、そちらのほうの警備委託料も含んだ委託料というふうになっております。以上でございます。

○委員長（藤谷謹至） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） 私のほうからは、公共施設等総合管理計画の部分で自前でできないのかというご質問だと思います。

こちらの部分につきましては、まず計画そのものにつきましては、25 年に国のほうでインフラ長寿化基本計画というものを策定いたしました。これを受けまして、28 年度までに各自治体においても策定することが義務づけられております。詰めるような形となっております。

計画の策定に当たりましては、細かく最低でも 10 年以上の期間、将来計画を持って現状の把握ということで老朽化の現状ですとか、さらに利用状況を初めとした公共施設の状況、そういったものを、将来の見通しをまず定めなさいよという部分、それと今後の課題の基本認識といたしまして人口や利用需要等を踏まえた適正な数量かどうかといった部分のも判断するといった形となっております。

具体的には、施設カルテといいますか、それぞれの各施設、およそ試算では 150 施設等を有しておりますが、そういった施設の利用状況だとか修繕状況、さらには今後の将来のコスト推計、こういった形もシミュレーションしなければいけないということで、現状では委託をかけて、その中で集計するというように考えております。総体的な部分の管理計画の策定という部分の一部分につきましては、自前で実施したいというふうに考えております。

○委員長（藤谷謹至） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 防犯灯の LED 化の関係ですけれども、幕別地域におきましては、随時 LED 化

しておりますけれども、昨年 11 月に北電の電気料の値上げが結構ありましたので、その結果、効果が薄まっている状況であります。

平成 28 年度につきましては、防犯灯及び街路灯につきまして LED 化されていない部分につきましては、全灯リースで事業を行いたいと考えております。

使用料等でリースの部分が出ておりませんでしたけれども、新年度におきましては調査を実施いたしまして、それからリース契約というふうになりますので、28 年度、契約できればそのままのせたいところですが、間に合わなかったことも考えますと、一応新年度の 28 年度につきましては、使用料の予算については計上していない状況でございます。

○委員長（藤谷謹至） 小川委員。

○委員（小川純文） まず、庁舎管理のほうでございますけれども、宿日直のほうは継続して、行政ですのでどうしても 24 時間受けなければならない事務というものが、婚姻届だとか死亡届だとかそういうものを受けなければならない義務がありますので、今後も宿日直を置くということでありまして、これ細かくはここに載っていませんのであれなのですけれども、宿日直で今までは警備と一体化の中でやっていた部分が、今度は機械警備と宿日直の部分に分かれるということで、これは両点にまたがるのかなとは思いますが、警備委託料のほうもそうでありまして、機械警備になって今まで人的警備をやっていたよりも、その警備会社に払う委託料というのが増額になっているのかどうかというところも、できれば含めてお答えをいただきたいと思います。

また、公共施設等の修繕補修計画策定でありますけれども、それにつきましては国の指示の中で行っていかなければならないということではありますけれども、今後については、これ 1 回策定をして、それに向かって年次の点検を図り年次の方策というものが、これを 1 回やればできていくということだとは思いますが、その点についてもお答え願います。

58 ページの LED 化の関係でありますけれども、本年度計画をするということでこれ予算にのっていないということでありまして、例えばですけれども、来年度からこの LED 化が全灯できたとした場合に、電気料と防犯灯、街路灯に対する費用というのかな、ランニングコストがどのぐらい下がることによって、今回、リースで全灯かえたほうが良いという判断等をしたのだと思うのですが、そこら辺の見込みの費用対効果等も、あわせてご説明願えればと思います。よろしくその点についてお答え願います。

○委員長（藤谷謹至） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 私からは日直の業務と機械警備の業務についてでございますけれども、現在行っている日直業務と機械警備、機械警備は現在行っていないので、それに対する増額なのですけれども、宿日直業務につきましては、新年度から 500 万円ほど人的な経費の部分が大きいのですけれども増額になります。機械警備は新しく導入いたしますので、純増ということで約 80 万円ほど増額になる予定でございます。以上です。

○委員長（藤谷謹至） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） 本計画につきましては、少なくとも 10 年以上の計画ということで定められております。この 10 年間、まず計画を立てまして、全く見直しをしないというわけではなく、その間においてコストあるいは施設等の必要性、計画がどうしても来年度中ということで国のほうも期間がないということで、細かい計画というよりも一定程度の計画でまずつくりますよと。その後において検証等を行って、見直しをしていただきたいという部分の内容でありますから、今後の見直しもあるということで考えております。

○委員長（藤谷謹至） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 防犯灯 LED 化に伴う効果額等でございますけれども、まだ 27 年から 32 年までの 6 年間で、80 ワットの部分の LED 化を計画しておりましたけれども、水銀灯につきましては水俣条約で平成 30 年から製造を中止することになりましたので、そうすると 80 ワット以外の水銀灯も今後かえなければならないということもございましたので、そうした場合、10 年間の維持管理費

と電気料を比べたときのメリットを考えた場合に、全灯一括してリース事業でやったほうが効果があるということで考えております。

まず、28年度と29年度の2カ年でリースを全灯実施したいと考えておりまして、まず28年につきましては2,025灯のLED化を実施する予定でございます。29年には1,941灯をLED化することということで、10年間にかかるその灯具等の交換費とかリース料の維持管理費につきましては、2カ年で全体で維持費といたしまして、LED化をした場合3億7,100万円ほどかかります。電気代につきましては、10年間の電気代ということで、LED化した場合、効果額が2億8,000万円出るということです。

済みません、10年間の維持費ですけれども、もう一度申し上げます。10年間の維持費を現在の既存の照明のままからLED化した場合に、維持費については1億6,200万円の費用がふえますけれども、10年間の電気料につきましては、LED化することによりまして2億8,000万円の効果が出るということで、差し引きいたしますと、10年間で1億2,000万円程度の効果額が出るということになりますので、全灯LED化を実施するというところで計画しております。以上です。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほか、ありませんか。

（関連の声あり）

○委員長（藤谷謹至） 小島委員。

○委員（小島智恵） LED化についてなのですけれども、防犯灯、街路灯を全灯リースで行われるという今お話だったのですけれども、電気代、10年間で見ると効果があるということでした、それでは町内施設においてのLED化、これはどのようになっているのでしょうか。進んでいるのでしょうか。電気料でそのメリットがあるのであれば、進めていかれたらよいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 町の全体の公共施設のLED化ということなのですけれども、効果があるということで、ただ初期投資でその機器をかえるという費用がございますので、それらを勘案しながらということでございますけれども、今後、その先ほどの公共施設総合管理計画等にもございましたけれども、そういったものも含めて維持管理について、総合施設管理計画等で十分検討しながら順次進めていきたいなというふうには考えております。

○委員長（藤谷謹至） 関連ですか。

（関連の声あり）

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 公共施設等総合管理計画策定の先ほど小川委員から質問がありました819万9,000円の予算の件なのですけれども、これ国が全国一斉に管理計画を策定するよにということから、今回事業費が計上されていたと思うのですけれども、819万9,000円というのは、少なくない金額だというふうに思うのです。委託先といいますか、こういったところに町の公共施設を今後どのように管理をしていくかという大事な計画になりますので、こういったものはこういったところに委託をされていくのか。

もう一つ、これまで特に箱物が多かったのですけれども、公園でありますとか、いわゆる長寿命化計画というものを、幕別町はずっと重ねて計画を持って取り組んできたと思います。こういうものが、総合管理計画ですから、一括して全部の計画になっていくのかな、それにしては150云々施設では少ないなというふうにも思いまして、長寿命化計画との関連ではこういったその今まである計画がどう生かされていくのか、この2点について伺います。

○委員長（藤谷謹至） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） まず、手法につきましては、公募法あるいは指名というふうにはまだ考えておりませんが、プロポーザルで実施するような形で考えております。

それと、施設の部分でございますが、これインフラの部分、いわゆる水道ですとか下水道ですとか道路ですとか、そういった部分も別途含まれているということで、さらに数といいますか、施設とい

う先ほど形で言いましたが、そのほかに今言いました管ですとか、道路、橋梁等も含まれるという形になっております。

それと、計画につきましては、今現在ある計画と整合性を図ることということで、国のほうから示されておりますので、基本的には一本化という部分につきましては、国のほうとしてもその部分で、総合管理計画の中でまとめることについては、特に問題ないというふうになっておりますし、逆に別に分けてある計画は計画として整合性を図るということも、どちらでも構わないという形での内容となっております。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） いや、私は特に財政運営上は総合管理計画は必要だというふうに思うのです。つまり個別にそれぞれの管理計画を立てても、どこを優先するかということになれば、それぞれ立てられた計画を比較検討しながら優先順位を決めてやっていかなければならない。そのためには、全体を管理する総合計画というのは大事だと思うのです。ただ、これまで、今お答えいただきましたけれども、インフラの部分も新たにということではありますが、橋梁ですとか道路ですとか、総合計画を手がけてこなかったでしょうか。今、一体、長寿命化の管理計画というのは、どの部分で幾つの計画を持っていられて、今度総合計画になってくると、それらがどうリンクされて一つのものになっていく流れですね、これをお示しいただけませんか。

○委員長（藤谷謹至） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 今、具体的なインフラ系の施設の長寿命化の計画が何件あるということでの押さえはしておりませんが、ここで立てる公共施設等総合管理計画につきましては、公共施設ということで箱物、建築物と、そのインフラ系の施設、道路、橋梁、公園、上下水道、これらを対象とするという形になりますので、水道ですとか、道路、公営住宅、これらについては長寿命化の計画がございますので、それらを包含する形で計画はつくられていきます。

あと、公共施設、学校とかの部分で個別に計画をつくっている部分もございますが、町の近隣センターですとか、それら多くの施設がございます。これらをどういう計画で今後管理していくのか、その管理の個数はどうなのかといったことも十分検討していかなければならないということで、この計画を立てようと思っております。

あと、この計画の策定に当たりましては、具体的な状況ですとか、今後その施設をどういうふうに直していくのだという部分の専門的な見地からの調査が必要になることから、委託を行っていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 専門的な見地からの調査ということですが、その管理計画ですから、公共施設が現状どうなっているのか、そこから出発することはそうだと思うのです。ですが、今、数字を持っていられないというふうにおっしゃられましたけれども、これまでも長寿命化計画を立てるときには、それなりの経費を使って、そしてその一つ一つの施設の耐用年数から始まって老朽化、直す場合には幾ら予算がかかるのかというのを丁寧に積み上げてこられたと思うのですよね。ですから、その上に立った総合計画というは、いわゆる手がけられていない部分も含めてトータルでやっていく、そこに819万円もかかるのかなというように率直に思うものですから、改めて、現在、幕別町が管理している公共施設が幾らあって、これまで幾つの計画が持たれていて、不足しているのは幾らで、トータルで不足しているところと、それから関連するところの関連性を持った計画にしていかなければならないので、そのための必要な計画という、同じことになりますが、手順と積み上げてきた計画の到達についても、きちっと示していただきたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 長寿命化の計画の数については、後ほど答えさせていただきたいというふうに思いますが、それぞれの個別の施設がどういう状況で、どういうふうに直していくかという部分とあわせて、現在、公共施設の煙突のアスベストが含まれている煙突があるのではないかと、

それらの調査の部分で、別個積算では 200 万円程度なのかなというふうにも思いますが、これらの調査もあわせて行いたいというふうを考えております。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 個別の計画、長寿命化は後ほどお答えいただきたいと思います。

加えまして、この計画の中には、施設そのものの今後も維持していくか、あるいは存廃も含めて、あり方などについても検討される中身ではないのでしょうか。つまり、幕別町の公共施設の全体の老朽化をも含めた修理や改善の計画とあわせて、施設そのもののいわば必要性、不必要性も含めての管理計画をここで持つようになっていくのではないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） この計画におきましては、公共施設の一管理方針、この施設を直して長寿命化を図っていくのか、そしてまた似ているような施設を統合していくのか、その施設を廃止していくのかというような、この施設を廃止するというような具体的などころまではいかないと思いますけれども、トータルとして施設をどういうふうに集約していきましようというような方向性については、検討していきたいというふうに思っています。

○委員（中橋友子） わかりました。後ほどの数字を待ちます。

○委員長（藤谷謹至） ここで質問を予定されている方、ご確認をしたいのですけど。

（挙手する者あり）

○委員長（藤谷謹至） はい、よろしいです。

審査の途中ですけれども、この際、11 時 15 分まで休憩をいたします。

11：00 休憩

11：15 再開

○委員長（藤谷謹至） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画室長。

○企画室長（細澤正典） それでは、先ほどの中橋委員のご質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

もう既にある長寿命化計画なのですが、橋梁にかかわる計画、あと下水道の施設の部分にかかわる計画、公営住宅、公園、簡水の中で大豊と糠内、これらにつきまして、もう既に長寿命化計画を策定しているところであります。

あと、施設の 150 施設ということで参事のほうからお答えさせていただきましたけれども、その内訳なのですが、コミセン、近隣センターなどが 53、あとそのほか老人福祉施設ですとか保育所などの施設、それと社会教育施設、体育施設、あと観光施設、これにあわせて学校、これらを合わせておおよそ 150 ということで予定しているところです。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大体の姿がわかりました。一つだけ、学校につきましては、学校の改修計画というの今持たれてはいるのですが、ここにはこれまで計画を持っていない中に学校が入りました。これは同時に計画を持っていくということになるのでしょうか。つまり、総合計画は総合計画として必要ですから目的がありますからやりますが、今後も個別の長寿命化計画あるいは管理計画、それぞれ施設ごとに持っていられる予定なのですか。

○委員長（藤谷謹至） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 現在、教育委員会におきまして、学校の施設の改修の計画ということで、積算、それは職員の中で積算しているものでありまして、今回の計画の中でももう少し具体的な費用面とかいうのも出していかねばならないというふう考えております。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほかに質疑ございますでしょうか。

田口委員。

○委員（田口廣之） 60 ページの 15 目諸費、報償費の細節 8 ふるさと納税なのですけれども、住民税の影響が出ていると思うのですけれども、どのぐらいの影響を見込んでいるかということと、返礼品はどういうものがあるか、またどのぐらいの割合で返すのかということをお伺いしたいのですけれども。

○委員長（藤谷謹至） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税、寄附いただくことで税額控除が受けられるというシステムになっておりますけれども、27 年度の課税分、26 年に確定申告された分ですね、それで影響額を算出してみますと、50 件で町外へ寄附された方が 215 万 9,200 円。これから税額控除の分としての影響額を算出しますと、町民税ベースになりますけれども、減収額として 67 万 1,530 円の減収となると推定しているところでございます。

あと、12 月からふるさと納税を実施しているところでございますけれども、2 月末現在で 4,259 件の寄附をいただきまして、金額といたしましては 6,355 万 1,000 円となっております。

返礼品につきましては、寄附いただいた額の大体 3 割から 4 割、4 割程度になると思うのですけれども、それを返礼品としてご希望される寄附者の方にお送りしているということでございます。

あと、返礼品の中身についてでございますけれども、現在 12 の事業者からご協力をいただいております、56 種類のメニューを用意しております。返礼品としてご希望が多いものは農産物が返礼品として希望される方が多くなっておりまして、トウモロコシですとかグリーンアスパラ、またジャガイモですとかタマネギとか、そういった農産物が返礼品として多く希望されている今は傾向にございます。以上です。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほかございますか。

（関連の声あり）

○委員長（藤谷謹至） 小島委員。

○委員（小島智恵） 関連なのですが、ふるさと寄附にかかわることなのですけれども、国の制度ではことし 4 月から新たに法人寄附というのも対象になってくるようなのですけれども、我が町としても来月の 4 月から法人寄附というのも開始されるのでしょうか。

また、ちょっと具体的なのですけれども、法人となりますと、寄附の金額というのが幾らぐらいからできるのでしょうか。上がってくるのでしょうか。

また、法人に対しても返礼品を考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 法人寄附についてでございます。28 年の税制改正大綱の中で、法人寄附を創設するということが、国のほうでも言っているところではあるのですけれども、今現在、具体的にどういった手法で行うということが、まだ私どものほうに知らされていない状況にございます。なので、法人税が幾ら寄附すると減税対象になるのか、そういった細かいことがまだ示されていない状況でございますので、国の動きを注視しながら、これから取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○委員長（藤谷謹至） 小島委員。

○委員（小島智恵） 法人のほうはまだということなのですけれども、個人寄附のほうで少し町民の方からご意見いただいたのですけれども、日ハムの応援大使の件と絡めまして、1 年間の限られた期間での大きなチャンスをいただいたということで、このふるさと寄附、さらに盛り上げていくべく、例えば選手の方の写真だとかサインが印刷されたポストカードとか、何でもいいですけれども、返礼品として割と安価にできるようなものをつけさせていただくとか、もしくは、もう返礼品そのものとして、例えばサイン入りグッズそのものを返礼品にするとか、あくまで球団の方との協議によるのですけれども、日ハムの応援大使、せっかく 1 年のチャンスいただいたわけですから、何かできないものか、お伺いしたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） 日ハムの応援大使の関係でございますけれども、基本的に商品といいますか、金銭を伴う部分での活用というのは、球団側のほうとしてはちょっと使用できないということで聞いておりますので、それ以外の部分で応援大使の活用という部分については考えてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほか。

野原委員。

○委員（野原恵子） それでは、ご質問いたします。

57 ページ、12 目職員厚生費、12 節役務費です。15、16 とかかわって質問させていただきます。

人間ドック手数料、職員健診診断手数料の件なのですが、平成 27 年度の予算では 176 人、3,582 人分の人間ドック健康診断をしております。平成 28 年度の予算では、職員数がふえる、嘱託職員も含めてふえると報告されておりましたけれども、170 人と 349 人、このように予算が減っております。なぜそうなのかをお聞きしたいと思います。

また、健康を維持していくという意味では、残業も平成 26 年度は 17.4%ふえているということでしたけれども、それには選挙の関係ですとか、さまざまな行事が入りまして残業がふえているということでしたけれども、この残業が一つの部署ですとか、個人ですとか、そういうところに偏っていないのかどうか。それと中長期の休職者、こういう長期休職者はいないのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

もう一点、71 ページ、2 目参議院議員選挙費、13 節委託料、6 啓発用看板設置委託料にかかわってなのですが、ことしの参議院選挙から 18 歳選挙が実施されます。そういう点では、若い人たちへの選挙にかかわる啓発というのが必要ではないかと思います。高校生などは、学校などで行われるのかなと思うのですが、働いている人たちにもしっかりとそういう 18 歳選挙権ということをお知らせし、啓発しということでは、職場とかそういうところでもしっかりと啓発していくことが大事ではないかと思いますが、その点について伺いをいたします。

○委員長（藤谷謹至） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 初めに、人間ドックの予算が少なくなっているのではないかとということなのですが、人間ドックにつきましては、40 歳以上の組合員は毎年、31 歳から 39 歳の組合員は隔年ということで、このルールで実施しているところでございまして、本年度もこのルールで実施しているところでございます。28 年度につきましても、このルールに基づきまして実施するところであります。それで、若干の対象者の増減、また定期健康診断の中には、臨時職員の健康診断ということで、その部分も含んでおりますから、そういったことで若干少し金額は少なくなっているのかなとは思われますけれども、今までと変わらないルールで実施してまいりたいというふうには考えております。

次に、残業につきましては、時間外が多い部署ということでございました。26 年度の実績で申し上げますと、実績の多かった場所は教育委員会の学校教育課、総務課、福祉課、こういったところが多い部署というふうになっております。

それと、長期の休養者でございます。職員の病気などで休職をしている職員でございますけれども、平成 26 年度は 12 人、平成 27 年度は実人数で申し上げますと、今現在で 12 人というふうになっております。

それと、参議院議員選挙の 18 歳に引き下げられることによる啓発でございますが、今度の参議院選挙から 18 歳に引き下げられるということで今予定されているところでございますけれども、これまで町内の幕別高校、江陵高校、あと中札内分校、こちらの学校に道の選挙管理委員会になりますけれども、そちらのほうで出前講座という形で講義を行いまして、またあわせて模擬投票ということで、少しでも選挙の仕組みをわかっていただくという取り組みをしているところでございます。高校生以外の、20 歳未満の選挙権のある方に対しまして、広報やホームページを通じて、これからも周知活動を図ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（藤谷謹至） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 病気休暇の関係でございますけれども、若干補足をさせていただきたいと思
います。平成 27 年中に 5 日以上病気休暇を取得した職員が 12 名ということでございます。これ、
5 日以上ですから、ちょっとけがをして 5 日休んだような場合も対象になります。12 人の内訳ですけ
れども、内科系統が 3 名、外科が 4 名、心疾患が 5 名、うち現在も継続で休んでるという職員が外科
で 1 名、心疾患で 1 名という内訳になってございます。

○委員長（藤谷謹至） 野原委員。

○委員（野原恵子） 健診の件ですけれども、職員の人数がふえて、手数料の予算が減っているとい
うことなのですけれども、今までどおり実施していくというお答えでしたけれども、この予算の中で今
までどおり実施するというのは数字の上から見えてきません。職員数はふえていますけれども、健診
の人数が減っているということでは、やはり数字の面から見えてこないものですから、質問をいたし
ました。病気はやはり早期発見、早期治療が健康を保つためにも、それから医療費の削減のためにも
大変必要なことだと思います。また、残業などで、職員の方の負担もふえてくるというのは、残業の
時間数から見えても、それは数字から見るとちょっと不安なところもありますので、こういう質問を
したわけですけれども、やはりしっかりと休養もとって、早期発見、早期治療、そして軽いうちに治
療をしていくということが大事だと思いますので、その点十分留意していただきたいと思います。

また、長期休職なのですけれども、長期休職、5 日以上病気の方で 12 名ということでしたけれど
も、長期休暇、この外科で 1 名、心疾で 1 名ということでしたけれども、どのぐらいの休職で長期と
いうふうに押さえているのか、その点をお聞きしたいと思います。

また、選挙人、18 歳以上の選挙権の件なのですけれども、学校の中ではいろいろな手だてを講じら
れているというのは報道などで承知しておりますけれども、その働く人たち、学校にかかわっていな
い方、そういう部分での啓発も本当に大事だと思うのですけれども、今ホームページですとか、広報
などでお知らせするということでしたけれども、やはり町内の事業所などにもしっかりとお知らせして、
選挙に行こうという啓発ですか、そういうことも必要だと思いますし、あと公共施設ですとか、そ
ういうところでもやはりこういう啓発のポスターですとか、そういうことも必要ではないかと思うの
ですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 人間ドック等々の健康診断にかかわる予算が少なくなっているということ
あるのですけれども、近年、若い職員の採用がふえておりまして、先ほど申し上げましたように、若
い職員というのが、毎年人間ドックの受診ではなくて隔年の実施ということでございます。それと
あわせて、人間ドックの単価のほうが、定期健康診断の単価より高い単価で実施されているもの
ですから、言ってみれば、人間ドックを受ける若い世代がいるために、少し人数が少なくなっている
のと、定期健康診断を逆に若い世代が受けるということで、その単価差がありまして、金額が若干落
ちているというふうに考えているところでございます。

それと、病気休暇の取得者でございますけれども、公務災害等で休んでいる職員、これが今現在で
288 日、もう一つ精神的な疾患で休んでいる職員が 137 日と、長い職員としてはこの 2 人が今現在長
い職員となっております。

長期の病気休暇の定義と、病気休暇としては 90 日までとれるのですけれども、それ以降、さっき申
し上げましたように 5 日以上というのが病気休暇となりまして、今申し上げました 90 日以上に達して
いる職員ということで申し上げたところでございます。

あと、参議院議員選挙の公共施設等の啓発についてでございますけれども、この辺、選挙権の年齢
も拡大されたところでございますので、そういった公共施設での啓発、この辺も十分考えながら取り
組んでまいりたいというふうに考えております。あと、公共施設以外の企業、事業者での啓発にも取
り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（藤谷謹至） 野原委員。

○委員（野原恵子） 確認の意味で質問いたしますけれども、90 日以上を長期というふうに、90 日が有給休暇の範囲内ということの押さえではなくて、公務災害ですとか病気ですとか、90 日以上の方が 1 人ずついるということの押さえでいいのでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 病気休暇として取得できる上限と申しますか、それが 90 日というふうに定めさせていただいているところであります。それを超える日数を今休まれている職員を 2 人ということで、先ほど申し上げたところでございます。

○委員長（藤谷謹至） 野原委員。

○委員（野原恵子） 外科の方で休職されている方は、治療ということは先が見えるのかなと、どちらも長期休養というのは、本当に本人にとっても家族の方にとっても心配事だと思うのですけれども、心疾患の方も 1 人長期で休養されているという、そういう状況もあるということで、その点ではやはり職場の環境だけではないと思うのですけれども、そういう手だてをしっかりと講じていくということが大事ではないかと思うのです。残業もこのようにふえてきている、その年によって残業も違うとは思っているのですけれども、そういうことも要因にならないような職員の配置をしながら手だてをとってくことを求めまして、質問は終わりにいたします。

○委員長（藤谷謹至） ほかありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 何点かお尋ねしたいと思います。

総務費の、これは毎年お尋ねしているのですけれども、66 ページ、税務総務費の中で、19 の負担金補助及び交付金、十勝圏滞納整理機構に毎年委託を出して、徴収義務に当たるという手法をとってられました。これ去年はたしか 13 件で、予算は 47 万 6,000 円という当初の予算でありましたけれども、ことはそれよりも 20 万円近くふえております。対象とする人を拡大されていくのかどうか、この点については、なるべく町で頑張る必要があるのではないかとすることを提案させていただいたのですけれども、ことしこの予算がふえている理由等についてお尋ねいたします。

戻って申しわけないのですが、65 ページ、19 目総合支所費の 19 節負担金補助及び交付金の 3 忠類地域魅力発信事業実行委員会補助金で 200 万円が計上されております。これ、初めての提案で、去年はなかったですね。忠類の活性化に向けて、これまでもいろんな取り組みされてきているのですけれども、ことしの予算の中では、どんな計画を描かれて実行委員会に補助金を出されていくのか、内容について伺いをしたいと思います。

それともう一点、協働のまちづくりであります、64 ページ、同じく 19 節の負担金補助及び交付金の事業に対しまして 1,000 万円の予算が計上されております。この主な事業の内容について伺いたいのですが、協働のまちづくりにかわりましては、なるべく使い勝手のいいものに変えていきたいというような姿勢を示されておられたと思うのです。その辺の絡みも含めて、ことしの事業中身についてお尋ねをしたいと思います。

最後であります、62 ページ、17 目の電算管理費の 13 節委託料の細節 13 社会保障・税背番号制度対応システム改修委託料ということで、新しく取り組みますマイナンバーについてのこれは改修システムにかかわる事業だというふうに思います。これまで、この委託料にかかわりましては、13 節、細節 5 の住基ネットワークシステム保守点検委託料も計上されております。この住基ネットとマイナンバー事業のそれぞれの役割と関連性、住民にとってはそれぞれ番号をつけられて、必要に応じて使うということですが、これはこれからもこの二つの事業がずっと継続されていくのでしょうか。委託のあり方も含めて伺いいたします。

○委員長（藤谷謹至） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 滞納整理機構の関係なのですけれども、一応計画では、まだ今の段階でははっきり決まっていないのですけれども、おおよそ 14 件、1 件ふやすのかなというふうに考えております。それが、金額が 20 万円ほどふえているのではないかとすることなののですけれども、件数割とい

うことで、その1件分ふえているということ。あと26年度の実績割が結構よかった、よかったという表現が適当かどうかはわかりませんが、多かったものですから、それで実績割の分がふえて、このような形になったものだと思います。

○委員長（藤谷謹至） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） 忠類地区の魅力発信事業の関係なのですが、こちらは平成26年に、平成27年3月に高規格道路が開通することに伴いまして、地域の中で何とか活性化したいという部分の会議が始まりました。その中で、平成27年度は平成26年度の補正予算で、平成27年度の繰越事業として交付金事業を活用して、今年度実施してございます。

平成28年度の事業の予定といたしましては、平成27年度、今年度の事業等の継続といたしまして、引き続き地域外へ向けた魅力発信の活動の取り組み、それから地域内の住民の方にも、地域のよさを再認識してもらうための取り組みも含めて行っていきたいと考えているところでございます。

○委員長（藤谷謹至） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） 初めに、協働のまちづくりの部分でございますけれども、27年度、これまでの実績につきましては214件ございまして、メニューにつきましては公区活動支援事業ですとか、コミュニティ支援事業、環境美化事業ですとか、六つの事業区分がございまして。平成27年度から特にふえたものとして、ごみサークルの設置を拡充いたしました。このごみサークルの設置につきまして27年度広げたことによりまして、各実績では15公区から139カ所の設置で、事業費ベースで54万6,581円、交付決定額で27万3,288円ということで活用されていると。これは協働のまちづくり検討委員会のほうでも出されて意見等を踏まえて、27年度に拡充したものでございます。28年度につきましては、これに加えて、このたび町花として指定いたしました芝桜がございまして。制定されました。これを各公区のほうの例えば近隣センターですとか、そういった部分で芝桜を普及していただけないかということで検討して、検討委員会のほうでも検討していただいた中で、新年度につきましては、新たに環境美化の支援事業として芝桜の苗の配布ということを考えております。

続きまして、電算管理の部分でございまして、各システムの部分でございまして、これあくまでも労務関係、いわゆる年金システムですとか、健康管理システムですとか、これまで、いわゆる住基と連携する部分がございました。それがマイナンバーという形に切りかわったことによりまして、それらのシステム改修に伴う部分がこの中で見込まれているという部分でございまして。

○委員長（藤谷謹至） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 住基ネットとマイナンバーのシステムの関連性ですが、住民基本台帳ネットワークシステムを使いまして、マイナンバー、個人番号を付している状況ですから、このシステムについては引き続き利用させていただくということで、保守点検委託料もこれからは出てくるという流れでございまして。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、滞納整理機構のほうであります。1件ふやそうかなということであります。1件で20万円もふえるのかなというのが率直なところ。もともとの委託料が65万円ということで、もともとというか、もともとが45万円、昨年の当初予算では47万6,000円だったのです。これで、13件だったのです。1件ふえて、65万円になると。お話では、1件ふえた分と、これまでの実績によってふえていくのですよということでありますけれども、まずちょっと仕組みがよくわからないので、多分去年お願いしたところが、お願いしたとおりの回収につながったら、幕別町の負担が多くなるのかな。つまり実績があったから、その分加算されて、だから65万になっていくのかというふうな理解になるのですけれども、それでよろしいでしょうか。

次、忠類の魅力発信事業実行委員会、これどんな方たちが実行委員になっているのかも伺いたいたのですが、このところ忠類にかかわっては、随分今までいろんな活性化につながる振興計画等も含めまして、例えば忠類地域住民会議の皆さんたちが計画書を合併をしてから、5年経過したときに提出をされたり、あるいは外部に委託をして活性化計画を立てる、そして今はその魅力発信事業

という形で取り組んでいるということで、ずっと重ねてこられました。要は、そういうものを積み上げてきた上での成果というのが、非常に大事になってくるのだというふうに思うのです。

ですから、今回もまた 200 万円をかけて計画をされていくということではありますが、これ忠類の何というのですか、魅力発信の方向性といいますか、たしか住民会議か何かだったのでしょうか、人口を倍にしてとかというのも出ておりましたけれども、どういう方向性を持って、ここに補助金を出されているのか、伺います。

それと、協働のまちづくり事業ですけれども、今、幕別町がこの協働のまちづくり事業は 6 項目の大きな柱を立てて、各公区の支援というふうにされていますよね。それで、使い勝手いいものにしていきたいということで、私もその植樹というか、花を植えていくという点では、この間も一般質問でもありましたけれども、芝桜に対する補助もきちっと取り組んで、せっかく町のお花になったということでもありますから、相当こういったところともリンクしてやっていかなければならないなというふうに思いました。同時に、そういうふうにしななければならないのは、開花期間がそんなに長くないですよ。町内会でも、例えば街路樹のますのところに花を植えて、ずっとこの道路の美化を図っていくとかってやるのですけれども、比較的春先から秋口まで咲き続ける花というのが多いわけです。そういう中で、芝桜を取り入れていくというふうになりますと、場所も選ぶでしょうから、この点については、十分その公区などとの協議の上に取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう一つ、この事業の中の、なかなかここは使いづらいなと思うものがありまして、お伺いするのですけれども、土木にも関連してくるのですけれども、排雪事業に対する支援が協働事業の中に含まれております。これ、ことしも大変雪が多くて、札幌地域は 50 センチ近い雪が降りました。全体もそうだろうとは思いますが、除雪に対する希望はいろいろあるのですけれども、中でも排雪にかかわる要望が強くあります。協働のまちづくり事業では、排雪にかかわって排雪場所を確保したときに助成をする、あるいはその排雪の角角、十字路になるところ、角から角へ、つまり例えば町内がずっとこの団地が形成されていて、班単位になっているところがあるのですが、班にかかわる道路、両側の了承を得た上で、この事業が申請されて、使うというふうになるのですけれども、なかなかいろんな家族構成があって難しい。同意が得られないところが真ん中にあれば事業が使えない、それから角角の除雪というふうにしても、手作業ではなかなか難しいというようなこともあって、だからこそ助成が必要なのですけれども、そういった点では、今年度新たな使い勝手のいいものにといいところでは、ぜひそういうことも検討していただきたい。

今の現在で、この六つの項目の中で、それぞれの過去の利用実績というのは、どのようになっていますでしょうか。こういった除排雪の実績などについても、どんな状況になっているか、伺います。

○委員長（藤谷謹至） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） ただいまご質問のありました、これまでの実績でございますけれども、まず公区活動支援事業、看板設置等の部分、看板の設置ですとか、地域サイン整備という部分でございますが、23 年度につきまして、23 年度から申し上げますと、23 年度は 7 件、24 年度は 3 件、25 年度が 7 件、26 年度が 10 件、27 年度が 1 件という形になっております。

で、地域コミュニティ活動、人材育成支援という部分でございますけれども、こちらにつきましては 23 年度が 6 件、24 年度が 10 件、25 年度が 7 件、26 年度が 7 件、27 年度が 8 件と、大体同じ申請件数で推移しております。

公区環境美化支援事業、こちらにつきましては花壇整備等あるいは公区環境整備の機械導入等にかかる支援でございますが、23 年度が 93 件、24 年度が 92 件、25 年度が 89 件、26 年度が 103 件、27 年度がこれまで 117 件となっております。そして、事業の四つ目の公区助け合い活動支援事業、こちらは雪かき支援とか、今お話のありました雪の堆積場の確保、あるいは地域内排雪といったさらに細かく言いますと四つの区分に分かれておりますが、これらの件数につきましては、23 年度が 5 件、24 年度が 9 件、25 年度が 4 件、26 年度、27 年度ともに 4 件ずつと、大体 4 件程度の推移で申請が今出ている状況でございます。

公区防災活動支援事業、防災あるいは防犯活動に係る支援でございますが、こちらにつきましては23年度が7件、24年度が17件、25年度が9件、26年度が8件、27年度が7件。最後に、公区資源回収の部分でございますが、これは実践公区の協力交付金でございますが、23年度が76件、24年度が77件、以下25年、26年、27年ずっと77件と同じ、毎年77件ずつという形で、トータルで言いますと、23年度が194件、24年度が208件、25年度が193件、26年度が209件、27年度がこれまで214件ということで、わずかではあります但し徐々にふえているのかなと思っております。

随時、公区長会議等の中で出された要望等も踏まえまして、協働のまちづくり検討委員会のほうでそういった部分を今後も検討して、よりよい交付金となるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（藤谷謹至） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 滞納整理機構の負担金の関係でございますけれども、負担金の積算の内訳と申しますか、内容についてですけれども、実績割と件数割と均等割で積算されるような中身になっております。実績割につきましては、前々年度の徴収実績に基づいて積算されるものですから、27年度の場合は25年度の分の実績で積算され、28年度は26年度の収納実績に基づいて積算されるということで、25年度の収納額よりも26年度の収納額が多かったということで、その部分でふえております。

それと、件数割の関係については、1件当たり幾らというような積算なのですけれども、その単価が来年度から若干上がるということで、そういったことでふえております。それと1件増の分がございまして、そういった分で、先ほどの約20万円程度増加しているということでございます。

滞納整理機構にお願いする案件につきましては、うちの町としての考え方は、これは変わっておりません。件数については、1件ふえるのですけれども、ほかの町と比較いたしますと、26年の数字にはなるのですけれども、例えば帯広が239件、音更が30件、芽室が29件と、うちの町に比べて少ない数字になってございます。うちは13から14ということで、若干動きはありますけれども、極端にふやすというふうには考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（藤谷謹至） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） 忠類地域魅力発信事業実行委員会の構成ということなのですが、忠類の商工会、それから観光物産協会、それから忠類地域に各団体、ディスカバリーとかパオズクラブ等の団体がございまして、そちらの団体のメンバーが加盟している状況でございます。実行委員会の委員長といたしましては、振興公社の社長がなってございます。

どのような考え方で事業を進めるかという部分なのですが、そちらに関しましては、交流人口の拡大を考えて事業に取り組んでいるところでございます。高規格道路ができたことによって、国道236号線の交通量が減少することによって、忠類地域に来ていただける人が少なくなる部分を想定した中で、魅力発信事業を行って、高規格道路を使って忠類地域に来ていただくという事業に取り組んでいくというような内容で始めたものでございます。

事業内容といたしましては、今現在、これからなのですけれども、今現在、想定しているものは、イベント部会といたしまして、ここ2年間取り組んでいるナウマンぞうり卓球大会、それからサイクルイベント、ファットバイクとかMTB、それから中札内グルメフォンドのサイクル関係の事業です。それから、花と環境部会につきましては、道の駅の東側に昨年ガーデニングの花畑つくったのですけれども、そちらを28年度も拡大して、事業を行いたいと考えています。

食の充実部会に関しましては、昨年「どろぶた」を使った食ということで、PR活動をさせていただいたのですけれども、ことしも引き続きPR活動をするものと、それからユリ根等を使った地域の特産品の開発を進めてまいりたいと考えているところで、

また、その他といたしまして、情報発信といたしまして、観光情報誌の北海道じゃらんを使った道の駅ランキングの記事にも掲載して、魅力を高めて、情報発信をしていきたいと考えているところで、

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 滞納整理機構のほうは、ほかの町から比べたら多くはないですよということでありました。はい、多くはないと思います。しかし、基本的にはやはりこういうのは町の職員のやるべき仕事だというふうに思っております。大したことはありませんが、単価が上がったということでもありますので、単価が幾らから幾らに上がったのかなということもお尋ねしておきたいと思います。

あと住基ネットとマイナンバーの関係なのですけれども、これ私は望みませんけれども、マイナンバーの情報がどんどんどんどんふえていくようなそういった仕組みになっています。そういうのと、また住基ネットというのは、これは全国どこにいても必要なときに住民票がとれるだとかというようなことで、あるいは税の申告だとかっていうふうにして使われてきたのですけれども、使い方もこうダブってきているところがあるのではないのでしょうか。そういうことはやはりシステムも整理されるけれども、使い方の明確化というか、その整理の方向というのはどうなのでしょう。

協働のまちづくりにつきましては、数字でお示ししていただきましたように、やはり数字の少ないところというのが、例えば人材育成であるとか、先ほどの申し上げた事業もそうですが、そういったところがやはり改善の余地があるというふうに私も思います。ぜひこの点も実績にきちっと照らして改善に向けていただきたい、このように思います。

忠類の魅力発信につきましては、いろんな形でこういった事業を取り組まれることは大事なことでと思いますが、一つ一つのそういった事業の検証といいますか、これまでもいろんな形でいろんな団体が外部にも委託してもらっていることでやられてきた流れを見ると、そういうところにも生かすべきものがあるのではないかとこのように思うのです。

例えば、これ平成 22 年に出された忠類の住民会議のときも、やっぱり活性化に頑張っていきたいというようなことをする述べられている中で、そのイベントとあわせて、今までにある地域の歴史や文化を継承できる、地域学研究機関などもつくって、いろいろ発展させていきたいのだというようなことも示されておりました。やっぱりこういうものも継承しながら、新しい魅力もつくっていくという、両方そういうものもないと、一回一回計画を立てて、それは終わりました。次もまたやりました、終わりましたというふうに、魅力の発信も頑張るのだけれども、ことしはこれだけの事業で終わりましたというようなことで、全体の交流人口が大きくふえていくということに、なかなか結んでいないのかなというふうに正直思います。

高規格道路が通ってしまったという、そういった状況もありますから、簡単ではないと思いますが、こういった研究が生かされることを望んで質問は終わりたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 件数割の関係なのですけれども、7 万円から 8 万円に上げさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 審査の途中でございますけれども、13 時まで休憩したいと思います。

12：06 休憩

13：00 再開

○委員長（藤谷謹至） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務費、ほかに。

小島委員。

○委員（小島智恵） 2 点にわたってお伺いします。

56 ページ、10 目企画費になるのですけれども、細節 19 マイホーム応援事業補助金なのでも、補助の対象の地域が、それまで忠類と本町のみだったと思うのですが、それが町内全域へと拡大

したわけなのですけれども、実績としてはどのようにそれが推移されていますでしょうか。また、その結果を受けて、どのように分析をされていますでしょうか。

2 点目ですけれども、65 ページ、21 目合併 10 周年事業費なのですけれども、ここに日本ハムファイターズ応援大使にかかわる事業というものが入ってくると思うのですけれども、先月 2 月 18 から 20 日にかけて、町長初め職員のほうで、沖縄名護市のキャンプに行かれて大谷選手そして市川選手にごあいさつに行かれたと思うのですけれども、その結果報告といいますか効果ですね。

それで、ここのところで事業をどのように行いたいかということで、町民の方に広くご意見を募集したと思いますが、それが 1 月には締め切られたということで、主なものとしてこういった意見が出されたのでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 企画室参事。

○企画室参事（山端広和） まず、マイホーム応援事業の関係でございすけれども、実績につきましては、まず 27 年度につきましては、まず申請段階の数字で申し上げますと、これまで 93 件、297 名の方から申請が上がってきております。ただ実績ベースでいきますと、この申請から住宅を完成してから交付金を交付するという形になりますので、これまでの交付実績を申し上げますと、このうち交付実績につきましては 56 件、183 名の方が対象となっております。うち、転入に係る部分につきましては、31 件、88 人ということで、実績ベースでいきますと、およそ 55%が転入による人口増という形でつながっているのかなと思っております。

なお、これまで、ことしからマイホーム応援事業は実施しておりますけれども、従前の制度でいきます定住促進住宅建設費補助事業の部分、これは 24 年から 26 年の 3 年間実施しておりますが、この 3 年間の実績で言いますと、68 件、191 人、このうち転入による増加が 31 件、72 人ということで、今回、全体としては転入増にはつながっているのかなと思っています。

また、申請者ごとの地域部分でございすけれども、このうちマイホーム応援事業につきましては、札内地区からの申請者が 18 件、幕別市街地区からが 3 件、忠類市街地区が 1 件、農村部が 3 件、十勝管内が 28 件、十勝管外が 3 件ということで、実績ベースでは合計 56 件という形になっております。

続きまして、日本ハムの応援大使事業の関係でございすが、まず 1 点目、どのような効果があったのかということでございすが、かなり多くのメディアといいますか、スポーツ関係紙等に取り上げていただきまして、現地へ行った際にも、すぐにホームページといいますか、ネットでもアップされ、さらには紙面にも大きく特産品を紹介されるなど、メディアを使った幕別町の PR につながったのではないかなというふうに考えております。

それと、今後の部分でございすが、アイデアの部分でございすが、広報 1 月号で町民からのアイデアを募集いたしました。この結果、15 人、38 件のアイデアが寄せられております。主なものとしては、応援大使が来町した際に、何か記念イベントができないかですとか、その内訳といたしましては、例えば野球教室ですとか、あるいはこれはもう実施されておりますが、後援会の立ち上げですとか、イースタンリーグの開催ですとか、住民票の台紙に写真を載せていただけないかだとか、数多くの意見が寄せられております。既に実施している部分もございすが、今後、このアイデア等につきましては、1 月 20 日の締め切りでございましたので、必要な部分につきましては、別途また内部で協議の上、今後の予算計上に当たりましては、6 月等の補正にも計上する考えが出てくるのかなというふうに思っております。

○委員長（藤谷謹至） 小島委員。

○委員（小島智恵） マイホーム応援事業なのですけれども、結局のところ、札内での件数が増加して、幕別、忠類の件数は数件にとどまっているという感じだと思うのですけれども、その制度を見ますと、補助額が札内と比べまして 50 万円の差ということで、結局のところやっぱり 50 万円の差だと、札内を選ばれるといったような結果につながるのではないかなと思っているのですけれども、その辺どのように捉えられているのでしょうか。

あと、日ハムのほうなのですけれども、さまざまなご意見が寄せられたということで、結局のどこ

ろ、オフシーズンに1回、幕別町にその両選手が来られるというふうには聞いてはいるのですけれども、その大事な1回るとき、これどんなことをするのか、そこまで方向性は今定まっていらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

○委員長（藤谷謹至） 企画室長。

○企画室長（細澤正典） 初めに、マイホーム応援事業の実績なのですが、参事のほうからお答えしたところなのですが、地区別の実績について、いま一度私のほうから説明させていただきたいのですが、交付件数で56件のうち、札内地区が46件、幕別市街地区が5件、忠類市街地区が2件、農村部3件という内訳になっております。小島委員が言われましたように、これまで行っていた定住促進住宅では、幕別市街、忠類市街で家を建てると300万円とか、町外業者だと210万円とかっていうような形の金額、それが今回、地域加算として幕別本町地区、忠類地区に関しては50万円ということですので、この実績を見ても、やはりその地区への住宅建設への誘導には結びついていないというのが、私どもも認識しているところです。27年度にこのマイホーム応援事業を使って家を建てたり、買われた方に対して、アンケート調査を実施いたしまして、この二つの地区に誘導するためには幾らぐらいの金額が必要なのだというような部分を含めて、調査を行ってまいりたいというふうに思っております。

あと、日ハムの関係です。応援大使がこちらに来てのイベントの中身ということなのですが、けれども、これについては後援会も立ち上がりました。そこでのご意見ですとか、あと各学校のほうにも寄せられた意見の中では、うちの学校に来てほしいというような部分もかなり多くの学校から寄せられています。1日しかないこの応援大使が来町する日程を、どのように有効的に活用といいますか、1日来て町民と触れ合っていただくのかという部分については、これから内部、そういった外部含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（藤谷謹至） 小島委員。

○委員（小島智恵） マイホームの件だけお伺いしますが、アンケート調査も行っていて、またさらに検討ということだと思うのですが、人口減少が著しい忠類と本町地区、こちらを選んでいただくには、どうすればいいのかということもやはり今後具体的に考えていく必要もあるのかなというふうに思います。金額でその上乗せしていくのかわかりませんが、しっかりと検討していただきたいと思ひまして、終わります。

○委員長（藤谷謹至） ほかに総務費について質疑ございますでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） ないようですので、2款総務費につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 3款民生費についてご説明申し上げます。

74ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算額4億4,282万3,000円であります。

本目は、福祉施策全般に要する経費であり、1節報酬、細節1は社会福祉委員65名分の報酬であります。

75ページになりますが、19節負担金補助及び交付金、細節4は社会福祉協議会の運営及び各種福祉団体への支援に係る補助金であります。

細節5は、民生委員の活動に対する交付金であります。

細節6は、年金生活者への臨時福祉給付金です。この給付金につきましては、平成28年前半の個人消費の下支えに資することを目的に、低所得の高齢者を対象に実施するものであります。

2目国民年金事務費、予算額311万円であります。

本目は、国民年金事務に要する経費であります。

3目障害福祉費、予算額7億7,943万7,000円であります。

本目は、障がい者の支援に要する経費であります。76ページ7節賃金、細節6につきましては障がい者の就労に対する賃金であり、就労意欲を向上を図ることを目的とした事業であります。

13節委託料は、障がい者の自立生活支援にかかわります各種の委託事業となっております。

次のページですが、20節扶助費は、障がい者の福祉サービス等にかかわる支援費を初めといたしまして、日常生活用具や交通費などにかかわる扶助であります。

次のページ、4目東十勝障害認定審査会費、予算額281万7,000円であります。

本目は、十勝東部4町で共同設置をいたしております障害支援区分認定審査会の運営に要する経費で、毎月1回開催いたしております。

79ページです。

5目福祉医療費、予算額7,126万円であります。

本目は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対します医療扶助及びその事務に要する経費であります。

80ページになります。

6目老人福祉費、予算額4億5,600万1,000円であります。

本目は、高齢者福祉全般に要する経費であります。

12節の役務費の細節15、次のページの13節委託料の細節14、14節使用料及び賃借料の細節6につきましては、緊急通報システムにかかわります経費で、平成28年4月から十勝消防広域化に伴いまして、通信指令室が廃止となりますことから、コールセンターにて緊急通報にかかわる業務を一括管理することに関する経費となります。

82ページですが、19節負担金補助及び交付金、細節3は老人クラブ連合会の活動に対する助成であり、細節5は公区など地域が主催する敬老行事に対しまして奨励金を交付するものであります。

20節扶助費は、細節2の養護老人ホーム入所者にかかわります老人保護措置費や、細節3の社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合の扶助などが主なものとなっております。

83ページになります。

7目後期高齢者医療費、予算額4億1,374万8,000円であります。

本目は、後期高齢者医療制度に要する経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、療養給付費等にかかわります町の負担分です。

8目介護支援費、予算額1,929万5,000円であります。

本目は、要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要する経費となっております。

次のページです。

9目社会福祉施設費、予算額275万5,000円であります。

本目は、千住生活館の管理運営に要する経費となっております。

10目保健福祉センター管理費、予算額2,296万6,000円であります。

本目は、保健福祉センターの管理運営に要する経費であります。85ページ、15節工事請負費及び18節の備品購入費につきましては、保健福祉センター内に新たに整備をいたします発達支援センターでの集団療育指導に活用いたしますプレイルーム及び検査室の整備に要する経費となっております。

11目老人福祉センター管理費、予算額1,165万2,000円であります。

本目は、老人福祉センターの管理運営に要する経費であります。

86ページの15節工事請負費は給油ボイラー更新工事となっております。

12目ふれあいセンター福寿管理費、予算額3,282万7,000円であります。

本目は、ふれあいセンター福寿の管理運営に要する経費であります。

1ページ飛びまして、88ページ、19節負担金補助及び交付金の細節3については、忠類デイサービスセンターの運営補助金となっております。

88 ページ、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、予算額 4 億 3,034 万円であります。

本目は、児童福祉全般に要する経費であり、1 節報酬、細節 1 は次世代育成支援対策地域協議会委員 13 人分にかかわる報酬であり、子ども・子育て支援事業計画の点検・評価等を担っていただいております。

89 ページになります。

2 目児童医療費、予算額 1 億 2,507 万 6,000 円であります。

本目は、小学生及び中学生の児童にかかわる医療費の扶助及びその事務にかかわります経費です。

90 ページです。

3 目施設型・地域型保育施設費、予算額 4 億 1,647 万 7,000 円であります。

本目は、幕別地域 5 カ所の認可保育所の管理運営に要する経費であります。91 ページ 13 節委託料、細節 11 青葉保育所の指定管理者業務にかかわる指定管理料であり、細節 12 は札内南保育園の運営にかかわる委託料となっております。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 は平成 28 年度から施設型給付施設へ移行いたします帯広市内の幼稚園・認定こども園にかかわる給付費となっております。

4 目へき地保育所費、予算額 8,843 万 2,000 円であります。

本目は、幕別地域 5 カ所、忠類地域 1 カ所のへき地保育所の管理運営に要する経費であります。93 ページの 13 節委託料、細節 5 は忠類へき地保育所の運営にかかわる委託料であり、94 ページ、15 節工事請負費、細節 1 は忠類へき地保育所のボイラーの更新工事にかかわる経費となっております。

94 ページ、5 目発達支援センター費、予算額 1,360 万 3,000 円であります。

本目は、発達のおくれ等に対します相談や支援などに要する経費となっております。

95 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は南十勝 5 町村で共同設置しております南十勝こども発達支援センターに対する負担金であります。

6 目児童館費、予算額 6,441 万 3,000 円であります。

本目は、児童館 3 カ所及び学童保育所 6 カ所の管理運営に要する経費となっております。

96 ページです。

7 目子育て支援センター費、予算額 2,265 万 1,000 円であります。

本目は、幕別及び忠類の子育て支援センターの運営に要する経費であり、13 節委託料、細節 5 は忠類子育て支援センターの運営にかかわる委託料であります。

97 ページになります。

3 項 1 目災害救助費、予算額 550 万円であります。

本目は、災害見舞い等に要する経費であり、災害等に要する経費となっております。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

田口委員。

○委員（田口廣之） 82 ページ、6 目老人福祉費、19 節負担金補助及び交付金の老人クラブ連合会補助金、地域敬老行事奨励金についてお伺いいたします。

老人クラブ連合会補助金です。これ交付年齢を 65 歳から 60 歳に下げたわけですがけれども、シルバーふれ愛まつり等、参加が減ってきているような状況があるのですけれども、何かちょっとした手だてを考えているかどうかということと、敬老行事はこれ公区等に任せてあるというのか、自主的な活動に移行しているわけなのですか、やられてない公区、またその敬老行事を受けられないお年寄りの方がおられるみたいなのですか、どのぐらいの割合というのですか、敬老行事を公区でやっているか、またやっていない公区はどのぐらいあるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 初めに、老人クラブの関係でございますが、今年度老人クラブ連合会への補助金につきまして、見直しを老人クラブ連合会と協議をいたしまして行ったところでございます。その中で、補助金対象となっております年齢を 65 歳から 60 歳に引き下げたということでございますので、その分の町からの補助金もふやすということになっております。

また、老人クラブの運営ということでもありますけれども、各老人クラブの活動費についても、1 人当たり 50 円という活動費を老人クラブのほうに下しまして、それで活動をぜひとも活性化していただきたいということで、そういうことも行っております。

また、老人クラブ連合会自体の事務局の体制というのも、なかなか事務局のなり手がいないというところで、非常に今大変な状態ということもお聞きしましたので、その辺も事務局の報酬等の見直しを行った上で、町としてもそういった補助金を交付する予定でございます。

それと 2 点目でございますが、地域敬老行事の奨励金でございます。平成 26 年度におきましては、114 公区中 84 公区が取り組まれておりました。今年度、今 28 年の 3 月現在では、まだ 83 公区ということでございますが、この 3 月の末に予定されているのが、まだ 3 公区あるということで、今年度 86 公区の取り組みが予定されておまして、昨年度より 2 公区ふえるという状況でございます。

○委員長（藤谷謹至） 田口委員。

○委員（田口廣之） 連合会の補助金のほうなのですけれども、事務局の報酬を上げるということが活性化につながるのかなと、ちょっと疑問にも思うのですけれども、補助金を出しているから活動を活発にしろということは比例はしないと思うのですけれども、もう少し何かやり方があるのではないかなと思います。

あと、敬老行事のほうなのですけれども、これ少し公区によってやるやらないということは、公平さに欠けるというのですか、公区にだけ任せておいても余り解決につながらないような気がするのですけれども、もう少し踏み込んだ行事のあり方というのを考えられないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 老人クラブ連合会のほうでございますが、お金のほうばかりということではなくて、まず事務局として、今やはりもうちょっと若返りを図りたいと。それによって、各老人クラブの活動についても、どんどん活性化を図っていきたいということで、やはりそれを行うためには、そういった報酬等の見直しを行った上で、やはりなかなか手がないところもございまして、そういったところから進めていきたいというふうには考えております。

また、敬老行事につきましては、私どものほうもまだ取り組まれていない公区長さんのところに直接お電話をしたり、そういったことでこういった制度の利用をお話をさせていただいて、どうにか取り組んでいただきたいということは逐次行っておるのですが、やはりそういった公区のさまざまな事情もありまして、今すぐ取り組めないというところもあるのですが、そういったことも今後も公区長さんとお話しさせていただきながら進めていきたいというふうには思っております。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（関連の声あり）

○委員長（藤谷謹至） 関連。谷口委員。

○委員（谷口和弥） 老人クラブの会員の条件のことについて、ちょっと確認させていただきたいと思います。

一つは、今事務局のなり手がいないということでの人件費のことはわかりましたけれども、会員そのもののことです。人数がなかなかふえないのだというようなことなども聞いておりますけれども、60 歳に下げたことで、どれぐらい入会が今年度予測されるのかということと、それから、65 歳以上の従来の対象の年齢の方に対するお誘いのことは、どうなのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 今、60 歳に年齢を下げることによりまして、人数的には 40 人から 50 人程度

が新たにふえてくるという想定でございます。ただ、やはり年齢を下げて、今 60 歳で老人クラブに入られるという方は、なかなかこう働いてらっしゃる方も多いですし、なかなか難しいところもあるのですが、やはり今後そういったことを活動を活性化していただいて、60 歳から入れるというところをちょっとアピールして、どうにかこの会員数をふやしていきたいというふうには各老人クラブのほうにも今後お話をさせていただきたいというふうに思っております。

今現在、65 歳以上の会員ということで申しますと、2,450 人ということになっています。

○委員長（藤谷謹至） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 現在 65 歳以上の人口、1 月現在で 8,000 人になりました。で、現在の加入数が 2,454 人ということで、その率から見てもすごくたくさんの方が入っているクラブではないというふうに認識はしております。あくまで各クラブの方にお任せしているのはお任せしておりますが、事務局の方の話し合いとか、先ほどお話にありました例えばシルバーふれ愛まつりとか、各事業に対しては、老人クラブが実行委員会を組んだりとか、できるだけたくさんの方に入っていて、地域の方を勧誘していくことに関しても、お互いに情報交換などをして何とかやっているものです。

ただ、これあくまでも自主的に参加するというのが原点になっているところもありますので、魅力があって、そこに入りたいと思っていただけるような老人クラブを目指して、私たちも一緒に考えていきたいと思っています。

○委員長（藤谷謹至） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 大体割合で言うと、入っていらっしゃるのが 3 割ぐらいの方なのですね。今、部長から答弁ありますように、魅力ある老人クラブになって、たくさんの方が参加してみたいというそういうクラブになるように、町としても支援をしていただきたいなというふうに思います。

そして、その 60 歳で、課長の答弁にありましたけれども、60 歳で老人クラブという、そういうのはなかなか受け入れがたいようなところもあるのではないかなというふうに推察しますが、その辺の名称のことなど含めて、何か作戦というか、そういったものはおありなのでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） この老人クラブというのは、ご承知のとおり上部の道の老人クラブ連合会がありという中では、老人クラブという名称があって、各老人クラブの単位では、例えばそよかせ会ですとか、各老人クラブがそれぞれの自分たちの中で名称をつけているというのもあります。そのあたりも含めて、皆さんにもそういう例とかは提供していきたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑ございますか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 4 点ほどお伺いしたいと思います。

76 ページ、民生費、3 目障害者福祉費、7 節賃金の細節 6 チャレンジ雇用事業賃金についてであります。去年 27 年度の予算で 140 万円ほどついておりました。今予算で 299 万 3,000 円と拡大されております。どのような人たちを採用し、そして配属先を考えているのかを伺います。

それと、新庁舎で障がい者が働くお店、さらにはほかのところで働く人たちの雇用形態が変わるのかどうかについても、伺いたいと思います。

二つ目が、90 ページ、3 目施設型・地域型保育施設費、1 節報酬、細節 1 の町立保育所民営化移管先法人の選定委員の報酬についてであります。民営化を進める委員ではあると思うのですが、候補としてどこが挙がっているのでしょうか。

あと、計画内容について具体的な考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、この中で、第 1 希望の保育所の定員がいっぱいになってきたために、保育所への移動をお願いしているというお話がありました。その中で、保護者の方への説明は十分にとれているのかどうか、伺いたいと思います。

もう一つは、94 ページ、5 目発達支援センター費、7 節賃金、臨時保育士賃金のところでありますけれども、401 万円、多分 2 名分だとは思いますが、それと比べてみますと、96 ページ 7 目子育て

支援センター費の細節賃金、臨時保育士賃金のとこで、こちら 629 万円と、こちら多分 3 名分ぐらいあると思うのですが、差があるのです。これは、昇給があるからこのように変わっているというふうに考えてよろしいのでしょうか、伺います。

済みません、もう一つ忘れていました。85 ページです。10 目保健福祉センター管理費、15 節の工事請負費の保健福祉センター改修工事についてであります。こちら新庁舎のほうに三つの施設が移動するということで、プレイルームをその場所に増設するというお話でしたが、南十勝の発達支援センターの取り組みは、その辺についての反映があるのかどうかと、住民からの声がこの中にどれだけ反映されているのかを少し聞きたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○委員長（藤谷謹至） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 初めにチャレンジ雇用についてでございます。委員おっしゃるとおり、前年度は 1 名分ということで計上をしておりましたが、今年度においては 1 年以内の雇用で 2 名を雇用したいというふうに考えております。

配属場所については、昨年度は図書館ということで配属をさせていただいておりますが、今年度においても福祉課と図書館に配属を予定しております。

また、これは新庁舎に移行しても、そういった形態は変わらないというふうに考えております。

○委員長（藤谷謹至） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） まず、町立保育所民営化移管先法人選定委員報酬についてであります、これにつきましては、現在、札内の青葉保育所が指定管理が 28 年度いっぱいということで、7 年間の契約を終えた後の 29 年からのその後ということで、その選定作業ということで見込んでおります。現在、青葉保育所につきましては、指定管理期間中は良好といいますか、業務評価も高く、保護者、お子様たちからの評判もよく、順調に進んでおりますが、民営化ということにありましては、この委員会の中であり方というのを検討していきたいと考えております。

次が、保育所の入所調整といいますか、第 1 希望のところに入れなかったときに、その後保護者に対しての説明は十分かということでございますが、現在、11 月に申し込みをとりましてから、新年度にまず保育認定というものをしています。その際、各保育所におきまして、希望の保護者と面談を行いまして、希望を伺って、その後、こども課のほうで取りまとめをいたしまして、各保育所の年齢ごとの入所枠というのがございまして、新年度につきまして調整しております。その結果、希望をとるときには、第 3 希望まで伺っておりますので、入所調整するに当たりましては、条例に基づきまして入所調整の順位を決めております。その保育の必要性の採点におきまして順位をつけた中で、希望するクラスに、第 1 希望とならなかった場合は、第 2 希望、第 3 希望ということで、保護者の方と面談等を行いまして、希望を伺ってから第 2 希望、第 3 希望ということで調整を行っております。

3 番目の子育て支援センターについての臨時保育士の賃金についてですが、うちにつきましては 3 名でございます。おっしゃられたとおりでございます。

○委員長（藤谷謹至） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 発達支援センターの臨時保育士の賃金でございますが、発達支援センターでは、これは 2 名分の賃金ということでございます。

また、プレイルームの整備についてでございますが、今の保健福祉センターで、社会福祉協議会が利用している部屋について、今回プレイルームとして改造改築することに考えておりますけれども、南十勝の支援センターのプレイルームとか、ほかの芽室でありますとか、そういった支援センターを私どもも見せていただいたりしておりますので、ある程度はそういった内容のものをということでは考えておりますけれども、今、既存の建物の中である程度改造するということでは、隣がデイサービスがありますので、そこに防音壁を入れるとか、フローアにマットを敷設するとか、余りお金的にはかけないような今回の整備内容となっております。

○委員長（藤谷謹至） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） ちょっと順番に、聞いていきたいと思います。

チャレンジ雇用なのですからけれども、やはりこちら障がい者の方がたくさんふえてまいりまして、やっぱり将来不安視される親御さんたちがふえてまいりましたので、幕別としてもこうやって予算がふえているということは大変いいことだと思いますので、引き続きこれからも事業拡大のほうに努めていただければと思っております。

二つ目のほうですけれども、青葉保育所が今後民間になるのではないかというお話がありました。これについては、確かに青葉保育所はとてもいい施設でありますので、ただ、病後児保育がついておりますので、こちらがどういう状況になるのか、少しお伺いしたいなと思います。

あと、対応についてでありますけれども、やはりなかなか入れない親御さんのところに、紙切れ1枚来てという不安の声もありまして、やはりもう少し紙切れを1枚ではなくて、そこに対しての対応ももう少しきめ細かくお願いしたいということでもあります。

あと、先ほどありました臨時職員のところなのですからけれども、2名と3名で金額に差があるんですね。そちらがなぜあるのかというのをちょっと聞きたかったのです。

プレイルームのほうは、ぜひたくさんの方の施設を見ていただいて、やはり住民の方の意見を聞いて札内福祉センターや庁舎のほうではそういう活動、ワークショップをされていますので、こちらについても今後どういう方向に、どういうものにつくっていくのかっていうのをしっかり住民の声を聞いて、これからさらにお金をかけていくなり、充実をさせていただきたいと思います。その辺について3点、お願いいたします。

○委員長（藤谷謹至） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 1点目の病後児保育につきましては、どのような形になりましても、病後児保育につきましては、引き続き続けていきたいと考えております。

あと、2点目の入所調整にかかわる対応ですが、私どものほう、法律とか条例の手續にのっとって、粛々と進めてはいるのですが、やはり対人と人ですから、その辺、もしそういうふうなことが今後感じられる方がいるようなことも考えて、対応の仕方としてももう少し相手に誤解を招かないように丁寧に行っていきたいと考えております。

済みません、3点目の賃金差については、もうちょっとお待ちください。

○委員長（藤谷謹至） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） プレイルームの関係でございますが、まずは今年度、整備を行いまして、必要な遊具等を整備していく予定でございますが、今年度から3年かけてある程度そういった遊具等も整備をしていくという考えでございますので、ほかの町、それから南十勝も含めて、そういったところで今後充実を図っていききたいと考えております。

○委員長（藤谷謹至） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 先ほどの臨時保育士の発達支援センターと子育て支援センターの単価差についてですが、子育て支援センターのほうが通勤手当を見ていまして、発達支援センターのほう通勤手当がない分の差となっております。

○委員長（藤谷謹至） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 保育所の認定に際しては、そういう声を実際に聞いていますので、今回こういう質問をしているので、やはり粛々とは確かに十分承知しておりますけれども、そうではなくて、住民のことをしっかり考えた取り組みを今後も努めていただければと思います。

続いて、通勤手当が今あるかないかということで差が出たという話でしたけれども、やはりこれあるかないかで、やっていることは多少違うかもしれませんが、要は両方ないとか両方あるのだったらわかりますけれども、片一方あって片一方ないというのは、いかがなものかと思っておりますので、やはり改善のほうを期待したいと思います。以上です。

○委員長（藤谷謹至） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） きめ細かく対応するということは、私たちの本分でありますので、そこはしっかりやります。

それと、発達支援センターと子育て支援センターの賃金で、通勤手当、これはあつたりなかつたりということではなくて、必ず通勤手当は出すのですが、対象となる保育士を一定程度選定した上でというか、保育士さんすごく足りなくて、次年度の採用に関しても、ニーズ確定していく上で、この人が発達支援センターでこの人が支援センターという形で当て込んでというか、その上で予算も立てておりますので、今回この差になっておりますけれども、どこで働いても通勤手当は必ずつけております。失礼いたしました。

○委員長（藤谷謹至） 荒委員、もうよろしいですか。
（関連の声あり）

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今ありました 90 ページの町立保育所民営化移管先法人選定委員会のことですが、荒委員の質問に対するご答弁は、初めは選定作業、青葉保育所が 28 年度で指定管理が終了するので、その選定作業に当たるのだというお答えの次に、あり方についても検討している、その後はどのような形になっていくか等々、変化してきているのですよね。それで、これは選定作業というふうになれば、次の指定管理の選定に向かわれているというふうに理解するのですけれども、その後のあり方ですとか、あとどのような形になっていっても、病後児保育はやるとかいうことであれば、これは経営の形態、運営の形態が変わっていくということも考えられるということなののでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 誤解を招く名称であったかもしれないと反省をしておりますが、民営化ありきの選定委員ということでは今のところはありません。現在、町の計画としては、この 29 年の指定管理が終わった段階では、民営化の移行、民営化へ移行していただきたいところを 1 番としてこちら側では思っています。ただ、それが相手があることなので、どのような形でそれを選定していくかということも含めて検討しなければいけないと思っています。ただ、言っているように、この運営形態については、町民の方に最も大切な、町民の方にとってよりよい運営形態にしていくつもりです。病後児保育については必ずやっていくと言ったのは、例えば民営化になって、その民間が、民営化した自前の施設が病後児保育は取り組まないとか、例えばそういう結論を出したとしても、町としてはどこだかの形で今やっている病後児保育は続けますという意図で、病後児保育に関しては話しています。

○委員長（藤谷謹至） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 青葉保育所のことなのですから、ご存じのとおり青葉保育所は公設民営です。それと、南保育所は民設民営ということで、どちらも民営化ということであります。で、青葉保育所は、ご存じのとおり 28 年度は公設民営でまだ 1 年間続きます。この中で、29 年度以降はどのような形がいいのかということは、これから検討していかなければならない。いずれにしても民営化という形で続けていきたい、現時点ではそう思っていますが、その辺を誤解ないように受けとめていただきたいのと、そういう思いであります。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 方向性がはっきり指定管理で続きますよとか、そういう中身であれば、別に誤解も何もないのですけれども、そもそも幕別町の保育所の経営のあり方という点では、副町長お答えになられましたように、直営か、あるいは指定管理か、あるいは民設民営かという、指定管理は公設民営ですね、この三つのパターンでやっていきますよということを議会に示していただいて、実際に運営されてきましたよね。

それで、この指定管理制度についても、その契約期間がありますから、必ず見直しの時期が来ます。そのときに、次の手法をどうするかということなのですから、これまで示していただいた計画の中では、指定管理からさらに民営化というのは、今までの事例ではなかったと思います。今までの事例では、そういうことを今後は考えてやっていけるのか。つまり先ほどの部長の考えですと、その選定作業のときに、相手の方、申請上げられてきた方に対して、次は民営化でもやっていくというよ

うなことを了承するかどうかによって、選定の中身が変わっていくというように私受け取れたのですけれどもね。つまり青葉保育所は、限りなく民営化に進めていくということを、今、理事者はお考えになっているということなのですね。

○委員長（藤谷謹至） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 私が言いましたのは、いずれにしても青葉保育所については民営化の方向で継続していきたいと現時点では思っております。それが、指定管理者制度でそのまま行くのか、それとも民設民営も含めるのかというふうなことにつきましては、あわせて今年度中に結論を出したい、そのように考えております。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは伺いますが、指定管理者制度、公設民営から民設民営に移行することを選択肢に入れられた理由というのは何なののでしょうか。財政的な面ですとか、いろんな理由があって、その方向を検討されると思うのだと思うのですが、その理由は何ですか。

○委員長（藤谷謹至） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 町としましては、民間活力をフルに活用できることは、非常にいいことだと思っております。ですから、その形の中で指定管理者という形がいいのか、それとも民設民営にしてしまうのがいいのか、その辺も、これは選択肢としては町としてはあると思っておりますので、これはこの1年の中でどちらの形が一番住民サービスの向上につながるのか、それを十分見きわめたいと、そういうようには思っております。

ですから、現在、民設民営である南保育所のあり方、これも十分利用者の皆さんの声をふだんから聞いておりますので、その実績とか、また青葉の今の状況も踏まえまして、この辺は慎重に結論を出したい、そういう考えでおります。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 計画を変えていくときには、一つは契約期間が終了するときというのは一つの節目であると思います。もう一つ、例えば施設が古くなって更新しなければならない、多額の投資を要する、あるいは国の予算措置をする制度が変わって、民設民営化のほうがたくさん補助が出るのだ、あるいは指定管理をこのまま続けていくよりは、民設民営のほうが確実にこういった点での違いが出てくるというようなことを示していただければ、今の考え方も理解できないわけではないのですけれども、南保育所の民設民営もまだ始まって1年ではないですか。実績を本当に見るというふうになったら、そんな短期間で判断できるのかどうか。私はこの間の保護者の皆さんの意見であるとか、あるいは働いている方たちの先日も質問させていただきましたけれども、労働条件の問題だとか、多方面から検討していく必要があるのだと思うのです。そういったことを十分視野に入れられているのかどうか。青葉保育所の耐用年数はいつまでなのですか。

○委員長（藤谷謹至） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 今、中橋委員おっしゃられたように、財政的な面も、これは民設になった場合は有利な面があります。これは南保育所の例を見ておわかりのように、民間が保育所を建てた場合は国庫補助の対象になりますので、そういう面では財政的に有利な面があります。青葉保育所も今すぐということではありませんが、将来的には建てかえの時期が来ます。ですから、そういうことも視野に入れながら、やっぱり考えていかなければならない、そのように思っております。

○委員長（藤谷謹至） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 補助上の耐用年数ということでありまして、35年ということでありましてから、昭和56年からですから、もうちょうどことしいっぱいぐらいです。耐用年数ももう来るのですが、あくまでも建物の耐用年数というのは、補助上といいますか、それで建物がすぐだめになるとかそういうことではございませんので、あくまでも補助対応上35年ということでございます。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 幕別の保育所の中では、そんなに古いほうの施設ではないですよ。それで、副

町長おっしゃられるように、建てかえのときに民設民営のほうが補助率がいい、国庫補助があると、これはそうだと思うのですが、今、青葉保育所が建てかえなければならない状況にあるのかどうか、それを視野に入れなければならない状況にあるのかどうか、ここなのだと思うのです。

指定管理、2度にわたって契約、1度更新してということだと思うのですけれども、指定管理は指定管理のよさがあって指定管理に移られたと思うのです。つまり、民設民営と違って、管理、運営、これは幕別町が責任を負うわけですから、例えば今の事例で言いますけれども、病後児保育をきちっとやるのだというふうにしても、これは指定管理制度であれば可能でしょうけれども、民設民営で、うちの保育方針は違うのですということになったときに、これはもう手離れるわけですから、そういう点できちっといろいろな違いが出てくると思います。そういうことも整理されながら、もっと納得のいくご答弁をいただきたいというふうに思います。

○委員長（藤谷謹至） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 保育所の指定管理期間というのは、やはり子どもが安定するようというようにことが一番大事ですので、現在7年間という割と長い期間を設定しております。ですから、次の期間につきましても、やはり割と長い期間を設定して、そして子どもたちが混乱しないように、そのような保育園をしたいと基本的に思っています。そうしますと、来年度以降7年間ぐらいを一つの区切りとしますと、その間に保育所の建てかえの時期が来る可能性があります。ですから、今のタイミングの中で、その辺、はっきり民設民営と今決めたわけではなくて、民設民営もそういう指定管理機関という長い期間がありますので、それも考えながら、ことし1年でしっかりと方向性を出したい、そういう考えであります。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。

○委員（中橋友子） はい、見届けたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑のある方。

野原委員。

○委員（野原恵子） 81 ページ、6 目老人福祉費、13 節委託料、7 の外出支援サービス委託料、14 の緊急通報システム委託料について質問をいたします。

外出支援サービスは、ずっと質問をしているところなのですが、やはり今、高齢化していく中、核家族化していく中、そういう中で大変要望の強いサービス利用だということは、理事者側も十分承知されていると思うのですが、本当に要望強くて、例えば子どもさんがいらっしゃっても、病弱で高齢者の対応できない、車も持っていないくて遠くの病院にはなかなか行けない。また、家族がいても昼間働いていて、必要なときに病院にかかることができない。近くだったらいいのですが、でも、帯広市内まで行くのには、本当に通院するのが困難だということが、要望がずっと強いのです。それで、ぜひこの外出支援サービス、同居の家族がいても、複数の家族がいる場合でしたら、誰かが交代でということもできるでしょうけれども、一緒にいたとしても高齢者よりも病弱な子どもさんがいらっしゃるとか、そういう人も私対象にすべきではないかと思うのです。例えば、80 過ぎて 90 歳近くになって、子どもさんがいても、病弱で、本当にお母さんが年金で子どもさんを援助している、そういう家庭も中にはいるのです、同じ同居の家族でも。そういう方には、この外出支援サービス、ぜひ対象にすべきではないかと私は思いますので、その点、改善を求めたいと思います。

また、緊急通報システムなのですが、平成 26 年度の決算では、緊急通報システムにかかわる費用では 351 万円、約 352 万円となっています。この平成 28 年度の予算では約 912 万ということなのです。今コールセンターにつなげているということなのですが、この予算の面から見ても、また緊急な場合のことも考えましても、幕別の今の消防の中で、この緊急通報システムの手だてをとれないかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず1点目の外出支援サービスの関係なのですが、基本にご家族がいらっしゃる方、若い家族がいらっしゃる方については、いろんな事情ございますが、利用できないという

ことですが、実際、今お話があったような家族と言いましても、実際には一緒に運転して病院につれていけないというような状況につきましては、ケースごとに判断させていただいているところありますので、今後もそういったケースにつきましては、ただ家族がいるからということではなく、実際に家族がどのような状況にあるかということも判断しながら、利用については進めていきたいと考えております。

2点目の緊急通報システムの受信体制ということなのですが、先般一般質問でも答弁いたしましたとおり、緊急通報システムの受信体制につきましては、これは消防の本来業務ではないということから、それであれば直営でやるのかどうかということもいろいろ協議した中で、内部検討した中で、業務効率の観点からも、やはりこれは委託がやむを得ないということは、委託が最もふさわしいという判断のもとに、今、外部委託したところであります。以上です。

○委員長（藤谷謹至） 野原委員。

○委員（野原恵子） 外出支援サービスですけれども、ケースごとに判断していくということですが、これは今年度からということでしょうか。全般でもうされているということなのですね。それであれば、ケースごとに判断しているひとり暮らしではなくて、家族がいてもこの外出支援サービスに該当している世帯、どのくらいあるのか、お知らせ願いたいと思います。

また、緊急通報システムなのですけれども、今は予算の中でということではありましたけれども、やはりコールセンターに行って、こちら側に帰ってくるということでは、時間の差は余りないということでしたけれども、やはり地域で、広域で行うということでもありますので、例えば同じ十勝の中でも同じ町名があったりとか、そういうことで混乱があるのではないかという疑問も一つありまして、そういう点では、やはりこの地域のことがよくわかっているこういう体制の中で行っていくことが大事ではないかと思います。

それと、この緊急通報システムなのですけれども、高齢者のところに、今、業者の方が設置に行かれていますと思います。説明資料も私見せていただきました。大変大きな字でわかりやすく書いているな、私の目から見ればわかりやすく書いているなと思います。けれども、高齢者にしてみれば、なかなか読んでもわからない。それから設置業者が設置されても、説明も理解できるように十分説明されていない。そういう不安の声もあります。それで、高齢者ですから、何が必要かっていうふうに考えますと、やはり丁寧に高齢者がわかるような、人によって対応、お話しして、読んでみたらわかるでしょうではなくて、丁寧に対応していく、このことが私求められるのではないかと思いますので、今、設置したときに、どのような対応をしているのか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず1点目、外出支援サービスの、家族がいらっしゃって、事情によってという利用件数なのですが、大変申しわけございませんが、現時点では、年間大体実利用者で230人ほど、年間2,500件ございますので、そういった方が何件、何人というのは、ちょっと今資料にして持ち合わせてございませんので、ご理解いただきたいと思います。

あと次、緊急通報システムのことなのですが、札幌のほうにコールセンターが移りまして、町名が重なるといった不安ということもちょっと話し合ったのですが、コールセンターに移管いたしまして、利用者の状況につきましては、もうデータのほうに移行しておりますので、電話、通報があった時点で、コールセンターの画面のほうに通報者の状況がすぐ表示されることになりますので、ほかの町の方から緊急通報が入ってきた場合についても、これはあくまでも幕別町の利用者ということは識別できるということになっておりますので、不安や混乱はないものと思っております。

それと、今、切りかえの作業、昨年10月から実施しておりますが、この点はやはり高齢者、また本当に年齢の高い方もいらっしゃいますので、ここは委員おっしゃいましたように丁寧な対応というのが大変必要だと思っております。残り300ほど設置は終わっておりますが、今後の切りかえにおきましても、また何かあった場合についても、丁寧にわかりやすい対応に努めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（藤谷謹至） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、外出支援サービスの説明がちょっとよくわからなかったのですが、230 人の方が利用されているということですか。ちょっともう一度説明をお願いします。

○委員長（藤谷謹至） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 今 230 人というのは、全利用者の件数であります。この中に、実際お話があったようなケースというのが、実際に今あるかどうかというのは、資料としては持ち合わせてございません。ただ、ケースとしてはそういったケースにつきましては事情を十分斟酌いたしまして、利用できる方につきましては利用のほう考えていきたいと考えております。

○委員長（藤谷謹至） 野原委員。

○委員（野原恵子） 230 人の中で、子どもさんたちがいても、利用されている方がいらっしゃることは事実としてはあるということですね。それを人数としてつかんではないということなのですね。それにしても、その基準がはっきりしなければ、申請して利用したいということも対象にならないということを多数聞いていますので、そういう子どもさんがいても対象になるのであれば、どういう家族が対象になるかという、そこも明らかにしないと基準が曖昧になるのではないかと思います。それで、そういう家族の方が対象になるのであれば、その点をはっきりさせていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 対象者につきましては、具体的といいますと、先ほど言ったように、実際家族はいらっしゃいますが、実際に運転もできない、病気がちで外にも出られないというような状況も十分ありますので、そういったものも含めて、わかりやすい例示のほうを示していきたいというふうに考えております。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほかに質問のある方。

（挙手する者あり）

○委員長（藤谷謹至） 質疑の途中でございますけれども、この際、14 時 20 分まで休憩をとりたいと思います。

14 : 10 休憩

14 : 10 野原委員退場

14 : 20 再開

○委員長（藤谷謹至） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 款民生費、そのほか質疑ございますか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 2 点にわたってお伺いします。

92 ページの、目で言うと 3 目施設型・地域型保育施設費、18 節備品購入費、細節 3 の主食提供事業用備品ということで、主食提供にかかわる部分なのですが、新規事業として 3 歳以上の子どもにも温かい米飯を提供するとお聞いているわけなのですが、昨年の予算審査で、前岡田町長のときにお伺いした部分もあるのですが、もともと国の補助の制度の関係上で 3 歳児以上の主食は対象にならないがために、各自、米飯を持参していただいたという、こういった経緯があると思うのですが、事の発端としては勝毎に掲載されたということだったので、その後、保育所の保護者の方々にその方向性のところをご意見お伺いしたと思うのですが、それ、どのようにお伺いしたのでしょうか。

また、温かい米飯を提供してほしいとの声は多かったと思うのですが、実際のところ、こういった声をいただいたのでしょうか。また確認なのですが、町内の保育所、これは全てで行うといった理解でよろしいのでしょうか。また、一番大事なことなのですが、保護者の方の自己負担、これ、どの

ようになってくるのでしょうか。お伺いします。

あと、もう一点ですが、96 ページの 7 目子育て支援センター費、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 ファミリーサポートネットワーク負担金ということですが、これも新規事業ということでファミリー・サポート・センター事業にかかわることなのですか、ことしの 10 月開設予定と聞いております。これ、開設場所は、どこになるのでしょうか。また、仕組みとしては、簡単に申しますと、これ、帯広市が先に導入しておりますけれども、帯広市と同じような形態で行われるという理解でよろしいでしょうか。

14 : 21 野原委員入場

○委員長（藤谷謹至） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） まず、1 点目の主食提供にかかわることでございますけれども、保護者アンケートの意向調査といいますか、そういったことにつきましては 5 カ所の保育所で、年 3 回あります保護者の懇談会での、まず保護者と保育所長、保育士合わせた中での保育所からの聞き取り。あと、年 1 回あります給食アンケートというものがあるのですが、その中での意見。あとそのほかに、保護者ではないのですが、毎月開催している保育所長会議から、日ごろお迎えとか来たときにもそういうお話をしているものですから、保護者様からの意向を伺っています。その結果、ほとんどがやはり助かると。そのために御飯を炊いたりとかすることもありますし、保育士さんから聞くと、本当にその日炊いたかどうか分からないので、衛生的な管理のことも含めて、やはり皆さん賛成だと。ただ、やはり意見の中で出てきていたのが、料金を徴収とか伴うのであれば、少し考えたいというような意見もございました。

その次の自己負担につきましては、新しく町長になりまして、飯田町長のほうの町政執行方針の中でも、主食につきましては、経済的な負担と実際の体力的な負担といいますか、そういったことも含めまして検討するというので、保護者の方に対しては無料化するというのでやっていくように考えております。

実施場所につきましては、町内の認可保育所全部です。南保育園も青葉保育所も含めまして 5 カ所で考えております。

次に、ファミリー・サポート・センター事業につきましてです。

場所につきましては、今、札内にあります栄センター内にあります子育て支援センター内を考えております。それで運営方法について、帯広市と同じかといいますか、基本的な考え方といいますか、やっていくことは一緒なのですが、帯広市はあくまでも委託していますので、うちの町は直営で、今、考えております。

○委員長（藤谷謹至） 小島委員。

○委員（小島智恵） 米飯の提供ということですが、無料ということで、かなり町の施策として踏み切ったということで、保護者の方にとっては大変喜ばれるのかなと思っております。より子育て支援の充実を図れるのではないかなと思うのですが、新たに御飯を炊いたり、またはそれを盛ったりとかという、こういう仕事は新たにふえてくるわけなのですが、人手の確保、体制、これは現状の給食の係の方の職員で、これ間に合ってくるのでしょうか。

あと、ファミリー・サポート・センターなのですが、さかえ保育所内の子育て支援センターのみということで、これここ 1 カ所で幕別方面また忠類方面のほうの、要はマッチングのところとかを実際に行って、それで賄えるのでしょうか。職員の体制としては、これ増員等も考えていらっしゃるのでしょうか。また子育て世代の方への、これ新たな事業始まるということで、そちらの周知、どのように行っていくのでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） まず、主食につきまして職員体制ですが、職員は、現状の調理員と保育士

等で対応するという、現状のままで考えております。実際の主食の提供の仕方を工夫することで、食育も兼ねまして、なるべく児童を参加させて、実際、お米を各クラス3歳以上のクラスにおいて炊いて、配膳するときも保育士さんが基本はしますが、児童と一緒にやって、お片づけも手伝っていただいているということで、今、考えております。

2点目のファミサポの1カ所で大丈夫かというようなご質問ですが、あくまでも事務所を栄センター内の支援センターでコーディネーターをマッチングさせるために置いておいて、対象としては全町内考えておりますので、その都度マッチングに出向くといえますか、いわゆる提供会員と依頼会員という者とのマッチングをする作業が主になるのですが、その場所場所で、必要とあらば出向いて行ってしていくという、今考えです。

周知につきましては、町の広報紙、あと公区への回覧、公共施設等にパンフレットを設置、あと講師を招いて講演会を開催することも考えております。あと保育所や幼稚園での呼びかけとか、あと民生委員、児童員等の各委員さんへの周知を考えています。

○委員長（藤谷謹至） 小島委員。

○委員（小島智恵） そのファミリー・サポートのところなのですけれども、実際にそのマッチングで出向いたりとなると、かなり手間もかかってくる部分もあるのですけれども、そういったところで職員の体制は、増員とかは考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 職員体制は、今、子育て支援センターの職員が2名正職員いるのですが、その2名を核に、あと青葉の子育て支援センターに1人正職員がいるのですが、その3名体制で考えております。

○委員長（藤谷謹至） 小島委員。

○委員（小島智恵） 済みません、わかりました。

その主食のところなのですけれども、提供のところなのですけれども、保育士さんも交えて食育も兼ねてやっていくということなのですけれども、保育士さんの負担もちょっとふえるのかなと思うのですけれども、その辺、保育士さんに対してのご理解といえますか、承諾のところ、どのようになっていますでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 実際、もうしばらく、始まることが決まる、やろうとしてからは、頻繁に実際の保育士さんと月1回やっています所長会議でも十分その辺は検討しまして、各保育所の保育士さん、調理員さんからの聞き取りもしております。打ち合わせも十分重ねまして、現行体制でやっていけるのではないかということになりまして、今の体制でまずは踏み出してみようということになりました。

○委員長（藤谷謹至） ほかに。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数は90ページの3の施設型・地域型保育施設費の中の全体の中の保育料の問題について1点だけお尋ねしたいと思います。歳入にかかわってくるのかなとは思いますが、細かいこともありますのでここでお尋ねしたいと思います。

幕別町の保育料につきましては、これまで段階的細分化しながら負担軽減も含めて取り組んでこられたところだとは思いますが、保育料の算定のあり方が、これまでの所得税額から市町村民税を基本とすることになりましたよね。2015年からなのですけれども、それに伴って保育料について、特に家族の多い世帯等については引き上がるという傾向が強く、いろいろな町村で軽減の対策を講じてきたことがマスコミ等で報道されておりました。幕別町は、そういう対策はとってこられなかったのですけれども、そういった制度の改正によって、これまでの保育料よりも引き上がる、あるいは手だてが必要だという状況は生まれてこなかったのでしょうか。さらに、新しい予算の中では、保育料について、そういったことを考慮した上での算定といえますか、徴収方法になっているか、どうか伺いま

す。

○委員長（藤谷謹至）　こども課長。

○こども課長（杉崎峰之）　まず先に、多子世帯ということで、うちは現在、ほかの市町村と比較しますと、直接的にはそういった軽減策は現在はありません。今までどのぐらい影響があったかと言いますと、申しわけありません、具体的に何人とは言えませんが、数名、例えば 27 年度で言いますと、若干ですがいました。ただ、まず前提としまして、うちが料金を新制度に伴って条例で保育料の制定をするときに、大きな視点が 2 点ぐらいあるのですが、まず、基本的に見直しするに当たって、そのときに出された国の基準を限度額としながら、今までの、特に低中所得者につきまして、もっと下げましょうというのが一つあります。ただその中で、どうしても、高額所得者と言ったらいいいのでしょうか、高額所得者の方については、余りにも国の基準に比べてうちが低額過ぎたという言い方は申しわけないのですが、バランスを欠いていたということで、かなりそれでも現行から配慮はしたのですけれども、若干、高額の方については上がったという状態があります。ただ、全体的には、特に恩恵を受けるという言い方はどうかと思いますが、影響をされるような、子育て真っ最中の方たちの若い世帯には十分配慮したつもりです、新料金体系といいますか。

あともう一つが、いわゆる 3 歳未満児と 3 歳以上児ということでも料金体系が分かれていますのですが、その差がかなりあったものですから、その差をなくそうと、低いほうに合わせようということで、なくしているということが、ちょっと大きな捉え方ですが、そういうことで料金を見て、歳入のお話は先ほど出しましたが、27 年のときの歳入では、正直言って歳入としては大幅にダウンしましたが、やはりそれだけ恩恵を受ける方も多いということで踏み切った次第であります。

○委員長（藤谷謹至）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　いろいろ調整されて、トータルとしては、負担が多くならないような手だてを考えてこられたのだというふうに思います。しかし、若干といえども、こういった仕組みが変わることによって負担がふえてくる。つまり、本人の収入は変わっていないけれども、町民税になったことによって変わる、あるいは年少扶養控除がなくなったことによって変わるということは、少ないといえども、やはりそこは手だてをとることが必要だったのではないかというふうに思うのですよね。

全道では、2015 年からですけれども、40 の自治体が年少扶養控除のみなし適用、ここの廃止に伴った多子世帯に対する軽減策というのを具体的に銘打って取り上げて、そういった制度外によって引き上げられる人をなくしたということでもありますから、せっかく 3 歳児あるいは未満児とそれ以上の方の差があったところの調整とかいろいろ努力されてきているのであれば、なおのこと、こういった制度外によってこうむってくる負担の大きいところを、やっぱり抑えるという手だてはとっていく必要はあるのではないのでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（藤谷謹至）　こども課長。

○こども課長（杉崎峰之）　算定した際、試算で、まず 2 点、今ご質問にありました市町村民税に扱いが変わったとき、その影響は実はなかったのですよ。ただ、2 点目の年少扶養控除については、先ほど申しましたとおり、本当に若干名です。しかも、27 年度後半から出てきた方なのですが、比較すると、やはりそういう対象者が出てくるということで、今後そのことにつきましては、一般質問でもちょっと似たようなご質問をほかの議員さんの方に答えてはいるのですけれども、研究していきたいと。年少扶養控除で、その対象者が何人かというところ。2 人います。ただ、今後そのことについては、研究していきたいと思っています。

○委員長（藤谷謹至）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　ぜひ、研究していただいて、1 人だから 2 人だからいいということではないと思うのですよね。360 万円というきちとした上限がありまして、そこから算定されていくわけですから、特に、今、少子化対策、子どもさんをもっともっとふやしていきたいという、そういう考えのもとにまちづくりを進めているのですが、この仕組みだと、子どもが多ければ多いほど負担が大きくなっていくという、逆行する中身なのです。ですから、そういったことも十分考慮されて、早い時期

の検討を求めて、質問を終わりたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） ないようでございますので、3款民生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 4款衛生費についてご説明申し上げます。

98 ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、予算額5,851万5,000円であります。

本目は、保健衛生全般に要する経費であり、1節報酬、細節1は内科医師等7名と歯科医師11名にかかります嘱託医師報酬です。

7節賃金は、産休代替や乳幼児健診にかかります嘱託及び臨時職員等の賃金となっております。

99 ページです。

19節負担金補助及び交付金は、細節3の高等看護学院にかかります十勝圏複合事務組合の負担金や細節11の帯広厚生病院運営費補助金などが主なものとなっております。

細節13につきましては、今年度、助成金額及び対象を拡充し実施してまいります。

100 ページになります。

2目予防費、予算額6,335万9,000円であります。

本目は、感染症予防のため、予防接種などに要する経費となっております。

11節需用費は、細節70の定期予防接種にかかります医薬材料が主なものとなっております。

13節委託料は定期予防接種にかかります委託料が主なものであり、101 ページになります。

3目保健特別対策費、予算額3,176万円であります。

本目は、健康に関する啓発事業や各種検診、健康診査などに要する経費であります。

102 ページです。

13節委託料は、各種検診にかかります委託料が主なものでありますが、平成28年度は受診率の向上を目指しまして委託料を増額しております。

103 ページになります。

4目診療所費、予算額3,678万円であります。

本目は、幕別地区5カ所、忠類地区2カ所の僻地の診療所の管理運営に要する経費であります。

13節委託料は、忠類地区の診療所及び歯科診療所の管理運営にかかります委託料です。

5目環境衛生費、予算額1億3,633万8,000円であります。

本目は、省エネ・新エネ推進に要します経費及び葬斎場、墓地の管理運営に要する経費であります。

105 ページの11節需用費、12節役務費及び13節委託料は、葬斎場の管理運営にかかわる経費が主なものとなっておりますが、13節委託料中の細節13、こちらにつきましては、これまでの新エネルギーの導入にかかわる各種施策の実施状況を検証するための経費となっております。

106 ページになります。

6目水道費、予算額1億9,567万4,000円であります。

本目は、十勝中部広域水道企業団への出資金、水道事業会計への助成金、簡易水道特別会計への繰出金などに要する経費となっております。

107 ページになります。

2項清掃費、1目清掃総務費、予算額4億523万3,000円であります。

本目は、ごみの収集及び処理に要する経費であります。

11節需用費、細節30は、ごみカレンダー及び指定ごみ袋の作製にかかわる費用となっております。

13 節委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみの収集運搬にかかわる経費が主なものとなっております。

次のページの、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、幕別地区のごみを 1 市 8 町村で共同処理しております本町の負担金となります。

細節 4 は、忠類地区のごみを 3 町で共同処理しております本町の負担金となっております。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） 5 目環境衛生費、ページ数 104、105、106 になるのかと思います。何ページと言えないので、新エネルギー導入促進補助金というものが昨年度までありました。今年度は、もう一度言います、新エネルギー導入促進補助金が廃止されています。なぜなくなったのかについて伺います。

○委員長（藤谷謹至） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 板垣委員の質問にお答えいたします。

まず、106 ページになりますけれども、13 節委託料の中の細節 13 省エネ・新エネビジョン実施状況検証委託料ということで、平成 28 年につきましては新エネビジョンが平成 27 年度で一応目標に達するというのでございますので、それに達する新エネビジョンの実施検証を委託をかけて行うつもりでございます。そういったことから、今まで太陽光発電の補助とペレットストーブの補助を新エネのほうで見ておりましたけれども、平成 27 年で一応目標年次を迎えるということでございますので、来年、平成 28 年にそのビジョンの検証をまとめまして、それで今後、次年度以降、新たな補助が必要かどうかというのも改めて検証させていただくということで、平成 28 年については一つの区切りということで、補助金のほうにつきましては、廃止ということで予算は計上していない状況でございます。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2 点ほど質問いたします。

99 ページ、1 目保健衛生総務費、19 節負担金補助及び交付金、細節 10 公衆浴場確保対策事業補助金について質問いたします。

この項目ですけれども、平成 26 年度の予算と今年度の予算金額が同じになっております。実は、この公衆浴場なのですが、幕別本町のほうにあるのですけれども、一時休業になっていまして、また再開になりまして、また休業という状況になっております。それで、利用されている方から、お風呂のない公営住宅などでは、公衆浴場というのは本当に日常生活の中では欠かせないという、そういう声が寄せられておりました。それで、町としては町内の温泉施設、そこを巡回するバスを出していただいているということで、利用されている方も多数いらっしゃると思います。多分それ 3 月までの予定ではないかなと思って、私聞いていたのですけれども、今年度もまた同じように予算計上されているということは、この町内の公衆浴場が継続していくということで予算計上されているのであれば、いつごろからこのお風呂が再開するのか、その見通しをお聞きしたいと思います。

もう一点は、107 ページの 1 目清掃総務費、13 節委託料、ごみ収集委託料、ここのところなのですが、ごみ収集はごみカレンダーで日にちなどをお知らせしております。それで、そこに、ごみステーションに町民の方がそこまで持っていくということなのですが、高齢の方ですとか障害のある方は自宅からごみステーションに行く、そのことだけでも本当に大変困難が生じているという声も多数寄せられております。それで、高齢者とか障害のある方のごみの収集のあり方なのですけれども、玄関、自宅まで収集に来てもらえる、そういう手だてを講じていくことが、これから必要ではないかと思うのですが、その点について 2 点お聞きいたします。

○委員長（藤谷謹至） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず、1 点目の公衆浴場確保対策運営費補助金ということで、公衆浴場の再

開のめど、見通しということなのですが、昨年8月に体調面から臨時休業されまして、定期的に経営者の方、ご家族の方と再開に向けてどのような体制で続けていけるかということは、定期的にこちらのほうも出向いて話をさせていただいているところであります。

しかしながら、先般もちよっとお邪魔しまして、今後というお話はさせていただいたのですが、やはり体調面のこともありますので、暖かくなったら再開できるかなという明るいお話も聞いていますが、現時点ではいつというお話はまだ見通しは立っていないというところではあります。やはり、本町地区における健康増進、公衆衛生の対策の面からも、やはり必要な施設ということは認識を十分しておりますので、今後できるだけ早く再開ができるような形で協議のほうは図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○委員長（藤谷謹至） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 体に障害がある方とか、高齢でゴミがなかなかゴミステーションまで排出できない方の自宅からのゴミの排出ということでございますが、これにつきましては、確かに出せないということで、そういうようなお話も聞いておりますことから、今年度は対象者がどれぐらいいるのかとか、そういったアンケート調査とか、あとそれに応じて直営できるものなのか、それとも委託業者で委託料を付加するのか、それとも公区など地域の方の協力を得ながらやっていけるのか等、いろいろ手法も模索して検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（藤谷謹至） 野原委員。

○委員（野原恵子） 公衆浴場の件なのですが、再開のめどが、業者、経営者の体調の面で見通しがつかないという、今、状況であるということなのですが、経営されている方も高齢になってきているのではないかと思います。そうなりますと、こういう状況がたびたび起こるのではないかと可能性も考えられます。そうしますと、巡回バスを出すという手だてもとっておられると思うのですが、担い手を育成していくとか、それから、ほかの方にかわっていただくとか、そういう手だてとか、そういうのを、今経営をされている方と相談もしながらなのですが、担い手を育成しながら、どういうふうにしてお風呂をきちっと維持していくのか、そういうことも検討をしていかなければならない時期にきているのではないかと思います。もちろん、今されている方が健康になって続けていっていただくのが一番、ノウハウも心得ておりますし、一番いいことだとは思いますが、将来を見据えた公衆浴場のあり方ということも、町として、しっかりと対策を考えていかなければならないのではないかと思います。その点についてお聞きしたいと思います。

それから、ゴミの収集ですが、これからアンケートをとっていくということでしたけれども、どのようにアンケートをとっていくのか。それと、ずっと言われてきておりますけれども、さまざまな対応があると思うのです。業者の方に玄関先まで回収に来ていただく、登録して、そして回収に来ていただく、そういうことも可能だということも検討をしていただきたいと思います。業者も何人かいらっしゃいますので、回収業者の方もしっかりと対策を考えていく必要があるのではないかと思います。その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 公衆浴場の関係なのですが、先ほどちょっと申し上げたとおり、昨年から定期的に経営者の方と協議といいますか、再開に向けてお話をさせていただいている中では、やはりご本人の体調のこともあるのですが、誰か雇っていただいて、そういった中で、体調がよいときにお風呂のほうを続けていただけないかということも十分協議させていただいております。それと、やはり今後のことも含めると、将来にわたってこの公衆浴場をどうすべきかということは、やはり町としても十分検討しなければならないと思っておりますので、この再開のことも含めて、あわせて検討を進めていきたいと考えております。

○委員長（藤谷謹至） 町民課長。

○町民課長（山本 充） サポートしてゴミ出しをするという事業につきましては、身体の障害とか高

齢とか家族の状況等、保健課、福祉課と連携して、対象者等を当たりまして、それとあと、近隣町村で実施しております帯広とか音更とか、その辺の事情もお伺いしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（藤谷謹至） 野原委員。

○委員（野原恵子） 前向きな回答をいただいたとは思いますが、やはりそれをいかに手前に引き寄せて実施していくかということが、特に高齢者にとっては関心事なのですよね。夏場はまだいいのですが、冬なんかは健康な人でも転んで危ないとかそういうこともありますし、特に冬場の対策というのは急がれると思いますので、なるべく手前に引き寄せて実施していただきたいと思います。

それから、公衆浴場の件ですが、再開も含めて検討していくというお答えでしたけれども、これは、実際に残していく、継続していく、そういう姿勢でぜひ検討していただきたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 答弁は。

○委員（野原恵子） いただいて終わります。

○委員長（藤谷謹至） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 今、野原委員が言われたことを十分念頭に入れまして検討させていただきたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 公衆浴場についても、十分、業者の方も含め、町内、町民の利用者の方も含め、十分検討してまいりたいと考えております。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） ないようですので、4款衛生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田井啓一） 5款労働費につきましてご説明いたします。

109 ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額1,202万9,000円、本目につきましては、労働者対策にかかわる経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、細節5援農協力会、細節7幕別地区連合会など、労働関係団体補助金が主なものであります。

21節貸付金につきましては、勤労者の生活福祉の向上を図るため、運用原資を労働金庫に預託して貸し付けを行うものであります。

2目雇用対策費、予算額916万2,000円、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。

7節賃金につきましては、新規卒卒者等で就職未内定の方を町の臨時職員として雇用するための半年間4人分の賃金であります。

13節委託料につきましては、いずれも季節労働者の雇用対策にかかわるもので、細節5は町道の清掃、細節6は町道の除排雪等、細節7は近隣センター等公共施設の清掃などを行うものであります。

15節工事請負費につきましては、蝦夷文化考古館敷地内にあります古い家屋2棟の解体及び雑木の撤去を予定しており、3名、10日程度の雇用を確保しようとするものであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 109 ページですね。2 目雇用対策費、13 節委託料、15 工事請負費。

去年の、平成 27 年度の予算から見ましても、13 節の委託料、15 の工事請負費、減額になっております。町の事業の内容にもよると思うのですが、実際にここで働いている季節労働者にとしてみると、冬場の仕事というのは本当に生活を支える上での大切な生活費になっております。それで、今、年金もだんだん下げられていくという状況では、元気なときに働きたい、そして冬場になっても生活費として働きたい、こういう要望が大変強い要望も寄せられております。それで、今の工事請負費なのですが、工事の内容が昨年度と違うのですけれども、このところですか、委託料のところ、冬場の仕事の確保、ここを何とか多くしていくことはできないか。通年雇用はもちろん、それは季節労働者にとっては通年雇用が一番いいのですけれども、なかなか通年雇用というのは人数が少ないというのが今までの現状でもあります。それで、町として、冬期間の仕事の確保の手だてをとっていただきたいと思ひまして、質問をいたします。

○委員長（藤谷謹至） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ご質問の冬期間の工事の確保でありますけれども、ご質問にありますとおり、工事請負費につきましては大幅な減額になっております。といいますのは、今年度までは旭町にあります旧職員住宅の解体をいたしておりました。しかしながら、今年度でそれにつきましては終了してしまいますので、新たな雇用対策事業として、ほかの町有地にあります蝦夷文化考古館の近くの土地でありますけれども、そこにあります旧家屋の解体を予定しておひまして、そこにつきましては、工事量がどうしても少なくなってしまうので、大幅な減額となっているものであります。

また、委託料につきましても、若干減額になっておりますけれども、これにつきましては今年度の働いていただいている方の実績、労働時間ですとか、そういったものを考慮しての若干の減額となっているところでございます。

以上です。

○委員長（藤谷謹至） 野原委員。

○委員（野原恵子） その説明は、この資料、予算書を見ればわかるのです。今後の手だてとして、公共事業がふえていくそういう可能性というか、そういう手だてはとれないかという質問ですが、そこはいかがでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 経済部長。

○経済部長（田井啓一） ここで言いますと、特に工事請負費、昨年から比べますと、建物の規模が少なくなつて大幅な減額になつたと。基本的に、町といたしましては、いわゆる町単独費で壊さなければならないような建物につきまして、季節労働者の方に壊していただくというような手だてをこれまでとはとつてきたと。その流れでいきますと、そういった建物があるのかないのかというのは、その年に壊さなければならない建物があるのかというのが非常に大きな要素となつてまいりますけれども、安定雇用という観点でいきますと、確かに例年一定規模の金額が整うのが好ましいことではあるかなと思いますが、全体の町のその年の事業の枠組みの中で工事をさせていただいております。なるべく季節労働者の方の雇用が確保されるように努力はしてまいりたいと思いますが、年間の変動というのはやむを得ない部分もどうしても出てくるのかなというところではあります。

○委員長（藤谷謹至） ほかに、労働費について質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） ないようでございますので、5 款労働費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中でございますけれども、この際、3 時 15 分まで休憩したいと思います。

15 : 05 休憩

15 : 15 再開

○委員長（藤谷謹至） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6 款農林業費に入らせていただきます。

6 款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田井啓一） 6 款農林業費についてご説明をさせていただきます。

110 ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、予算額 1,738 万 1,000 円、本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び事務局経費が主なものであります。

111 ページをお開きください。

2 目農業振興費、予算額 1 億 5,713 万 2,000 円、本目につきましては、農業振興にかかわる補助金、負担金、各種事務経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、112 ページになりますが、細節 10、細節 11、細節 12 は、制度資金等借入金に対する利子補給、細節 15 は、町と関係農協で設立した農業振興公社への運営費補助、細節 16 は、堆肥、緑肥、種子の購入及び堆肥の切り返しにかかわる補助であります。

細節 20 は、鳥獣害対策委員会となっておりますゆとりみらい 21 推進協議会に対して、エゾシカの一斉駆除、わな購入、捕獲技術研修会開催等の経費を補助するものであります。

細節 21 は、経営所得安定対策制度の推進事務にかかわる補助。

15：16 千葉委員退場

103 ページになりますが、細節 23 は、エコファーマー認定の農業者で組織される団体に対し、化学肥料、化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルの 5 割以上低減する取り組みに対する補助金、細節 24 は、忠類地域における中山間地域等直接支払交付金、細節 25 は、農地中間管理機構への農地の出し手に対する協力金、細節 26 は、平成 28 年度は 3 組 5 名の新規就農者を支援するもので、国費事業であります。

細節 27 は、町単独の奨励金で、1 名の方に助成を行うものであります。

3 目農業試験圃場費、予算額 316 万 5,000 円、本目につきましては、新和の試験圃場の運営経費であります。

本年度は、品種比較試験や施肥試験など 16 課題の試験のほか、農業体験塾などを実施する予定であります。

114 ページになります。

4 目農業施設管理費、予算額 1,120 万 5,000 円、本目につきましては、新和にあります農業担い手支援センターとふるさと味覚工房にかかわる管理運営経費であります。

7 節賃金は、味覚工房で管理指導に当たります臨時職員 2 名分の賃金であります。利用者に対する指導のほか、みそやチーズづくりなど地場農畜産物を活用した食品づくりなどの講習会を開催する予定であります。

11 節需用費、細節 40 は、幕別地域 5 カ所の地域微気象観測機器の一部更新に要する費用が主なものであります。

15：16 千葉委員入場

115 ページになります。

5 目畜産業費、予算額 4,123 万円、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります。

13 節委託料は、北海道の補助事業を活用して家畜ふん尿に係るバイオマスプラント導入の

可能性を調査するもので、家畜ふん尿の発生量や副産物の利用などに関する調査を行い、事業化の可能性を検討するとともに農業者に対し、その成果を説明する予定であります。

116 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 8 は、今年度から忠類地域において始まる草地整備や草地造成等を行う公社営畜産担い手育成事業の負担金、細節 14 から細説 16 につきましては、畜産関係団体に対する運営補助。

117 ページになりますが、細節 18 は、幕別町家畜伝染病自衛防疫組合が事業主体となって実施いたします特定の伝染病発生農家の消毒、治療、自主淘汰にかかわる経費の一部を給付する互助事業にかかわる補助。

細説 19 は、体格に優れた和牛の雌牛を保留した農家に対する補助。

細節 21 は、草地更新にかかわる補助、細節 23 は、妊娠牛の単価の上昇や産次数の減による後継牛不足を補うことを目的に国が実施いたします畜産クラスター乳用牛判別精液利用促進事業の補助率の上乗せ及び補助対象牛の拡大を図るもので、また、それに合わせ算出されました子牛の保護を目的に産後用温風式保育器の購入に対する補助金であります。産後用温風式保育器 1 基当たりの購入に対する補助対象額の上限を 9 万円とし、1 基につき 4 分の 1 の額を町から助成する内容としたものであります。

6 目町営牧場費、予算額 5,920 万 3,000 円、本目につきましては、幕別地域 1 カ所、忠類地域 2 カ所の町営牧場の管理運営に要する費用であります。

7 節賃金は、嘱託職員の賃金や臨時牧夫賃金であります。

11 節需用費は、細節 5 の肥料費が主なものであります。

本年度の預託頭数は、幕別地域 400 頭、忠類地域 550 頭程度を見込んでおります。

119 ページになります。

7 目農地費、予算額 4 億 3,699 万 8,000 円、本目につきましては、土地改良施設の管理運営及び国営・公団営事業の償還に要する費用であります。

120 ページになります。

13 節委託料は、上統内排水機場と幕別ダムの点検等の委託に要する費用が主であります。15 節工事請負費、細節 3 は、5.2 ヘクタールの暗渠整備に係る工事であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、国営事業幕別地区の償還金であります。

121 ページになります。

細節 4 は、いわゆる東西線にかかわる公団営事業の償還金で、今年度が償還の最終年になります。

細節 6 は、1 ヘクタール未満の小規模暗渠整備や明渠床ざらいの機械借り上げなどにかかわる農用地排水改善対策事業に対する補助であります。

細節 8 は、14 地区、約 1 万 4,600 ヘクタールにかかわる多面的機能農地・水保全管理支払交付金であります。

28 節繰出金につきましては、忠類地区の農業集落排水特別会計に対する繰出金であります。

8 目土地改良事業費、予算額 3 億 2,923 万円、本目につきましては、土地改良事業の事務的経費及び道営事業負担金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、122 ページになりますが、細節 5 から細節 11 につきましては、道営農地整備事業の負担金であります。

123 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費、予算額 3,340 万 1,000 円、本目につきましては、林業振興にかかわる経費であります。

7 節賃金、8 節報償費につきましては、鹿、キツネなど有害鳥獣駆除にかかわる経費であります。本年度におきましては、鹿 560 頭、キツネ 180 匹、ハト・カラス類 550 羽を捕獲する計画としております。

124 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 9 から、125 ページになりますが、細節 11 につきましては民有林振興にかかわる補助金であります。細節 9 は森林組合に対する補助、細節 10 は除間伐、細節 11 は造林にかかわる補助といたしまして、それぞれ民有林の所有者に交付するものであります。

細節 12 は国の事業で、有害鳥獣の捕獲にかかわる経費に対して補助するものであります。

2 目育苗センター管理費、予算額 5,319 万 5,000 円、本目につきましては、忠類育苗センターの管理運営に要する経費であります。13 節委託料が主なものであり、本年度におきましては、トドマツ 12 万 4,000 本、アカエゾマツ 1 万本、合わせて 13 万 4,000 本の出荷を計画しております。

15 節工事請負費は、忠類育苗センターの上段前畑に新たに水源を確保する費用であります。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

東口委員。

○委員（東口隆弘） ページは 115 ページ、5 目畜産業費、細節 13 委託料について質問をさせていただきます。

家畜ふん尿バイオマス導入調査委託料 600 万円とあります。これは、忠類地域に向けて町が話しかけといいますか、声がけをしたようございます。そのまず経過をお知らせをしていただきたい。それから、この次年度に向け 600 万円の計画をしております。先ほど経済部長からお話がありましたが、この 600 万円については、町が主導となって事業を進めていこうという意向があるのかどうか、その辺もお伺いをします。

○委員長（藤谷謹至） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） バイオマス発電の導入調査につきましては、昨年 7 月に JA 忠類の理事会のほうへ出向きまして、道の担当部局と説明会を開催をさせていただいております。その中では、なかなかご理解をいただけて、さあ、すぐやるぞという調子ではなかったものですから、昨年 11 月に、全農業者を対象としまして町民会館で説明会、検討会を開催をしております。そこは残念ながら農業者の方は 1 名の参加ということで、我々、農業関係団体の職員が主に調査といいますか、勉強会をしたというような状態となっております。

この事業の実施につきましては、先ほど部長も説明いたしましたが、道の地域新エネルギー調査・設計導入事業ということで、これを導入して行う予定としております。これは、委託をして業者に地域に入ってもらって、農家さんと個別に調査をして、将来の利用の目的はどうだとか、ふん尿がどれぐらい出るのだというようなところから調査をしまして、この委託だけではなくて、その結果を持ち寄って地域に入っていって、どのような形で地域で実施したらいいのだろうというようなところをお話をして、きっかけづくりといいますか、導入に向けて検討していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（藤谷謹至） 東口委員。

○委員（東口隆弘） なかなか農業者が手が出ないというか、一歩前に進めないというのは、金銭的なことがかなりあるであろうと。それから、1 カ所に集積をする場所等も考えなければならない。メリットはかなりあるものだというふうに自分は理解しております。それぞれの個々の畜産環境といいますか農場環境の良好な面、それから、副産物の消化液の畑作に対する還元だとか、メリットはありますし、発電行為についても、例えばですよ、これ直接公共のところに電気を送るわけではありませんけれども、それを売電をすることによって公共施設の電気料を賄うことができるであろうというようなことも考えられる。また、廃熱水の、これは土幌だとか鹿追で既にフグだったりチョウザメの飼育をもう始めていると。動物に限らず農業ハウスの温熱水の利用というような、いろんな分野で活用が図られるであろうというふうに考えます。ですから、調査も、外部に委託をするということで

す。その調査結果をぜひとも町が受けて、農業者にはもちろん発信をしていただきたい。ですが、いろいろな可能性を、町のほうから農業者に、また町民全体にもお知らせをしていただきたいというふうに思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） まず、導入に向けては、当初の導入費の金額が多額になるということがあります。ですけれども、これについては国なりの補助事業があります。発電が売電できるというような前提になれば、利益が出るというような計算も成り立ちますので、そうなれば、普及は早いのだろかなと思うのですけれども、北電の、受け入れ側の設備についての要件があるようですので、どんな電線があれば必ずのということではないということです。そういうところを考えて、家の目の前に電線があればいいのですけれども、その点ができるところまで持っていっても売電ができるというようなことも考えられるのかなというふうには思っております。これ、忠類地域限定ということではなくて、町内全域に畜産農家いらっしゃいますので、その中で大きな固まりで導入するか、それとも耕種の方と組んで一緒にやるというような方法も考えられますし、その中で、いろんなことを検討していきたいと思っておりますし、あと、売電がつながらなくても区域の中で工業施設や何かに電気を売るですとか、例えば大量に熱を使うようなところに熱を供給するですとかというようなやり方で、必ずしも売電だけではなくて利用できるというようなことも伺っておりますので、それについて検討していきたいと思っております。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質問ございますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 113 ページ、農林業費の 19 節負担金補助及び交付金の細節 23 環境保全型農業直接支援対策事業対策補助金 649 万円ということで、これは今までになかった事業ではないかと思えます。説明資料の中では、新たに経営所得安定対策制度の関連施策として、化学肥料や合成農薬の低減を図ること。結局、地球温暖化防止だとか、生物多様性の保全だとかに効果を上げていくということに対する支援補助金だということですね。これ 649 万 2,000 円ということでありますから、大体対象面積というのがどのくらいになるのか。実際に、対象になる農家でも手を挙げていただいているのでしょうか。

それと、これは農薬の低減ということでありますから、一定の基準があるのではないかと思うのですけれども、その基準はどんな基準なのか。今、食の安全も含めて、十勝の農畜産物というのは大変注目を浴びている中で、こういう取り組みというのは有効な取り組みになっていくのだというふうに思うのです。それでお尋ねするところです。

もう一点目なのですが、今回の農業予算の中では、先般も補正予算 4,000 万円が組まれまして、一応 TPP 対策というようなことがありました。まだまだ未知のところですので、具体的なことは、どのぐらい予算が盛られているのだとかいうのは難しいのだと思うのですが、これまで十分ではないのですが、北海道も全体の影響額というのを 2 月の中ごろに出してきました。幕別町はそういった試算というのはされたのかどうか。それがまた、今回のこの農業予算の執行に当たっては大事なポイントになってくるのではないかと思いますので、お尋ねいたします。

○委員長（藤谷謹至） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 1 点目の環境保全型農業直接支援対策事業につきましては、これは予算化しているのは、平成 27 年度から実際もう既にやっております。平成 23 年度から実施をしております、平成 23 年から 26 年までは属人主義といいまして、幕別町で農業をしている方が、例えば帯広市の畑を環境保全型農業で耕しているとなりましたら、幕別町で補助申請をしたのですけれども、平成 27 年度からは属地主義で、畑のあるところで補助金の申請をするということに変更になっております。

幕別町では、二つの団体が補助金の交付申請をしておりますが、1 件については幕別町の住民の方、もう一件については帯広市の住民の方で組織する団体が、補助金の申請をしております。取り組みの内容につきましては、緑肥の施用が今の予算のところでは 24 ヘクタール、有機農業といいまして有機

肥料等を使用するという取り組みが 50 ヘクタール、堆肥の施用が 13 ヘクタールということになっております。

続いて、2 点目の TPP の影響額について申し上げます。

試算につきましては、2 月末に試算ができ上がっております。農林水産省や北海道が示している計算方式が全て開示されていますので、それに当てはめて数字を計算をしました。幅はありますけれども、本町では 7 億 7,000 万円から 9 億 5,000 万円程度の影響があるのではないかなというような試算になっております。

前後しておりますが、補助金の基準ですが、エコファーマー認定というのは、これ北海道の認定ですけれども、その認定を受けていることと、化学肥料や合成農薬を 5 割以上低減するということと、先ほどの言った緑肥ですとか有機肥料ですとかの施策と組み合わせて実施する場合ということになっております。

以上です。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今の補助事業の関係ですけれども、そうしますと 2 団体にとということで、1 団体は幕別町民の方でもう一方は帯広の方。これ農業法人なのかなというふうに思うのですが、実際に生産されている作物というのはどんなものなのか。2 団体で 600 万円を超えるというのは、補助としてはそんなに少くない補助だというふうに思いますので、そういうのが、どういうものか生産されていて、流通ですよ、出荷されていると思うのですが、どういう流通がされているのか。普通、いろんな方がいらっしゃいますから、必ずしも農協を通してというふうには思わないのですけれども、しかし全くそういうところをかかわりなくやっている事業者に補助が回っているのかどうかも含めて、お伺いいたします。

あと TPP に関しましては、これは非常に計算のあり方が本質的なものではないということが、国会で議論されているところなのですけれども、幕別町全体で出されている数字、つまりこれは早くに TPP に対応する政策、先ほどの補正予算で 4,000 万円組まれたとかというのがありますが、そういうものを差し引いて出されている金額なのでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） いえ、TPP の生産額の影響については、でき上がった生産物が単価が幾ら下がるというような計算になっていますので、補助金が入れて生産体制が変わって効率化した場合にどうなるというのではなくて、とれたものの値段というのは同じですので、そこには影響が出てこないような計算になっているのだと思うのですよね。売り上げ、例えば大豆ですとキロ幾らで売っています。例えば、キロ 500 円で売っていたのが 450 円に下がりますと、この差の 50 円が生産量に掛け算すると幾ら幾らという金額ですよとなっていますので、これが機械を購入して効率化すると、生産費が下がっていると思うのですが、生産費が下がるというのは、売り上げにはこれどこにも数字出てきませんので、ここが影響はなかなか反映されづらいと思います。ですから、先ほども言いましたけれども、先ほどの 4,000 万円の補助金の話ですが、それはこれには算入されておりません。

エコファーマーについては、つくっているものは畑作 3 品、4 品、同じようなものをつくっておりますが、有機農産物ということで差別化して流通しています。それは農業者の方の自前の加工施設で加工している方もいらっしゃいますし、それが有機物だけが集められて販売されているというようなケースもありますので、農協はほとんど通っていないと思います。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。TPP のほうは、この TPP 問題が浮上したときの当初の幕別町の試算は農業の粗生産額高だけで 104 億円ということでありました。今回は多いほうで見ても 9 億 5,000 万円ということですから、その差にちょっと愕然としてしまいます。一体どこに信憑性があるのかというふうに考えざるを得ないところがあります。しかし、国の出した計算式で計算されたということですから、それはそれとして受けとめながらも、例えば本当に 9 億 5,000 万円程度だったら 4,000 万

円、5,000 万円のその事業が必要かということも、逆に言えば言えるわけですね。対策をとりながらやらざるを得なかったそういった流れというのも、私たち住民としては、きちっと見ていかなければならない現状にあるというふうにこの数字から判断したいというふうに思います。

あと、これ流通もそれぞれだということで、一人は帯広の事業者ですから、なかなか難しいなとは思いますが、こういったエコの有機肥料を使ったものが、広く市場に出るということは大変望ましいことだと思うのですが、こういったエコの有機肥料を使ったものが、広く市場に出るということは大変望ましいことだと思うのですが、幕別町の還元というふうについつい考えてしまうものですから、畑作3品ということであれば、そういった野菜などでは、例えば産直であるとか、直送直売、いろんな方法あるのですが、なかなか難しいのかなというふうには思います。これ、今までの継続事業だということですから、この平成23年からスタートして、現在は二つの団体ということですが、この団体というのは固定されているわけではないですね。ほかの法人の方、あるいは農業経営者の方たちも、この事業の補助を受けて、これまでやってこられたと思いたいのですが、実績をお示しいただけますか。

○委員長（藤谷謹至） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） こういう組織を組まなくてはならなかったのは、平成27年度からです。それ以前は、個人で申請することができておりましたし、先ほど申し上げましたように、属人主義で、ほかの町に行ってつくっていても対象としていたということで、我々もその畑を確認に行くのですが、違う町まで畑を見に行かなければならないというような状況でありましたが、今回は幕別町内だけということで限りましたので、そこは変わってはおりません。

この環境保全型農業については、経営安定対策と中山間と農地・水ということで、この四つの柱ということで経営対策ということになっている、そのうちの一つなのですが、十勝にしてみれば、環境保全型というようなことであれば、大変収量が減ったりというようなことになりますので、それを補填するためにその補助金がつくのだというふうに考えられるのですが、まずは受給率が40%前後というところまで、果たしてこれを推奨していくべきなのかなというような疑問は、ちょっと我々にも残っております。

以上です。

○委員（中橋友子） 同じ法人ではないのですね。

○農林課長（川瀬吉治） つくっている方は同じ方ですね、ずっと。

○委員（中橋友子） 23年から、ずっと。

○農林課長（川瀬吉治） はい。普通、減ったりふえたりということはありますけれども、基本的にはそれほど変わっていません。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数が114ページの4目農業施設管理費にありますふるさと味覚工房実習用材というところがありますが、1点だけお伺いしたいと思います。

これ、野菜乾燥機の導入を検討してはいただけないかなということなのですが、現在、子どもの野菜嫌いということが結構取り沙汰されているのですが、野菜嫌いを防ぐための乾燥野菜を、直産ですぐつくるのができて、食べやすくすること、またこれを含めまして研究をしたいという若いお母さん方の声を聞くところであります。ですので、このような検討を、導入をしていただくというような考えはないか、お伺いいたします。

○委員長（藤谷謹至） 経済部参事。

○経済部参事（廣瀬紀幸） 味覚工房におきまして、野菜の乾燥施設等の導入の検討をということでございます。

大変申しわけないのですが、現在のところ利用者さんのほうから、そのような声は、今、私どものほうにはちょっと聞こえていない状況であります。これは味覚工房の利用者さんが、どうしても高齢になってきているということで、今、委員おっしゃったように、若い方の、若いお母さん方からの声

という部分がちょっと届いていないというか、こちらのほうに聞いていないという部分がありますので、この利用者の増加について、私どもも、今ちょっと頭打ち、ちょっと若干減ってきている状況ですから、ぜひ若いお母さん方にも使っていただきたいという PR もちょっと考えていかなければならないというふうに考えておりますので、その中で、こういう機械の導入のほうの声をお聞きしましたら、金額ですとか、そういう部分もありますので、即、はい、わかりましたということにはなるかどうかわかりませんが、その辺の声をお聞きしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） ないようですので、6 款農林業費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、7 款商工費に入らせていただきます。

7 款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田井啓一） 7 款商工費につきましてご説明いたします。

127 ページをお開きください。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費、予算額 4 億 6,241 万 2,000 円、本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費であります。

8 節報償費の住宅新築リフォーム奨励事業商品券につきましては、新築 5 件分、リフォーム 230 件分を見込んでおります。

住宅新築リフォーム奨励事業は、平成 28 年度からリフォームの対象工事費を 50 万円以上から 30 万円以上に引き下げるとともに、一つの住宅に対して本事業の利用回数を 1 回限りとしておりましたものを同一年度 1 回に拡充することで、年次計画でリフォームすることを可能といたしました。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 は幕別町商工会に対する補助、細節 6、細説 7 は中小企業融資にかかわる保証料及び利息補給補助金、細節 9 は空き家店舗対策事業で新規開業 2 件分の補助金、細節 10 は中小企業退職金共済制度の共済掛金に対する補助金、細節 11 は商工会が行うプレミアム商品券発行事業に対する補助金で、プレミアム分 800 万円分と事業者取扱手数料のうち 1 % 分、48 万円を補助するものであります。

商工会により、プレミアム率は 2 割とし、総額 4,800 万円分の商品券を夏と年末の 2 回発行を予定されているところであります。

21 節貸付金は、中小企業融資の原資を金融機関に預託するものであります。

2 目消費者行政推進費、予算額 785 万 4,000 円、本目は消費者行政に要する経費で、128 ページになりますが、7 節、細節 6 消費生活相談員賃金が主なものであります。

平成 28 年度から、消費者行政をより強力に推進するため、札内福祉センター内の消費相談室を消費者安全法に基づく幕別町消費生活センターの事務所と位置づけ、さらに消費生活相談室は、幕別、札内、忠類の各地域で開催しておりますが、近年の相談件数の増加に対応するためにも、平成 28 年度からは、消費生活相談室の開設時間をこれまで午前 10 時から午後 3 時までの 5 時間であったものを、午前 9 時から午後 4 時までの 7 時間に拡充するものであります。

また、消費者協会や生活安全協議会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町内各金融機関、教育委員会などの各関係機関との連携により、消費者被害に関する情報の収集や提供、啓発活動の推進などを目的とした「幕別町消費者被害防止ネットワーク」を昨年 12 月に開設し、消費者保護のための連携強化を図っております。

13 節委託料は、消費者行政に役立てることを目的として構築された独立行政法人国民生活センターとの専用回線設備の新庁舎への移設料であります。

3 目観光費、予算額 3,931 万 1,000 円、本目につきましては、観光振興にかかわる経費であります。

129 ページになりますが、13 節委託料、細節 5 は、アルコ 236 及び道の駅・忠類の指定管理料、細節 7 は、道の駅・忠類の公衆トイレ清掃委託料が主なものであります。

15 節工事請負費、細節 1 は忠類地区に設置している既存の観光案内標識 2 基の修繕及び共栄牧場展望台シーニックカフェの案内看板の新設、細節 2 はアルコ 236 の温泉施設等の工事費であります。

130 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 6 観光物産協会補助金、細節 7 特産品研究開発事業補助金が主なものであります。

特産品研究開発事業補助金は、これまで特産品の新製品開発について 15 万円の補助でありましたが、要綱を改正し、平成 28 年度より、新製品開発に新たに加えて、容器や包装、パンフレット等のデザインに係る事業費に対して 3 分に 2 の補助で補助上限額 100 万円、及びファンの拡大のための展示会等への出展、物販イベント等への事業、セミナーへの参加や専門コンサルタントへの委託に対する事業費に対して 2 分の 1 の補助で補助上限額 50 万円、合わせて 150 万円を上限とした、1 事業者につき原則各年度 1 事業を対象に補助しようとするものであります。

4 目スキー場管理費、予算額 1 億 105 万 8,000 円、本目につきましては明野ヶ丘スキー場と白銀台スキー場の管理運営に要する経費であります。

7 節賃金は、スキー場を管理する嘱託職員と臨時職員の賃金であります。

131 ページになります。

13 節委託料は、細節 8 のリフト管理委託料が主なものであります。

15 節工事請負費は、細節 1 白銀台スキー場リフト制御装置更新工事、132 ページになりますが、細節 4 明野ヶ丘スキー場リフト油圧緊張装置更新工事が主なものであります。

5 目企業誘致対策費、予算額 1 億 7,355 万 7,000 円、本目につきましては、企業誘致に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 4 企業開発促進補助金、細節 5 工業用地取得促進補助金が主なものでありますが、細節 7 は、平成 28 年度から補助することといたしました本社機能移転に伴う可算補助金であります。

21 節貸付金は、工業団地取得資金貸付金であります。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

小川委員。

○委員（小川純文） 130 ページからになります 4 目のスキー場管理費に関連してご質問いたします。

ことしの新年度予算の中で、特に忠類の白銀台については、6,000 万円ほどかけてスキー場の設備とスキー場用地を改修するように新年度予算にはのってありますけれども、明野ヶ丘スキー場、白銀台スキー場、どちらも採算の面でいくと、これは非常に厳しい状況ではありますけれども、特に白銀台スキー場におきましては、南十勝のスキー場という面も持っておりますし、冬の忠類地域においての観光資源という面での大きな位置づけもあろうかと思えます。明野ヶ丘スキー場につきましては、学校の冬休み期間中は毎日昼間も営業しておりますけれども、それ以降については、冬場平日においては日中はリフトはとまっていて夜だけのリフトの運行という形になってますけれども、白銀台については、平日もずっとスキー場の従業員、スタッフ勢ぞろいで、またロッジも開けたて営業している中で運営をされていると思うのですけれども、先般、新聞にも載っておりましたけれども、やはり特に平日関係というものにつきましては、やはり何かの得策を考えて、収益も必要でありますけれども、いかに平日スタッフがそろってオープンしているスキー場に来てもらうかということを特段の中心に置いて、利用拡大に向けていったらどうかなというふうに思うのですけれども、これに関連したことも若干新聞記事には書いてありましたけれども、具体的な検討策が現段階であれば、その辺について

お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） 白銀台スキー場の関係ですけれども、小川委員がおっしゃったように、スキー場は町にとって、特に冬は唯一と言っていいほどの観光資源になってきます。また、スポーツ・レクリエーションの施設として、町民の健康増進の施設としても大変重要な施設になってございます。その中で、どのような形で今後展開していくかという部分なのですけれども、なかなかその採算というのは、実際のところ、今のところ難しい部分ではあるのですけれども、その部分を、例えば一つのヒントとしては、ことし合併 10 周年のときに 2 月 6 日までの、2 月に入ってから 5 日間なのですけれども、平日無料にしたことがございました。そのときは、やはり昨年とかから見れば倍のお客さんが来ておりました。実際、無料ですので、それは当たり前という部分はあるのかもしれないのですけれども、そういったこともヒントにしながら、スキー場に足を運んでいただいて、そして忠類のアルコだとか既存の商店街に寄っていただくような施策をまたちょっと今後考えていかなければならないと考えております。

○委員長（藤谷謹至） 小川委員。

○委員（小川純文） 今までの経過の中で、白銀台、これからということでありますけれども、明野ヶ丘スキー場につきましても、大きな公的団体の支援もいただいた経過もございます。それもすぐということにはいかない、いろんな条件設定があるかと思っておりますけれども、そういう道も探してほしいと思いますし、何せかんせ、あそこでロッジの中で飲食等を開いていただいているのが、これがまた本当にお客さんが非常に厳しいから撤退なんてされますと、余計こうスキー場が寂しくなるというか、やっぱり一滑りして、あそこで若干飲食できることがスキー場としての楽しさ、休憩場所としての意味もあると思いますので、何とか、忠類の商店街も大事でありますけれども、ロッジ含めて、あその観光資源として、やっぱり人を呼び込む施策、方策というものを考えていただいて、夏場とはまた違う冬の忠類というものをいかに発信していくかというものを、いま一度検討していただきたいと思っておりますけれども、これに対してお考えはございますか。

○委員長（藤谷謹至） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） まだ具体的な施策とかは考えられていないのですけれども、実際に PR 活動をしながらいかに客を誘導していけるか、また誘客していけるかということを、今後、研究して取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（藤谷謹至） ほかに。
野原委員。

○委員（野原恵子） 127 ページ、1 目商工振興費、8 節報償費、3 住宅新築リフォーム奨励事業商品券ですが、対象金額が 50 万円から 30 万円に引き下げられました。これは、利用する町民にとっても、事業者にとっても、大変喜ばれる対策だと思っております。それで、今まで対象になっていた業種、30 万円に引き下げられることによりまして、さらに細かな業種も対象になっていくと思うのですけれども、今ある業種から、さらに業種を広げていく、そのことは検討されてきたのでしょうか。27 年度と 28 年度のその対象となる業種はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ご質問の対象となる業種であります、これにつきましては、リフォームに係る業種全て対象にしておりますので、制度としては業種を新たに追加するというものではございません。しかしながら、なぜ 30 万円に工事を引き下げるかということにつきましては、今までは一般建築ですとか、塗装業が受注の大半を占めておりました。しかしながら、30 万円に対象工事費を下げることによりまして、設備業者ですね、今まで設備業者といいますのは、受注はほとんどございました。その設備業者の方にも、多く受注していただきたいということがありまして、金額を引き下げたところでございます。

以上です。

○委員（野原恵子） 業種を広げてもらえたということで、リフォームにかかわる 30 万円以上の金額であれば、どの業種でも可能だということですね。はい、わかりました。終わります。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですね。ほかにありますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 方向性を知りたいということで、1 点だけお伺いします。

129 ページ、3 観光費の 13 委託料、アルコ 236 及び道の駅・忠類の指定管理者業務指定管理料ということで、昨年と同様の予算の計上になっています。この間、副町長から、総会があって、経営にいろいろ難しい面もあって、その後、理事の中に副町長も入られて、この運営に当たっていく報告を協議会でいただいていたところです。やはりこの施設そのものは、忠類の方たちの長い歴史の中で大事な施設として、それから保養施設ということも含めて、公社では観光施設の中心となって事業に取り組み続けてきたものだと思います。ただ、残念なことに、なかなか目的どおりの経営になっていかない、つまりこういった事業でありますから、赤字になってはなかなか続かないのですけれども、その点で難しい面があるやに聞きます。それで、この間の大きな経営状況と、それから指定管理でこれだけ出してやっていくわけですから、今の時点で、今後どんな取り組みをして難しい経営状況の中から脱出して、必要な施設としてやっていくのかという基本的な考え方を伺っておきたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） アルコ 236 の状況ということになってくると思うのですが、利用人数からいきましたら、合併した平成 18 年からほぼ変わらないような、横ばいのような状況になってございます。宿泊客に関しましては、平成 24 年から平成 26 年までの 3 カ年は高規格道路の工事があったので、宿泊客はその部分で一時的に 1,000 人弱ですけれども伸びているような状況がございまして、しかしながら、経営状況といたしましては、今の指定管理は平成 24 年から行っているところなのですが、平成 23 年から赤字になってございまして、赤字決算は平成 26 年までで 4 期連続ということになってございます。また、今年度も、1 月現在までの数字をお伺いしたところ、余りよくないということで、なかなか厳しいような状況ということになってございます。

○委員長（藤谷謹至） 忠類総合支庁長。

○忠類総合支庁長（伊藤博明） 後段ご質問いただきました取り組みについてであります。

アルコ 236 と道の駅の指定管理は、28 年が 5 カ年間の最終年度ということになります。この両施設は公の施設、忠類村の時代に予算をかけて建設をした公の施設でありますので、この公の施設を 29 年度以降どうしていくのかというのは、当然考えなければいけないところでありまして、過去、今期も含めて、前回、それから合併した 18 年は 1 年間の指定管理、これ私ども幕別町の指定管理条例の中で、町が出資している団体については、さまざまな経済的な状況ですとか地域振興に資する役割ですとかを考えて指定管理をすることができるという規定に基づいて、過去 10 年間、28 年度が 11 年目になるわけなのですが、指定管理をしてきております。

それで、今、課長からも説明しましたように、平成 23 年から 26 年まで 4 期連続の赤字になっておりますが、そもそもが指定管理料というのが、この両施設にかかわる運営経費から入ってくる収入を、賄えない分というのがおおむね毎年 1,200 万円ぐらいだろうということで、忠類振興公社が指定管理にかかわっての財務計画を出して、それを了として町は 1,200 万円を指定管理料として、いわゆる収支不足分を指定管理料として出してきているわけです。それでも、昨年 26 年度で言いますと 784 万円がさらにマイナスになっていて、昨年度期で、累積欠損が 2,924 万 5,000 円になっております。資本金が 4,450 万円ですので、まだ債務超過には至っておりませんが、状況としてはかなり厳しいと。それで取り組みということになるわけなのですが、これやはりこれまでずっと地域の方々のお力をいただき運営をしてきて、確かに施設が新しいうちは、これはどこもそうですけれども、最初は施設が魅力で、やっぱりそれが 10 年、15 年とたってきますと、サービスが魅力というふうに移行していかないと、なかなか施設の魅力だけでは長続きはしないわけです。

そこで、私たちも、行政としましては、来年度以降どうしていくかという点も考えて、さまざまな

ホテルを北海道内で運営をされている方々から、我が町、我がホテル、我が道の駅の会社の経営状況等もお示しをした中で、一体どう改善できるのだろうということ、さまざま意見といいたししょうか、改善策みたいなヒントはいただいております。それで、いずれにしても、来年からどうしていくかということは、これより悠長なことも言っておられませんが、我々としては、一方で忠類振興公社の、副町長が社長で私が取締役なわけですが、その会社のあり方そのものにも影響してきますので、今期の決算が終わる株主総会というのが5月の末には開かれる予定ですから、それまでには何らかの一定の方向性というものも示していかなければならないなというふうに考えておりますが、昨年1年間の取り組みとしては、何が一体不足しているのだ、どうしてこういう状況に陥っているのだという点を調査してきたところであります。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 状況はわかりました。

いずれにいたしましても、前段も申し上げましたように、村民の時代から大事にされてきたアルコ236施設であります。町が経営に携わるといふ以上は、どれだけ住民サービスに貢献できるのか、どれだけ町全体の運営に貢献できるのか、ということが基底になっていくのであらうと思っておりますので、その役割が果たされる経営改善になることを期待したいと思っております。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） なければ、7款商工費につきましては、以上をもって終了させていただきます。審査の途中ですが、この際、16時25分まで休憩したいと思います。

16:15 休憩

16:25 再開

○委員長（藤谷謹至） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 8款土木費について説明いたします。

134ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費、本年度予算額2億6,536万9,000円。

本目は、町道の維持管理に要する経費であります。

13節委託料の細節1は、幕別地域及び忠類地域の除排雪を含めた年間の町道管理委託料、細節2は道路清掃及び植樹ますの除草作業など、就労センターへの委託料、細節6は、札内駅人道跨線橋のエレベーターの保守点検委託料であります。

14節使用料及び賃借料の細節5は、除排雪に係る民間の除排雪機械47台及び排雪用ダンプ等を借り上げる経費であり、新雪の一斉出動のほか、幹線道路の路面整正や拡幅作業などの2次除雪及び排雪作業や吹き込み除雪などの経費であります。

平成28年度は、町道1,014路線885キロメートルのうち、車道除雪は924路線656キロメートル、歩道除雪は135路線110キロメートルを予定しております。

16節原材料費は、町道維持管理のための切り込み砂利や舗装合材などの資材購入費であります。

18節備品購入費は、幕別地区の除雪トラックの更新に要する費用であります。

135ページに参りまして、2目地籍調査費、本年度予算額5,936万1,000円。

本目は、地籍調査に要する費用であります。

13節委託料、細節6は、字弘和、字勢雄及び字駒島の各一部34.82平方キロメートルの調査費用であります。

細節 7 は、土地の異動に伴う、地番図データの修正費用であります。

136 ページです。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費、本年度予算額 584 万 2,000 円、本目は、107 カ所の樋門を管理するための 62 人の管理人賃金と道路河川の経常的な管理に要する経費であります。

13 節委託料は、道路台帳修正の委託料であります。

137 ページです。

2 目道路新設改良費、本年度予算額 3 億 1,029 万 6,000 円、本目は、町道の改良舗装など、道路の整備に要する経費であります。

13 節委託料、細節 6 から 8 は来年度以降に事業を実施する路線の調査設計委託料であります。

138 ページです。

15 節工事請負費、細節 1 から 10 は、道路改良舗装工事や歩道の新設、再築工事並びに車道オーバーレイ工事などであります。

今年度の道路工事につきましては、継続事業 5 路線、新規事業 4 路線の工事を予定しており、地域別では幕別地区 6 路線、忠類地区で 3 路線となっております。

事業量は、道路改良舗装が 5 路線 820 メートル、道路改良が 1 路線 282 メートル、歩道の整備が 6 路線 1,357 メートル、車道オーバーレイが 3 路線 913 メートルを予定しております。

19 節負担金補助及び交付金は、工事及び業務の積算に使用する北海道土木積算システム利用負担金であります。

139 ページです。

3 目道路維持費、本年度予算額 5,365 万円。

本目は、町道維持補修に係る経費であります。

15 節工事請負費は、舗装や縁石、雨水ますなどの補修のほか、区画線の引き直しのほか、突発的な復旧工事に要する経費であります。

4 目橋梁維持費、本年度予算額 4,880 万円、本目は町道の橋梁維持補修に要する経費であります。

13 節委託料、細節 5 は、幕別町橋梁長寿命化修繕計画に基づく南勢橋ほか 2 橋の橋梁補修設計のほか、法律で 5 年に 1 度実施が義務づけられております橋梁の定期点検のうち、42 橋の点検実施に係る委託料であります。

15 節工事請負費、細節 2 は、幕別町橋梁長寿命化修繕計画に基づく稲志別の橋面舗装補修工事ほか 1 橋の補修工事であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、音更町と共同で管理しております十勝中央大橋の管理費負担金であります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、本年度予算額 4 億 5,611 万 4,000 円。

本目は、都市計画に関する計画整備に要する費用であります。

1 節報酬は都市計画審議会 4 回分の委員報酬であります。

140 ページです。

13 節委託料、細節 5 は、都市計画の変更に係る資料作成、各種調査、検討及び都市計画図作成に係る費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、会議等負担金、各種協議会に対する負担金、28 節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、本年度予算額 1 億 3,854 万 2,000 円。

本目は、公園及びパークゴルフ場の維持管理に要する経費であります。

11 節需用費、細節 21 から 25 は、主に公園照明やトイレなどに係る光熱水費であり、141 ページ、細節 40 は公園施設や草刈り機械の修繕料であります。

13 節委託料、細節 5 は、パークゴルフ場や公園緑地などの芝刈り及び清掃に伴う委託料のほか、フラワーガーデンや果樹木の管理委託料であります。

細節 11 公園施設管理委託料は、公園やパークゴルフ場の日常管理、草刈り機の公区への貸し出しや遊具の定期点検などの業務委託料であります。

細節 12 公園環境整備委託料は、主に就労センターに委託する公園トイレの清掃や公園花壇の草取りなどに要する費用であります。

142 ページです。

15 節工事請負費の細節 1 は、春先の点検後に行う遊具の補修、細節 2 は各種施設の維持補修に要する費用であります。

16 節原材料費は、公園の花壇に植える花の苗やパークゴルフ場の芝生用肥料などの購入費用であります。

3 目都市施設整備費、本年度予算額 2 億 2,607 万 9,000 円。

本目は、街路や公園等の都市施設の整備に要する費用が主なもので、13 節委託料は猿別川河川緑地ほか 2 公園に係る実施設計委託料と、札内 2 線の道路の整備に伴う実施設計委託料に係る費用であります。

15 節工事請負費は、街区公園 4 カ所とナウマン公園、猿別川河川緑地、新田の森に係る公園施設整備、札内 2 線の道路整備に係る費用が主なものであります。

143 ページです。

4 目都市防災施設整備費、本年度予算額 2 億 2,609 万 2,000 円。

本目は、防災まちづくり拠点の都市防災施設の整備に要する費用が主なもので、13 節委託料は、札内福祉センター敷地内に設置する耐震性貯水槽の実施設計、既存札内福祉センター解体の実施設計、札内東コミセン改修工事に伴う管理委託料に係る経費が主なものであります。

15 節工事請負費は、札内福祉センターの地中熱ヒートポンプ整備、札内東コミセンの改修、144 ページ、細節 3 は、札内中学校に設置する計画の耐震性貯水槽の備品倉庫整備に係る費用が主なものであります。

4 項住宅費、1 目住宅総務費、本年度予算額 244 万 7,000 円。

本目は、公営住宅関係の事務などに係る経費で、嘱託職員の賃金などが主なものであります。

145 ページです。

2 目住宅管理費、本年度予算額 3,106 万 4,000 円であります。

本目は、町が管理いたします 896 戸の公営住宅の維持管理費及び修繕などに要する経費であります。

7 節賃金は、住宅管理人賃金 21 人分の賃金、11 節需用費、細節 40 は、壁、床、建具などの一般修繕費用であります。

146 ページです。

15 節工事請負費は、営繕工事に要する経費であります。

3 目公営住宅建設事業費、本年度予算額 2 億 7,104 万円。

本目は、公営住宅の建てかえ、改繕、解体などに係る経費であります。

15 節工事請負費は、今年度から建設に着工いたします春日東団地建てかえ工事のほか、忠類白銀町団地解体工事、桂町団地のほか、3 団地のストック改繕工事に係る費用が主なものであります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小田委員。

○委員（小田新紀） 134 ページ、1 目道路管理費、18 節備品購入費になります。

こちらのほう、除雪機械ということで、10 トン専用車を購入するというような説明が、資料がございました。こちらのほう、企業協同組合のほうから、10 トントラックの除雪よりも、もうちょっと小回りの利くドーザというような機械を購入したほうがいいと、そういったことの要望が上がっていたかというふうにも思いますが、そのあたり、まずいかがでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 除雪機械の備品購入費でございます。

除雪トラック 10 トン専用車でございますけれども、今、町の貸与している除雪機械 19 台あるのですけれども、そのうち 2 台がダンプつきの除雪車でございまして、ダンプがついておりますので、夏場は砂利を運んだりすることもできるトラックなのですけれども、このうちの 1 台を除雪専用車、郊外地を走る除雪専用車に入れかえる、更新するという計画でございまして、ドーザはリースでも借りることができて、専用車はなかなかないのです。ですので、主に郊外地を走る除雪専用車が不足しているものですから、入れかえるという計画でございます。以上です。

○委員長（藤谷謹至） 小田委員。

○委員（小田新紀） 意図は承知しました。やはり除雪現場のほうで、町民のいろんな意見等々考えると、市街地のやはり小回りの利く除雪の機械がもっと必要だというようなことで、例えばドーザだったら、今回の除雪トラックに対して 2 台分購入できる、値段も低いという部分を考えますと、現場のほうではドーザを購入してもらおうというほうが、より町民に対して適切な除雪ができるというようなことだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 小回りの利く除雪ドーザというお話ですけれども、確かに台数をふやせばその分時間も短縮になるのですけれども、この除雪トラックのかわりにドーザ 2 台を買うと、郊外地の除雪が遅くなると。郊外地に穴があいてしまうので、郊外地の路線はやはり除雪専用車でないと、スピードを出して雪を飛ばすものですから、小型だと飛ばないのです。ですので、郊外地用の除雪トラックと別に考える必要があるのかなというふうに思っております。

○委員長（藤谷謹至） 小田委員。

○委員（小田新紀） いずれにしても、除雪の現場のほうから出ている要望と、あるいは地域住民から出ている要望とありますので、そのあたり、整理しながらまた購入する機会というのをこの予算の中で再度精選していくというようなことを求めたいというふうに思います。

○委員長（藤谷謹至） 答弁はいいですか。

○委員（小田新紀） お願いします。

○委員長（藤谷謹至） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） なかなか補助事業で購入するものですから、小型のロータリーも含めて、増車というのでしょうか、今 19 台あるのですけれども、台数をふやすことも検討していきたいなというふうに思っております。以上です。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほか質疑ございますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 同じく除雪にかかわりまして、お尋ねいたします。

これからの幕別町の全体の除雪計画、どういうふうに進めていくかということで伺うのですけれども、今、台数もふやしてというようなこともありましたけれども、今般の大雪が特にそれを通しての声が多かったのですけれども、除雪のスピードの問題、それから拡幅の問題、排雪の問題、それから地域によって除雪の状況が違ふ、オペレーターの指導の問題などなど、町のほうにもたくさんの声が届いていると思います。非常に短期間で取り組むということで、ご苦労なされて対応されているのだなということも、そういう状況を押さえながらも、この除雪の問題は、だんだん高齢化が進む中で、やはり今と同じ状況で長く続けていくということにも難しさがあるのかな、改善できるところは改善していかなければならないのではないかなというふうに思います。

それで、特にきょうは排雪にかかわりまして、今回、雪が多かったものですから、その排雪の手だて、対応の強化を求める住民の皆さんの声が大変大きいのです。特に交差点の角角などについては、十分その通学路だとか幹線道路を含めてやってはいただいているのですけれども、これだけ広がったら相当日数もかかってきている現状もありました。これは本当に町も大変なのだというようなことを

言いながら、私たちも対応してきた経過あるのですけれども、今後において、その排雪、一つは危険箇所の排雪、それからもう一つは、これはなかなか難しいのですけれども、福祉除雪にもつながるのですが、住宅前の頑張って皆さん排雪していますがなかなかできない中で、できれば時間をかけてでも、拡幅排雪という形を将来とっていただけないかということもあります。そんなことで、それともう一つ、排雪場所、これも町としては、今、西猿別のところですか、1カ所ありますけれども、もっと細かく、例えば札内でありましたら札内のあいている土地の何カ所かをというようなことも含めて、細かな排雪場所の検討、それと以前ご相談させていただいたこともあるのですが、公園の使用法などなどにつきまして、今回の雪の状況を経て、今後に向けての改善計画一つでもできていけばいいなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 除雪のご質問でございます。

除雪の計画でございますけれども、ことし10月末から11月にまず除雪業者さん、お集まりいただいて町の除雪方法を再確認させていただいて、このようにやってくださいというお願いをしました。その後、1週間後ですけれども、実際に機械に乗られる方お集まりいただいて、60名ほど集まっていたのですけれども、オペレーターさん向けに実際に町の、町から除雪方法についてお願いし、加えて除雪されている、実際に除雪されているオペレーターさんの現場の意見もいろいろ伺いました。町民の皆さんも大変お困りになっているのですけれども、実際に現場で除雪されているオペレーターさんも非常に苦勞されているなというのがわかりました。やはり均等に除雪、均等にかき分けて除雪してくださいというお願いしているのですけれども、現場ではなかなかそううまくいかなくて、町民の皆さんも除雪車が来ると道路に雪を押し出して、その雪が隣のほうに行ってしまうのだとか、そういう問題もあって、なかなかこちらからお願いしたことに対して、なかなかそううまくいかないのだよというお話も伺いました。

それで60人、全車集まっていたいて、そこで除雪の皆さん共通の認識を持って、ことしやらせていただきました。11月に2回雪が降りまして、これ途中で雨に変わると思って出勤もちょっとおくれたということもありまして、非常に重たい雪になってしまいまして、町民からの苦情のお電話も200件を超えるお電話がありました。12月になりますと、雪は除雪車は出なかったのですけれども、1月にまた2回、そして2月にまた2回出勤しまして、2月29日は出勤時間は決して遅くはなかったのですよね、むしろ早いほうだったと思うのですけれども、視界不良によって除雪ができないということで、結果時間がかかってしまったということで、郊外地、吹き込みもあって、なかなか車を走らせることができないということで、非常に時間がかかってしまいました。これ、自然現象なので仕方がないのでけれども、出勤時間を早く出してもそういう状況があるものですから、非常にオペレーターさんも苦勞されているところでございます。

それと、排雪ですね、危険箇所の交差点あるいは通学路ですとか幹線道路の排雪は、ことしもやらせていただいております。これは例年やっている作業なのですけれども、なかなか住宅団地内の生活道路の排雪までは手が回らない、予算の関係もあるのですけれども、できていないのが現状であります。

住宅団地の間口除雪のお話だと思うのですけれども、非常に皆さん苦勞されているというところでございますけれども、町の除雪としましては、出勤をかけると平均7時間ぐらいかかってしまうのです。この間の2月29日は、なかなか走れなくて、もっと時間が10時間ぐらいかかってしまったのですけれども、まずその緊急車両が通れるように、まず交通の確保をしなくてはいけないということで、まず通行を確保するということです。その後、町民の皆さんが間口をあけていただいて、その後また除雪車が入ると間口が塞がってしまうものですから、2回目入るときはロータリー車をつけて間口塞がないような形で広げると。ですので、1次除雪終わった後、速やかに狭いところは広げる作業をやっているのです。その後、排雪までは先ほど言いましたように予算の関係もありまして、なかなかできないというところでございます。

町の指定の排雪場所は、札内でいくと稲志別の近隣センターの裏のところですね。幕別でいうと、

浄化センターのところに用意してあります。公園を利用するという方法もお話がありましたけれども、公園に雪を捨てること自体は町としては禁止していることではございませんで、ママさんダンプですとか、そりを使って捨てていただくというのは禁止しておりませんが、重機を使って捨てるということは禁止しております。これは公園というスペースで雪を捨てるスペースとしては非常にいい場所なのだろうと思いますけれども、重機を使って公園に捨てる、フェンスですとか、遊具が壊れる可能性もあるのですけれども、一番はやはり子どもが雪の中で遊んでいる可能性があるということで、街区公園、昔は児童公園と言っていたのですけれども、今は街区公園、密度としては250メートルに1カ所、誘致距離250メートルに1カ所程度街区公園はあるのですけれども、冬に男の子、子どもたちが公園で仮に雪山の中に穴をつくって、かまくらをつくって遊んで、トンネルを掘って遊んだり何かしたときに、上から重機で重たい雪を落とす、入り口が塞がってしまう、あるいは穴がつぶれてしまうだとかということも考えられるので、冬期間の公園の閉鎖ですとか、そういうことはしておりませんので、子どもたちの遊ぶ場所として一応確保しているということで、公園に重機で捨てるということは禁止しております。

それと現在、調整池、札内に調整池が曉に2カ所、新北町に1カ所あるのですけれども、この調整地に雪を捨てることができないかということで、今現在、水道課のほうでも検討中でございまして、幾らかでも公共の施設に捨てることできればということで今検討中でございます。以上です。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大変ご苦労されている中で、いろいろ取り組まれているというのが伝わってきます。私は、こういうことというのは、また来年もあるのかって言ったら、それはわかりません。だんだん雪は多くなっているのかなとは思いますが、その年その年になって少ないときもありますから。それで、ただ間違いなく高齢化は進むということと、団地が密集する状態が続く、空き地がなくなる、これはもうどんどんどんどん月日重ねる中で、そういう状況はもうつくられていくのです。ですから、やっぱり除雪のそういったことも想定したプランというのを持っていないと、担当課だとかオペレーターの方たちの努力とか、そういったことだけではもう限界を超えてしまうのかなと正直思います。

それで、一つだけ思うことは、これまでもそうなのですけれども、随分住民の皆さんの中に重機を持っていたりして、小型のものも、あるいはいろいろなのですけれども、協力もしてくれているところもたくさんあると思うのです。そういった公区長会議等もやってられると思いますので、状況も今後ともこう把握をされて、住民の力、協働のまちづくりのところでも改善されていくということを言われておりましたので、ここでの連携でもっともっと改善できないかという、そこが一つ、改善の余地としては残っているかなというふうに思うものですから、ぜひそういった住民の皆さんと協働の除雪体制というのも変ですけれども、そういうことも考えていく必要があるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、もうことはさほど、これで終わりではないかなとは思いますが、今後に向けての積極的な検討を求めて、質問は終わります。

○委員長（藤谷謹至） この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、10款教育費の説明まで行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 異議がないようでありますので、本日の委員会は、10款教育費の説明まで行いたいと思います。

8款土木費について、ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） ないようでございますので、8款土木費につきましては以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 9 款消防費につきましてご説明申し上げます。

148 ページをごらんください。

9 款 1 項消防費、1 目常備消防費、5 億 1,343 万 1,000 円であります。

本年 4 月から稼働するとかち広域消防事務組合に対する分担金であります。

2 目非常備消防費 2 億 1,976 万 6,000 円であります。

消防の広域化に伴い、非常備消防、消防団にかかわる事務が各町村に移管されますことから、町で関係経費を予算計上するものであります。

1 節の消防団員報酬、9 節の旅費の訓練出動等に係る費用弁償のほか、次のページになりますが、15 節工事請負費の糠内分遣所の建てかえに係る経費などが主なものであります。

次のページになりますが、3 目水防費 87 万 8,000 円、災害に備えての費用であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 2 点にわたって確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず一つ目は、常備消防費。とかち広域消防が 4 月 1 日からいよいよ始まるわけですが、町民の皆さんは期待を持ってこれを見守っていただいているものだというふうに思っておりますけれども、その中で 1 点、冬期間の緊急車両の出動自体の時期の対応についてお伺いしたいわけですが、ことしも降雪時に事故が発生しまして、その際、出動された緊急車両も通行もままならないというような事態が発生したということをお伺いしております。今後、今までは幕別消防署からの出動でありましたけれども、今度、広域となって、いろんなところからの出動が発生するわけでありまして、その冬期間の対応について 1 点お聞きしたいというふうに思います。

次、2 目非常備消防費、11 節需用費の中の細節 5 被服費についてでございます。消防団員 165 名いらっしゃるわけですが、それぞれ生業を持ちながら大変ご苦労をいただいて消防活動に取り組んでいただいているわけですが、この被服費の内容についてお伺いをいたしたいというふうに思います。この何を何着、何名分買われるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（藤谷謹至） 消防担当参事。

○消防担当参事（佐藤 繁） ただいまのご質問ですが、冬期間の出動についてでございます。

先週、先々週ですか、強風の中で道が封鎖されて、新和地区で車が 4 台ほど雪の中に埋もれるということがありまして、それで、うちの署から出動しました。そのときも、町の土木と連携をとりまして、町の除雪車を道道でも優先的に回してもらうような方法で対応しております。広域になりましたときも、道路管理状況を土木と連携をとりながら、状況を確認しながら、古舞地区だとか、その他異公区になる部分があると思うのですが、その出動の際にはその消防署に逐次連絡を入れて、横の連絡、縦の連絡、密にしていきたいと思っております。

2 点目、被服の関係でございます。

今回の予算要求につきましては、新人分に 6 着分、それとあとは現団員の被服の補修、更新となっております。新人分につきましては、年間に団員さんが大体 6 名ほど入れかわるという予定で予算を立てております。以上です。

○委員長（藤谷謹至） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 冬期間の緊急車両の出動に際しまして、広域になってからもしっかりと今までどおり土木との関係を密にしながら出動に当たるということでもありますけれども、やはり冬期間、どこで、いろんな状況になるわけですが、その想像ができないというようなことがあります。当然、地元の団員の方々はそういうところはしっかりと情報を得ながら対応しているところも聞くように思います。いろんな形で 2 次災害が起きないように対応していただけるようお願いしたいというふう

に思います。

次の被服費についてでありますけれども、内容については新人6名分、それと古くなった部分の更新ということではありますけれども、被服費という中にもいろんな制服があるのかと思いますけれども、消火の際に着る防火服等につきましては、それぞれの団員の皆さんに貸与されているものだろうというふうに思いますけれども、その防災服については、団員の生命を守る大事な被服であります。しっかりと手だてを持っていただいて、生命に危険がないように、またいろんな条件下で活動していただくわけですので、体に合った、しっかりとしたものを用意していただくことが必要なのだろうと思いますけれども、その点についてはしっかりと対応されていると思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 消防担当参事。

○消防担当参事（佐藤 繁） まず1点目、雪害のときの関係なのですが、私ども団員の分団長、副分団長、班長、部長等に、携帯電話の番号を知らせてもらっております。それで、吹雪のとき道路状況を確認等もしております。また、対象の消防署のほうにも途別の部長、班長の携帯電話をお知らせしたり、更別のほうには糠内地区の部長、班長等の携帯電話を連絡してあります。

被服の中身なのですが、消防団に入ってきましたら、制服、制帽、短靴がまず当たります。あと、作業服の上下、そのときの略帽等々あります。また、防火衣につきましては男性の消防団員だけと、女性団員につきましては災害の前線に行きませんので、貸与はしておりません。防火衣につきましても、幕別消防団につきましては、銀色の上の上着だけという状況でありまして、今後において更新を進めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（藤谷謹至） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 冬期間の緊急車両の出動の際についてのこれからの取り組みについては理解をいたしました。

消防団員の方々についての被服に関しましてですけれども、なかなか団員の確保も難しい、今後、広域消防になってから、団員の皆さんの不安を募らないような形で取り組んでいただくことも必要なのだろうというふうに思っております。しっかりと安全の中での後方支援ができるような体制をとっていただきたいというふうに申し述べて、質問を終わります。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑ございますか。

（関連の声あり）

○委員長（藤谷謹至） 関連、若山委員。

○委員（若山和幸） 今の寺林委員に関連して、確認をさせていただきたいと思います。

広域消防になることは承知しているのですが、消防団の方の活動内容として、それもあわせて広域化されていくのか。私の地元は、先ほど参事のほうからお話ありましたが、大正地区に近い地域でございます。広域化になりますと、大正地区あるいは愛国地区の消防団の方にお世話になることがあるのですが、町内においてもそういう可能性が団に対してもあるのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 消防担当参事。

○消防担当参事（佐藤 繁） 消防団に関しましては、4月1日より幕別町消防団となり、幕別町帰属になります。それで、今、異公区と私たち言っているのですが、幕別町の一部がほかの消防署から直近で消防車が出動したりする場所があるので、そこに関しては消防団は町の財産ということで、帯広市の消防団は帯広市だけ、幕別町の消防団は幕別町から外に出ることはありません。以上です。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。

若山委員。

○委員（若山和幸） そうすると、当然、帯広市の場合もそういう消防団は対応をされるということでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 消防担当参事。

○消防担当参事（佐藤 繁） 職員は大正から古舞のほうへ行きますが、大正の消防団は帯広市からは出ることはありません。災害があっても来ないというのが基本的な考えです。

また、これが大災害になった場合には、まだそこまでの協議はされていませんが、人道的なことを考えると出動もあり得るのかもしれないというふうには思っております。以上です。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑ございますか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 149 ページ、2 目非常備消防費、15 節工事請負費の糠内分遣所の建設工事及び解体工事にかかわる費用のところなのですが、ちょっと印象としまして、随分とその金額が大きいという印象を持っているのですが、このような大きい金額になった要因として何か考えられるのか、またもう少し低く工事費等を抑えることはできないものなのか、お伺いします。

○委員長（藤谷謹至） 消防担当参事。

○消防担当参事（佐藤 繁） 建築予定していた金額よりも、人件費、鋼材費などが異常な値上がりということで、どんどんどんどん高くなっていった結果と、現消防庁舎が糠内公民館として使っていた建物で、かなり大きい建物となっております。その解体に要するお金が 1,000 万円ほどかかるということでございます。以上です。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 質疑がないようでありますので、9 款消防費につきましては以上をもって終了させていただきます。

次に、10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 10 款教育費についてご説明申し上げます。

151 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、本年度予算額は 247 万 4,000 円、本目は、教育委員 4 名の報酬、旅費、交際費などであります。

2 目事務局費、予算額 5,309 万 1,000 円、本目は教育委員会事務局の管理運営費、臨時職員等の共済費、各種負担金、交付金に要する費用であります。

1 節報酬は、教育支援委員会委員、いじめ防止対策推進委員会委員の報酬であります。

7 節賃金のうち細節 2 は、臨時職員、教育委員会事務局の事務職員 1 名の賃金、細節 6 学校教育推進員は、学校教育に係る専門的事項に係る指導・助言等を行うために配置する嘱託職員であります、平成 28 年度より 2 名体制とするものであります。

細節 7 子どもサポーターは、まっく・ざ・まっくを活動拠点とし、不登校の児童生徒に対する学習指導や相談業務などを行う臨時職員 3 名の賃金であり、このうち 1 人は、北海道のスクールソーシャルワーカーを兼ねているものであります。

152 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金のうち、153 ページになりますが、細節 8 魅力ある高校づくり推進事業補助金は、幕別高等学校、中札内高等養護学校幕別分校及び江陵高等学校における特色ある教育活動に対する事業費補助で、本年度からさらなる魅力ある高校づくりを行っていただくべく、江陵高等学校に 100 万円を追加し、補助するものであります。

細節 9 教育振興会交付金は、教職員の研修事業のほか児童生徒の英語暗唱大会、作品展の開催などに要する費用を交付するものであります。

細節 12 就学支援資金交付金は、高等学校に在学する者のいる世帯に対し、就学上必要な経費を交付するものであります。

3目教育財産費、予算額4,480万9,000円、本目は小中学校の校舎等の維持管理に要する費用であります。

11節需用費のうち細節40修繕料は、学校及び教員住宅にかかる修繕料。

154ページになりますが、15節工事請負費は、細節3の忠類中学校の校舎屋根の改修工事が主なものであります。

4目スクールバス管理費、予算額1億1,311万8,000円。

155ページになります。

13節委託料のうち細節5は、スクールバス12路線の運行委託料、細節6は魅力ある高校づくり支援事業にかかわるスクールバスの運行委託料で、中札内高等養護学校幕別分校及び幕別高等学校が行う職業体験等に対して、スクールバスの運行支援を行うための委託料であります。

本町にあります公立、私立の高等学校につきましては、今後の児童生徒数の減少に鑑み、先ほど2目事務局費で説明しました私立高校に対する補助金の追加と、本目で実施します公立高校に対するスクールバスの運行支援を合わせ、本町の高校がさらに魅力ある高校として進路選択していただけるよう町として支援を行うものであります。

18節備品購入費は、古舞線のバス老朽化に伴う更新であります。

5目国際化教育推進費、予算額1,235万円は、中学校5校において英語教諭とのティーム・ティーチングによる英語指導のほか、幼稚園、小学校にも訪問し、英語指導を行う嘱託職員2名分の賃金が主なものであります。

156ページになります。

6目学校給食センター管理費、予算額2億7,706万6,000円は、幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターの管理運営に要する費用であります。

本年度の給食数につきましては、児童生徒、教職員を合わせ、幕別は1日約2,850食、忠類は1日約250食を見込んでおります。

7節賃金、細節2の臨時職員賃金は、幕別13人、忠類5人の調理員及び幕別1人の事務職員の賃金、細節4嘱託職員賃金は幕別学校給食センターの調理及び業務に各嘱託職員7名に要する費用であります。

11節需用費のうち、157ページになりますが、細節60、細節61は、給食食材の購入に要する費用、13節委託料のうち細節5の5路線分の配送委託料であります。

158ページになりますが、15節工事請負費、細節1の厨房床改修工事は、劣化した厨房の床を約300平米改修するものであります。

18節備品購入費、細節1の厨房機器等は、連続揚げ物器の更新に要する経費が主なものであります。

159ページになります。

2項小学校費、1目学校管理費、予算額1億7,536万2,000円。

本目は、小学校9校の管理に要する費用であり、本年度の児童数は、前年度より32人減の1,427人、教職員は154人の見込みであります。

7節賃金、細節2は、町単独で任用する4校4名の学校事務補助職員賃金、細節6は7校37人の特別支援教育支援員賃金であり、支援員は前年度より5名の増員であります。

11節需用費、細節30印刷製本費は、社会科副読本「まくべつ」を900部印刷するための費用が主なものであります。

160ページになります。

13節委託料は、小学校の管理、清掃、警備、巡回校務補派遣に要する経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節5は学校規模に応じた必要な管理費を、細節6は、学校行事や体験活動に要する運営費を交付するものであります。

2目教育振興費、予算額5,376万8,000円であります。

161ページであります。13節委託料、小学校の体育の授業を支援するため、指導員の派遣を委託

するものであります。

18 節備品購入費の細節 2 教育用 ICT 機器は、パソコン教室におけるパソコン更新として、札幌北小学校に 42 台分の購入に要する費用、また今年度より 3 カ年で実施予定の学校 ICT 環境整備事業計画に基づき、本年度は札幌南小学校に大型テレビ 16 台及び無線 LAN を整備するとともに、全小学校の教職員のパソコンのファイルサーバー 14 台を更新するのに要する費用であります。

また北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し購入を進めておりました児童用コンピューター 8 校 191 台分の償還金であります。

20 節扶助費は、就学援助に係る費用であり、本年度は要保護、準要保護対象者の認定率を 19% と見込んでおります。

162 ページになります。

3 項中学校費、1 目学校管理費、予算額 1 億 1,454 万 2,000 円。

本目は、中学校 5 校の管理に要する費用であり、本年度の生徒数は前年度より 17 人減の 841 人、教職員数は 99 人と見込んでおります。

7 節賃金、細節 2 は、町単独で任用する 4 校 4 名の学校事務補助員の賃金、細節 7 は 4 校 7 名の特別支援教育支援員賃金であり、支援員は前年度と同数であります。

163 ページになります。

13 節委託料は、中学校の管理、清掃、警備に要する費用、19 節負担金補助及び交付金、細節 6 は学校行事や体験活動に要する運営費を交付するものであります。

2 目教育振興費、予算額 5,395 万 2,000 円。

8 節報償費、細節 3 は、部活動などで優秀な成績をおさめ、全道・全国大会に出場する際の費用を補助するものであります。

11 節需用費、細節 4 消耗品は、本年度から使用する教科書の改訂に伴う教師用指導書及び指導教材の整備に要する費用が主なものであります。

164 ページになります。

18 節備品購入費、細節 2 教育用 ICT 機器は、パソコン教室における生徒用パソコン更新として、糠内中学校 13 台分、札幌東中学校 42 台分の購入に要する費用及び学校 ICT 環境整備事業計画に基づき、札幌内中学校にタブレット 11 台、大型テレビ 8 台、無線 LAN を整備するとともに、全中学校の教職員のパソコンのファイルサーバー 5 台を更新するものであります。

また北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し購入を進めておりました生徒用のコンピューター 3 校 97 台分の償還金であります。

20 節扶助費は、就学援助に要する費用であり、要保護、準要保護者の認定率を 22% と見込んでおります。

165 ページになります。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費、予算額 1,378 万 9,000 円、本目はわかば幼稚園の管理に係る費用であり、本年度の児童数は 3 歳児 13 人、4 歳児 13 人、5 歳児 21 人の合計 47 人となる見込みであります。

7 節賃金、細節 2 は事務補助職員 1 人と代替職員 2 人の賃金、細節 4 は園長の賃金、細節 6 は支援員 3 人の賃金であります。

166 ページになります。

2 目教育振興費、予算額 3,337 万 3,000 円であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 私立幼稚園入園料保育料補助金は、保護者の経済的負担軽減のために、入園料及び保育料の一部を町が補助するものであります。

20 節扶助費、就園奨励費扶助は、国の基準に基づき保育料の一部を扶助するものであります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、予算額 1,440 万 6,000 円。

本目は、社会教育委員 15 人の報酬のほか、生涯学習推進員 1 人の嘱託職員賃金、各種団体等の補助

金などが主なものであります。

167 ページになりますが、9 節旅費、細節 3 は、中学生及び高校生の海外研修の引率者 3 人分の旅費、14 節使用料及び賃借料は、平成 27 年度から開始しました高知県中土佐町及び神奈川県開成町並びに過去から交流しております埼玉県上尾市との小学生の交流事業の受け入れに係る費用、15 節工事請負費は児童生徒健全育成推進の町宣言の看板 1 カ所の改修に係る費用、19 節負担金補助及び交付金、細節 7 は、中学生 16 人、高校生 2 人分の海外研修参加に係る補助金であります。

168 ページになります。

2 目公民館費、予算額 975 万 3,000 円。

本目は、糠内、駒島公民館及びまなびや相川と中里に係る管理運営に要する費用であり、7 節賃金、細節 3 管理人賃金及び 11 節の需用費が主なものであります。

169 ページになります。

19 節の負担金補助及び交付金、細節 4 はしらかば大学創立 40 周年記念事業に係る補助金であります。

3 目保健体育費、予算額 6,251 万 9,000 円。

本目は、スポーツ推進委員 12 人の報酬及び全道・全国大会参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営に要する費用であります。

7 節賃金は、細節 2 臨時職員賃金は、パークゴルフ場のクマゲラハウスに配置します臨時職員賃金及び細節 3 管理人賃金は、本年度から 1 人体制を 2 人体制に変更するプール監視員の賃金。

8 節報償費、細節 3 は、少年団や部活動などで、全道・全国大会への文化、スポーツ大会などに出場する際の交通費や宿泊費などの費用の 2 分の 1 を補助するものであります。

1 ページ飛ばしまして、171 ページになります。

13 節委託料は、運動公園野球場及び陸上競技場のほか、町民プールの管理委託に要する費用が主なものであります。

172 ページになります。

15 節工事請負費は、運動公園野球場防護クッションの塗装劣化に伴う工事費、19 節負担金補助及び交付金、細節 7 は、チャレンジデー実行委員会補助金であります。

本年度は 5 月 25 日水曜日に、高知県宿毛市との対戦が決定しております。

宿毛市は平成 28 年 2 月 1 日現在の人口は 2 万 1,570 人、面積は約 286 平方キロメートルであり、本町より人口が約 5,800 人少なく、昨年度の参加率は本町の 30.4%に対して 25%でありました。

4 目町民会館費、予算額 2,106 万 9,000 円です。

本目は、町民会館と札内福祉センターの管理運営に要する費用であり、11 節需用費のほか、173 ページになりますが、13 節委託料が主なものであります。

5 目郷土館費、予算額 615 万 2,000 円。

本目は、ふるさと館、蝦夷文化考古館の管理運営に要する費用であり、7 節賃金のほか 174 ページになりますが、11 節需用費が主なものであります。

6 目ナウマン象記念館管理費、予算額 1,035 万 1,000 円。

7 節の賃金及び 11 節需用費が主なものでありますが、8 節報償費、細節 1 化石教室等講師謝礼は、小学生親子による化石発掘体験等を実施するものであります。

176 ページになります。

7 目スポーツセンター管理費、予算額 5,135 万円。

本目は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター及び忠類体育館の管理運営に要する費用であります。

7 節賃金は、トレーニング補助員及び指導員の賃金、13 節委託料であります。178 ページになりますが、細節 11 は農業者トレーニングセンター改修工事に伴う調査設計、14 節使用料及び賃借料、細節 10 は札内スポーツセンタートレーニング室のランニングマシン 1 台が使用不能になり、これにか

わり 1 台設置するための賃借料。

15 節工事請負費は、農業者トレーニングセンターアリーナ床のウレタン塗装工事を行うものであります。

8 目集団研修施設費、予算額 182 万 9,000 円は、平成 23 年度から供用開始となりました集団研修施設こまはたの管理運営に要する費用であります。

179 ページになります。

9 目図書館管理費、予算額 4,559 万 5,000 円。

本目は、本館、札内分館、忠類分館の管理運営に要する費用であり、7 節賃金は臨時司書 7 人、ブックモバイル運転手 1 人、臨時職員 1 人の賃金であります。

180 ページになります。

13 節委託料、細節 8 図書館システムサーバー移設委託料は、新庁舎移転に伴い、ホームページ上のシステムサーバー機を新庁舎へ移転移設するのに要する費用であります。

181 ページになりますが、18 節備品購入費、細節 1 の図書館資料は 3,477 冊、細節 2 の AV 資料は 46 タイトル分の購入に要する費用であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 は、町民文芸誌まぐべつの発行に係る交付金であります。

10 目百年記念ホール管理費、予算額 1 億 6,894 万円。

本目は、百年記念ホールの管理の運営及び忠類地区の生涯学習講座に要する費用であります。

13 節委託料、細節 1 は指定管理料、182 ページになりますが、15 節工事請負費は平成 25 年度から計画的に実施しております百年記念ホール改修工事であり、本年度は大ホール、舞台、音響設備の改修に伴う工事費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 4 文化協会への活動補助金及び細節 5 芸術・文化講演事業交付金は、NP0 まぐべつ町民劇場への交付金が主なものであります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたが、ここで質問を予定されている方の確認をいたしますので、挙手をお願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（藤谷謹至） ありがとうございます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、3 月 16 日の委員会は午前 10 時から開会いたします。

17：29 散会

平成 28 年度

各会計予算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成 28 年 3 月 16 日

開会 10 時 00 分 閉会 15 時 52 分

2 場 所 幕別町役場 5 階議場

3 出 席 者

① 委 員 (18 名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
若山和幸	小島智恵	野原恵子	田口廣之	谷口和弥
小川純文	岡本眞利子	寺林俊幸	東口隆弘	千葉幹雄
中橋友子	乾 邦廣	藤原 孟		

② 委員長 藤谷謹至

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	田村修一	教 育 部 長	山岸伸雄
会 計 管 理 者	原田雅則	総 務 部 長	菅野勇次
経 済 部 長	田井啓一	民 生 部 長	境谷美智子
企 画 室 長	細澤正典	建 設 部 長	須田明彦
忠類総合支所長	伊藤博明	札 内 支 所 長	羽磨知成
企 画 室 参 事	山端広和	地 域 振 興 課 長	小野晴正
総 務 課 長	武田健吾	町 民 課 長	山本 充
経 済 建 設 課 長	天羽 徹	保 健 課 長	合田利信
保 健 福 祉 課 長	金田一宏美	税 務 課 長	中川輝彦
学校給食センター所長	妹尾 真	学 校 教 育 課 長	川瀬康彦
図 書 館 長	林 隆則	水 道 課 長	坂井康悦

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 澤部 紀博 係長 佐々木慎司

4 審査事件 平成 28 年度幕別町一般会計ほか 8 会計予算審査

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員会委員長

藤谷 謹至

議事の経過

(平成28年3月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（藤谷謹至） それでは、14日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

[諸般の報告]

○委員長（藤谷謹至） 初めに、諸般の報告をいたします。

事務局長。

○事務局長（野坂正美） 諸般の報告を申し上げます。

本日、乾委員より遅参する旨の届出がございますので、ご報告いたします。

○委員長（藤谷謹至） それでは、10款教育費につきましては、説明が終わっておりますので、質疑をお受けいたします。質疑のある方。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 二つ質問させていただきます。

一つ目が、ページで言いますと、152ページになります。

1項教育総務費、2目事務局費、19節負担金補助及び交付金の細節8魅力ある高校づくり支援事業補助金のところなのですが、おととい、拡充と新規の説明があったのですが、これについては、どういった事業に対してなのか、わかる範囲でお願いしたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 2点、一括で。

○委員（内山美穂子） もう一つは176ページ、5項社会教育費、6目ナウマン象記念館管理費、19節負担金補助及び交付金、細節3北海道博物館協会負担金と書かれています。さきの一般質問において、連携されていないという印象を受けました。平成28年度の予算執行に当たり、金額が計上されています。今後、どういう取り組みを検討しているのかお聞かせ願います。

以上です。

○学校教育課長（川瀬康彦） 私からは、魅力ある高校づくり支援事業補助金について説明させていただきます。

この事業は、魅力ある高校づくりを推進しまして、生徒の増加及び維持、これを図るとともに地元企業や地元産業などに必要な人材を育成することを目的としております。

これは従来から補助してございますが、江陵高校に対しまして190万円、幕別高校、そして中札内高等養護学校幕別分校、こちらの両校の教育振興会に対して195万円を補助していたところです。

平成28年度につきましては、江陵高校、私立の分でございますけれども、生徒募集や広報紙、あと学校案内で結構な費用がかかっているところでもありますし、あと生徒活動の助成等、あと福祉科は、道外研修等々出ていっております。もっとも魅力ある高校づくりをしていただきたいたいというところも含めまして100万円乗せまして、このような485万円という予算を計上しているところであります。

○委員長（藤谷謹至） 教育部主幹。

○教育部主幹（宮入敏治） 2点目の北海道博物館協会についてであります。

現在、北海道博物館や帯広百年記念館との連携により、資料の展示をしているわけですが、現在も北海道博物館から9点の資料を借用し、記念館に現在も展示しております。今後も、借用可能な展示物はないかどうかを北海道博物館と連携し、今後の展示内容に反映させていきたいと考えております。

○委員長（藤谷謹至） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 1点目なのですが、趣旨は理解しました。

今後、生徒数が減っていく中、入学の入口部分だけではなく出口部分、例えば地元の企業をコーディネートしてインターンシップの機会を設けるですとか就職支援をするですとか行政が連携して支援していくことも、そういう一定実績を積む必要もあるかと思います。これは、努力していただきたいと思います。答弁は要りません。

それから2点目なのですが、2点目のナウマン象記念館の北海道博物館の件なのですが、さきの一般質問のときに、協議会に入っていないということだったので、例年ずっと入っているということで理解してよろしいですね。

また、何かとりあえず今回も175ページの負担金のところに、道東三地区博物館協議会負担金とか十勝管内博物館協議会負担金とか、いろいろ入っていますので、こういうのをフルに活用して、行政のほうから積極的に発信してやっていただきたいと思います。

それで、28年度に関しては、具体的にそういう説明が取り組むことを考えているとしましたら、お答えしていただきたいのですが。

○委員長（藤谷謹至） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 今、委員からのご質問の件、私どもも各協議会等に入っておりますので、その辺については、今まで以上にそれらを活用した中で、例えば一般質問でもご答弁を申し上げましたけれども、特別展を開催する際の資料の借用だとか、また管内にも私ども浦幌に、例えば浦幌の博物館とかございますので、そういうところとも連携しながら、より魅力あるナウマン象記念館の運営に当たっていききたいというふうに考えております。

○委員長（藤谷謹至） 内山委員。

○委員（内山美穂子） ご答弁ありがとうございます。

実際に進めていかれるのは職員の方なので、本当に今までどおりではなく、今後は、一歩前に進める形で努力していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑ございますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 初めに、151ページ、教育委員会の事務局費の1節報酬の2、いじめ防止対策推進委員会委員報酬に18万6,000円、同じく7節の賃金、新しくことしから取り組みます子どもサポーター賃金414万8,000円、これは新しい事業になりますが、まずこの2点の関連で、昨年の幕別町の子どものいじめあるいは不登校の実態、どうであったか伺います。

子どもサポーター賃金につきましては、新しく3名の方が配置されて、新事業というよりは、これまでの充実だと思うのですが、実際にどんなふうに拡充されていくのか、相談体制が強化されるというふうに受けとめるのですが、どのような配置になって仕事をなされていくのか伺います。

次、153ページの教育財産費の需用費、細節40修繕料、900万円が計上されております。ご説明では、学校あるいは教員住宅の改修ということでありました。一つは、このところ教員住宅の使用というのは、だんだん要望が少なくなっているといえますか、使用が減ってきていると思います。現在、何戸ありまして、どのぐらい利用されているのか、そしてこれからの教員住宅のあり方として、なかなか教員住宅に住まれない状況が出てきていると思います。町としては、どんなふうに方向性を持ってこの住宅を維持しようと考えられているのか伺います。

もう一つ、学校の改修の中、いろんなことが改修されると思うのですが、早くから出ておりました外トイレの水洗化というのは、この中では見込まれているのでしょうか。

次に、156ページ、学校給食です。一つは、学校給食の11節需用費の細節61地場産食材料費467万7,000円が計上されております。ことしの地場産食材、一体どのぐらい取り入れられて、全体の何割を地場産で賄おうとされているのか。

同時に、食の安全ということでは、大変いろいろ取り上げられているところではありますが、特に地場産品にこだわるもう一つの理由としては、最近、遺伝子組み換えの食品等についての危険性が指摘されております。こういったことに対する調査ですとか、それを排除するための取り組みですとか、こういったところに関連して行われているのかどうか伺います。

また、長年要望してまいりましたアレルギー給食に対しまして、ことはどのような取り組みをされるのか伺います。

次に、161 ページ、初めての事業であります、18 節の備品購入費の細節 2 教育用 ICT 機器、学校に新たにことは北小ということではありますが、学校に 3 カ年計画でパソコンであるとか大型テレビであるとか設置されるということでありました。これは、北小だけではなくて、幕別町の学校の全体に進めていかれること、文科省の方針でやられることでもありますから、それで一体どのぐらいの年数をかけて全学校に配置することを考えてられるのか、初年度の説明はわかりましたけれども、この予算には、資料には 633 万 6,000 円使われるということでありました。これ幕別町全体で整備されると、総予算は一体幾らぐらいになっていくのか、効果も含めて伺いたいと思います。

あわせて、この ICT にかかわる教員の養成というのは、どんなふうにされていくのでしょうか。

最後であります、161 ページの扶助費、これ中学校のほうの扶助費にもかかわってきますが、提案されたことの認定率は 19% ということで、1,276 万 6,000 円の計上でありました。昨年の予算は、1,402 万 9,000 円ということで、認定率も 20% だったわけですね。1% 下がったこと、予算も 126 万 3,000 円下がりました。この貧困化が進む中で予算が下がっていくということがなかなか考えづらいのですけれども、一体どういう理由で、このような予算計上になったのか伺いたいと思います。

済みません、もう一つありました。

最後、学校プールの考え方で一つ、東中学校のプールの建てかえが計画されております。この方向性についても伺います。

○委員長（藤谷謹至） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） 給食費に係りますご質問にお答えいたします。

まず、地場産食材の今年度の予定はということでございます。地場産食材につきましては、子どもたちに地場、町内、それから十勝管内と、できるだけ地場でつくられた食材を使っていただいて、由来のものを生かしていただきたいという考えのもと予算を計上させていただいているところでございますけれども、幕別町産のものとしまして直近で言いますと、25 年度が重量で 34.1%、それから 26 年度が 32% ということで、金額にいたしまして、ほぼ 4 割ぐらいのものが幕別町産由来の食材、主にバレイショですとか、それから一部時期によりましてはアスパラガス、タマネギ等の町内で使える時期時期のものを採用するようにしているところでございます。

新年度につきましても、同様な形で使える時期と使う量、限られているものですから、急にふやすことはできないのですけれども、従来と同じようにジャガイモにつきましては 100% 幕別町内産のものを使っておりますというような形で、順次、できるだけ多くのものを使っていけるように配慮してまいりたいと考えているところです。

それから、遺伝子組み換えのものについて意識しているかということでございますけれども、町内産のものにつきましては、そういうものがないです。それ以外のものにつきましても、発注の段階で、そのようなものは入っていないものを使うと、それから加工材料等につきましても、遺伝子組み換え等のものが入っていない材料由来のものを使うということで配慮させていただいているところです。

それから、アレルギー除去の関係でございます。このことにつきましては、除去した献立を提供することが望ましいということでご指摘いただいている中でございますけれども、いろいろな施設等の事情で取り組みできていない中で、今、できることといたしまして、どうしてもアレルギーを持つお子さんに対応する必要な例えば卵ですとかというものが出てくるものですから、そういうものを食材として出さなければいけないときには、学校を通して、この日のこの献立には、このようなアレルギーの入ったものがついているといったようなことの情報をもれなくお伝えすることによって、誤

って児童生徒の皆さんが摂食することのないように対応をとっていることとあわせまして、食材を選定する中の、例えば毎回ではないのですけれども、マヨネーズを出すときに卵がどうしても入るのですけれども、卵がなくてもマヨネーズとして成立するようなものもあるものですが、そういうようなものも栄養士に研究していただいて、そういうものを入れた食材を出す措置を持ったりとかといったような対応をしながら行っているところでございます。

それと、全体の中で、幕別町全体としてアレルギー食材があることに対しまして、給食センターから学校までの間でいろんなところで気をつけていなければいけないという対応マニュアルにつきましても、北海道のほうから基本的なものは示されておりますので、それをひな形として新たに対応のマニュアルを整備していくということを予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（藤谷謹至） 教育教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） まず初めに、子どもサポーター、それといじめ、不登校の実態についてご説明申し上げます。

まず、いじめについてであります。

平成 27 年につきましては、3 校、4 件ございました。小学校が 2 校、2 件、中学校が 1 校、2 件というところで状況をつかんでおります。これは、いじめの認知件数として捉えております。この関係につきましては、ほぼ解消しているというところで報告を受けているところであります。

次、不登校についてであります。

病気、あと経済的理由を除く事由で年間 30 日以上欠席となっているいわゆる不登校の児童生徒でありますが、平成 28 年 2 月末現在で小学校が 3 校、3 件、中学校 4 校、27 件、合計 7 校、30 件ということになっております。

あと、子どもサポーターでございますが、こちらにつきましては、3 名の拡充は平成 25 年度からであります。予算もその当時から変わらないのですけれども、こちらの内容につきましては、不登校やいじめ、あと児童虐待とか生徒指導等、多様化する相談に迅速に対応するというところと、あと適切な助言や指導、支援等を行って、子どもたちの居場所づくり等をするようにしております。

子どもサポーターは、まっく・ざ・まっくに配置されておまして、3 名の体制、ここにスクールカウンセラーが来て、相談支援や学習支援、そういったものをしております。

次に、修繕料であります。

修繕料、教員住宅の関係でございますけれども、現在、設置は 84 戸ございます。うち入居しているのが 53 戸、そして入居していない住宅が 31 戸となっております。その 31 戸のうち劣化により 5 戸が、今、使用できない状態にあります。

あと、所管がえ等を考えながら教員住宅のあり方、これを平成 28 年度中に考えていきたいというふうに考えております。

教員住宅の適正化計画というか方針ですね、そちらのほうをつくっていかなければならないというふうに考えているところであります。

それと、維持についてでありますけれども、前回の決算審査のときにもお話しさせていただきましたが、必要最低限の修繕をさせていただいているところではあります。これからの維持も住宅を見つ、適正化の方針の中で検討していきたいというふうに考えております。

あと、外トイレにつきましてはでありますけれども、こちらにつきましては、こちらの修繕の部分には含まれておりません。ただ、使い勝手が悪いとか、そういうときにつきましては、ポータブルトイレを和式の便座に乘せたり、それぐらいの修繕、軽微な修繕、こちらのほうはさせていただいているところであります。

あと、この外トイレにつきましては、これから学校の修繕の整備計画でございますので、そのときに織り込んで検討していきたいというふうに考えているところであります。

次に 3 点目、ICT 計画であります。ICT 計画につきましては、平成 28 年、29 年、30 年の 3 カ年をか

けて計画をしております。

内容でありますけれども、小中学校ともに普通教室に大型テレビ、50型ですけれども、そちらを入れていく。そして、小学校につきましては、書画カメラを1台ずつ普通教室に入れていく、中学校につきましては、普通教室に1台ずつタブレットを入れていくというふうに考えております。

効果でございますけれども、普通教室に常備しておいて、スイッチを入れるだけで拡大掲示ができるという利便性がございます。児童生徒は、それをすぐに見ることができるし、集中力もそこで高まる可能性もあると。

あともう一つは、教員が準備をする手間が省けるというところもあります。

あと、教員のICTの支援をする教員の養成でございますけれども、こちらにつきましては、当面、町の教育研究所、こちらのほうを使いたいなと思っております。

それと、十勝教育研修センターでございますけれども、そちらでICTの講座がございます。極力こちらのほうに各学校から教員に行っていただいて講習を受けていただくと。

そして、先ほど町の教育研究所のことを言いましたけれども、ICTの推進、そして各学校に、ICTに詳しい教員を養成しつつ、その教員が各学校の先生方に校内研修等で教えていくというような体制をとってまいりたいというふうに考えております。

次は、扶助費の関係であります。

こちらにつきましては、予算計上額でございますけれども、過去3カ年の実績を平均で算定して出しております。平成28年度につきましては、19%という数字で出させていただいております。

各単価については、昨年どおり変わっておりません。

ちなみに過去ですけれども、25年度は19.4%、26年度は17.8%、27年度は17.5%、こちらの扶助を受け入れるご家庭の率でございました。

私からは、以上でございます。

○委員長（藤谷謹至） 社会体育係長。

○社会体育係長（足利 優） 札内東プールの方向性についてであります。現時点では、平成29年度実施設計に向け、札内地区のプールの統合も含めて検討を行う予定でございます。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員、答弁漏れはないですか。

○委員（中橋友子） ありますけれども、もう一度尋ねてさせていただいていいですか。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。

それでは初めに、いじめ防止問題、それから子どもサポーター賃金のことにつきまして、平成27年度の実態ということでは、いじめについては3校、4件、小学校2校で2件ということでありました。いずれも解消されているということであるのですが、この十勝や北海道ではいじめを苦にしてみずから命を絶つというようなことは、これまでは、昨年はなかったかと思いますが、本州のほうではありました。

このいじめ問題については、なかなか数字であらわれてくる数と実際に潜在している数というのに乖離があるというようなことは常に議論もされてきました。つまり、なかなかうちの学校でいじめがあるよということが報告しづらいといいますが、それがいろいろな評価につながっていくということもありまして、そういうことも問題視されてきました。

幕別町では、いじめ防止条例をつくられてまして、26年10月からですか、対策を講じられてきているということは非常に心強いことなのですけれども、こういったこの数のもとには必ず潜在しているものがあるというふうに受けとめれば、どんな方法で調査しているかということもお聞きしたいです。そこで新しく取り組まれるサポートの配置などというのも大変重要になってくるのではないかと思います。関連して二つ伺いました。調査方法をお聞きしたいことと、それから学校との定期的な連携を行ってられると思いますが、その中身と、もう一つは、直接関係する場合と関係しない場合がありますが、不登校の数は、やはり依然として合わせて30件ということは少なくない人数だと思うので

すよね。こういったことでは、いじめなどについての関連がないのかどうかということです。

もう一つ、不登校につながるのかどうか、これも疑問はありますが、この間、広島の中学校の子どもさんが自殺されたことが大きな問題になりました。ここは、1年生のときの非行歴が誤って生徒指導の中で評価されて、結果として希望する高校に行けない、みずから命を絶つというような大変残念な事件がありました。こういうことは二度と起きてはならないと思い、幕別町としては、こういったこと、生徒指導に当たりまして、つまり進路指導に当たって、どのような進路指導を具体的にされているのか。私がお尋ねしたいのは、特に、こういった非行歴等につきましては、広島の場合は、それまで3年生のところだけが反映されるということであったものが、1年生までさかのぼって、つまり3年間という状況になっていたと聞いております。こういった状況が幕別でもあるのかどうか、関連して伺います。

次、私の質問の順番で済みません。学校給食関係です。

地場産品が4割ということですから、随分頑張ってきたなというふうに思います。これは、これからも大いに推進していただきたいということです。

それと、アレルギー対策なのですけれども、これまでお尋ねした背景の中では、なかなか施設の問題があって改善できないのだと、抜本的な改善は難しいのだというお答えをいただいております。そのお答えのときに、したがって、ここの幕別町の給食センターを使っただけの対策は無理なのだけれども、しかし病院給食とかいろんな専門にやっているところもあるのだと、そういうところも研究してみたいというお答えもいただいております。それらの研究は、結果、どうだったのでしょうか。

それと、遺伝子組み換えのことなのですけれども、今、お答えいただきましたように、表示されているものでは排除するということをしてきているのだと思います。ただ、これ、20年前からこの作物が、つまり遺伝子組み換えというものが出回るようになりまして、出発点はアメリカなのですけれども、欧州などでは、もう完全に輸入をしないということでとめているのですけれども、日本の場合は遺伝子表示制度が違いまして、加工されたもの、おしょうゆだとか、油だとか、こういったものは、表示免除の製品になっているのですよね。つまり、そういうところを通して入ってくるというおそれが、おそれというかも入ってきているというふうに思います。それで、こういった調味料等につきましては、幕別町については、こういった仕入れ方法でされているのか、この辺のここまでチェックというのはなかなか難しいとは思うのですけれども、やっぱり危険なものを口に入れないということは大事なことだと思いますので、その点の問題意識と取り組みを再度、伺います。

それから、ICTにかかわりまして、3カ年で行うということでありました。ことしの予算が633万6,000円ですから、およそこの3倍の予算を使ってやれば、これも質問したのですけれども、お答えなかったものですから、その予算を使えば、幕別町全体の小学校、中学校に行き渡っていくというふうに捉えていいのでしょうか。

それと、実際に問題になるのは、それを指導する先生が不足しているというふうに聞いております。ここはどうされていくのか。

それと、最終的には、こういったものを取り上げることによって教材がどんどん変わっていくわけですから、提供する側の先生にとっては、いろんなことを駆使して随分効果があらわれてくるのではないかと思います。問題は、その受けとめる生徒側の効果がどうなのかということも心配するところです。

きのう、おとといでしたか、新聞にも載っておりましたけれども、子どもさんの声でICTの教育をよしとする子どもさんと疑問を持つ子どもさん、二人が並んで出ておりました。教育効果が高いということによしとする子どもさんに対しまして、やっぱりもっともっと書いたり、そして直接手で文字を読んだり、そういう積み重ねの中で学習能力、いわゆる考える力ということを考えれば、自分はずっともっとこういう機械、ICT化ではなくて、従来の学習のやり方をよしとするのだという子どもさんの声もありました。こういったことも、やはり参考にしながら手だてをとっていきますというか、考えた授業になっていかなければならないのではないかと思います。この辺の見解はいかがでしょ

うか。

それと、先に修繕のほうを伺います。

教員住宅が84戸あって、53人入られ31戸があいているということですね。これ、ぜひ今年度中にあり方を検討されていくということでもありますから、ぜひ積極的に検討していただきたいというふうに思います。本当に暗い廃墟というような状況が学校の周りですっと続いているというのは決していい環境とは言えないと思うのですよね。先生方は先生方でそれぞれのご事情があるでしょうから、昔のように必ず教員住宅にということにはならないと思います。

また、大変古く傷んでいる、外から見てですけれども、目につきます。そういった状況でありますから、これはお答えはよろしいです。今年度中にということでもありますので、その方向で取り組んでいただきたい。

修繕なのですが、トイレの水洗化というのは、修繕の中でも急がれる課題ではないかというふうに思います。ポータブルとかということも言われましたけれども、恐らくそのポータブルというのは、持ち運びというよりは、簡易に上からかぶせるとかという意味ではなかったのかなと思うのですけれども、危険性の問題もありますので、これも早急に取り組んでいただきたい。

次、扶助費なのですが、これは平均を3カ年の過去の平均を出して予算を組むというやり方も一つの方法なのでしょうけれども、しかし情勢を反映する、経済的状況を反映させるということも大きなポイントにしていかなければならないのではないかと思います。さきの一般質問もありましたけれども、子どもの貧困率というのは下がっていません。どんどんふえています。子育て世帯の貧困率は、平均では子どもの貧困率、16.3%だったのでしょうか。ただ、今、先日の統計では、北海道の子育て世帯の貧困率は19.7%、これは沖縄の37.5%、それから大阪、鹿児島、福岡に次いで5番目に高い数字となっています。これはどんどんふえてきて、この調査では20年間で2.5倍までふえてきたという子どもの貧困の度合いであります。ずっとふえてきているのですね。確かに幕別町の就学援助の執行に当たっては、下がる年も、それから上がる年もあったのだと思うのです。そういうことを考えて予算化されたという背景としては見えるのですけれども、しかし今、どんどん貧困率が進み出していることを考えれば、これで本当にその必要とする人たちが全員受けられるのかどうか、ここが大変心配なところです、いかがでしょうか。

それと、東中学校のプールの建てかえであります。

平成29年度に実施設計ということであれば、今年度、どんな方向でやるかということをもとめていかれるのではないかとこのように思われます。この札幌地域の学校プールは、札幌中学校にはなくて、南小学校も北小学校も結構それぞれ年数がたっています。したがって、全体のプールもどうしていくかということも考えていかなければならない時期に来ているということが一つあります。

もう一つは、早くから幕別町に過去にありました温水プール、以前は幕別温泉の上にあったのですが、そういった温水プールの設置を望む声も多くあります。こういうことも全部勘案しながら、東中学校のプールのあり方というものを検討してはいただけないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） ご質問にいただきました地場食品のものにつきましては、ふえているということ、今後も地域の生産者の方といろいろ打ち合わせしていきながら、できるだけ多く持っていけるように進めていきたいというふうに考えております。

それから、アレルギーの除去食の検討状況はどうかということでございます。昨年度の決算委員会の中で、例えば病院食をつくっている業者とかいろんな外部で給食関係をやっている業者さんと、できないものかということで検討を進めてまいりたいということでお答えした中でございます。その中で、検討を進める前提条件としていろいろ確認させていただいている部分で、例えば献立は、基本的に児童生徒に出しているものと同様のものが望ましいということですか、それから調理後、基本的に2時間以内に生徒さんに実食していただかなければいけない条件ですとかいったような配送関係で

すとかいろんなものを検討していく中で、今、言った部分について、そういう幕別町内にも配食サービスしている業者さんもいますし、それから帯広からも配食している業者さんもいますので、そういうような方々に条件を提示するためのいろんな細かい部分だとかについて、調整をしながら当たっていかねばいけないと。それから、他のセンターと共同ということもあるのですが、時間的部分だとかというものもクリアできる範囲なのかどうかということを調整しながら進めてまいりたいと思っておりますので、できるできないについて、今、ここではまだ検討が終わっていないという状況でございます。

それから、遺伝子組み換えの食品を排除できるかどうかということで、食品の選び方でございますけれども、指定する内容の食品、加工食品、その他いろいろなものがあるのですが、基本的に食材をどういう材料でつくっているか、それから内容率はどうかという部分の食品構成表等を発注する前に事前にいただいています。その中で、基本的にこういうものが入っていないことを確認しながらしておりますので、表示義務はないけれども、その部分が入っていないかどうかということについては、当然、業者さんのほうでも都度が変わってきたりなんかすることもあると思います。発注の都度、年間、毎年発注するたびに、このようなものがないから食材構成が変わったときには、きちんと報告するということを栄養士が業者さんからもらう資料を確認しながらやっておりますので、その中で表示義務のないものについても、このようなものが入らないような製品を納めてもらうようにということを確認しながら進めてまいりますし、これからもそのようにしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（藤谷謹至） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） まず、いじめの関係でございます。

先ほど、認知件数というところでございましたけれども、どんな方法でいじめの問題、これがわかるかというところでございます。

学校では、年2回アンケート調査をしております。これは全校、北海道教育委員会からの指示ということでございまして、全道各地でやっております。このほかに学校独自でアンケートをやっているところもございます。その中では200件近い、軽微なものですが、悪口を言われたとか、こづかれたとか、そういったことも含めて、毎年、大体200件から300件近い調査結果が出てきます。それを各先生が一つ一つ面談し、教育相談し、対応していきます。その結果が、先ほど言った認知件数まで下がっていったところでもあります。

あと、学校との連携であります。道外等で痛ましい事件があった場合、その際には、教育委員会から校長会等を通して通知を出しております。学校での相談体制、それと情報の共有、こちらのほうを再度徹底してください、そういったものも含めまして通知のほうをしてご理解をいただいているところでもあります。

また、学校には、スクールカウンセラーを各中学校に出しております。そこで子どもたちのいじめも含んだ相談、そういったことをしているところでもあります。

それと、先ほどの子どもサポーターでございますが、学校とか家庭から要請がありましたら、学校訪問や、あと家庭訪問のほうを年に何回か実施しているところでもあります。

それと、不登校の児童生徒でありますけれども、今のところいじめと関係ないということで教育委員会は捉えております。

あと、生徒指導の関係であります。これは、各学校長の責任下のものに行われているものということであります。今回、話題になっているのは、パソコン管理で別の資料で持っていたというところがあります。そもそも指導要録ですか、そちらのほうに書いて、これは関係者しか見れない。そして、校長が必ず目を通して、いざ、そういったものを本人にお話しするときは、学年団、それと学校できちんと整理してからお話しする、これが筋だと思います。当町では、それはきちっとしているというところでお聞きしているところでもあります。

次に、ICT の 3 カ年計画であります。

失礼いたしました。各年度の事業費分を言っておりませんでした。

まず、ICT つきましては、全校 14 校入れるということで考えております。そして、これは学校ごとではなくて、横断的に入れていきたいというふうに考えております。3 カ年で満遍なく渡るようにしたいと。そして 28 年度は、先ほどお話がありましたとおり 633 万 6,000 円、あと 29 年度は、540 万円ほど、30 年度につきましては、これも 500 万円ほどを整備に経費を予定しているところであります。合計で 1,670 万円ほどの経費をかけて整備をしていきたいというふうに考えております。

あと、指導する先生でございます。確かに今の状況では、詳しい先生と詳しくない先生がいらっしゃるかと思います。詳しくないというか、ICT についてもう少し勉強を進めたいという先生が多々いると思います。今回の ICT つきましては、本当に基礎的なものから入れるものです。まず、これから詳しい先生に各先生が習っていただいて、そして使えるようになって、この 3 カ年計画、終わってから新たな展開というのを考えていきたいと思います。これは、ICT も日進月歩で機器がどんどんどんどん新しくなっていております。ですから、そこら辺も状況をよく見極めながら考えていきたいというふうにしたいということでございます。

あと、生徒の効果でございます。

やはり授業の中心は、板書になるのだろうというふうに思います。そして ICT 機器は、これは主になるほうではなくて、あくまでも補助になるもの、手段、ツールの一つとして考えていただきたいと。そして、板書を先生が書いていきまして、例えば画面のほうに地図を映し出しておく、それから問題を映し出しておく、あと資料を映し出しておく、そういった補助的なもので使っていきたいと。先生が、それを板書で一々書くと時間がかかりますので、あらかじめ用意したものを映し出していくという方法もあるのかなというふうに思っております。

やはり、北海道の教育委員会の調査にもございますけれども、すぐ入れてすぐ使える、そういうふうにしておくと、先生方は 8 割以上の方が使っていただけると、本町は、それを狙っているところもありますし、また児童生徒も画面に映すことによって、先ほどもお話ししましたけれども、集中というか、それをずっと見ているというような効果もあるというふうに出ているところであります。

それとあと、修繕、トイレの水洗化であります。

こちらにつきましては、今、これ、すぐにできる状態ではありません。先ほどの学校の施設の整備計画の一つとして織り込んでいきながら、今のある位置等も含めて考えていかなければならないものというふうに考えております。

あと、扶助費の予算の計上でございますけれども、こちらにつきましては、扶助費は、申請がやっぱり波があるところでありますし、それから数字が読めない状況というところで 3 カ年の平均を使いながら出しているところであります。

決算審査特別委員会、または先ほどの一般質問のときにもお話をさせていただいているところでありますが、収入がアップしているというところもございまして、先ほどの 3 カ年の部分と複合的に鑑みましてこういった率を使っているところであります。

これから平成 28 年度の収入というところがはっきりしてくるところであります。こちらはその状況、あと申請の状況を見ながら補正というところも出てくるかもしれません。そういったことを含めて、やはり私たちもきちとした見方をしていかなければならないということはわきまえているところであります。

以上であります。

○委員長（藤谷謹至） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 私から学校プールについてご説明させていただきます。

学校プールにつきましては、先ほど係長のほうからご説明したとおり 29 年実施設計に向けて 28 年度中に方向性を定めていきたいというふうに考えております。

委員、お話にありましたとおり札内東プールについては、昭和 42 年築ということで、今年度で 49

年という大変古いプールであると。また、札内地区においては南町民プール、これが平成元年に建っているプールで27年経過、そして札内北町民プールが平成2年に建っているということで26年経過という状況でございます。いずれのプールにつきましても、ビニール幕で夏場期間やっているプールでございまして、ビニール幕につきましても、屋根のビニールの耐用年数等が大体10年から長くてもやっぱり15年ぐらいのスパンで交換していかなければならないという状況にもあるということでございます。そういう面から今回、札内東プールを検討する際に、単独で整備をするのが今後いいのか、これは維持管理コスト等も含めてどうすればいいのか。

また、例えば札内地区の、今お話ししました3地区のプールを統合した際、どういう影響があるのか、一番影響が考えられるのが、町民プールとして主に使っている部分としましては、小学校の水泳授業が主な部分で使っておるものですから、それらが仮に札内地区一つにするといったことにおいて、きちっと授業の単位数として時間がちゃんと割り振れるかどうかといったところもまた検討しなければならない。

また、今までは地域にあるプールでございましたので、夏場においてはお子さん、児童生徒がプールで水泳をしているということもございます。それら学校休業中なり、学校終わった後のプールの利用をどうするのかといったことも、これ慎重に考えていかなければならないというふうに思っております。そういう面から、仮に3館一つにするといたしましたら、学校の授業に影響しない形というようになりますと、ある一定期間、やはり安定的に使える状況にしなければならないといった面から、準温水化というのでしょうか、準温水化。幕別町民プールが準温水化しているのですが、そのような形がいいのか、はたまた帯広市なんかでは先行的に学校プールを統合し、温水プールみたいな形でやっております。そういう形がいいのか、ただ帯広市の例を見ますと、厳寒期の1月、2月は休館しているという実態がございます。その辺は機械の維持管理、清掃、それとコストの面等も考えてやらなければならないことだというふうに思っておりますので、それら、いろんな要素を絡めて、また建築場所にも影響するかなど。東プールのところが、東が用地としてはございますけれども、それをそのままそこでいいのかどうかというのは、児童生徒数の推移を見ますと、南がやはり圧倒的に多いという状況もございますので、それらのことも含めて、28年度中には教育委員会として一定の方向を出していきたいと。その際には、もちろん効果、保護者のご意見、学校の意見等を丁寧に聞くとともに、水泳連盟協会等と意見を交換しながら結論を導いてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは、再質問ですが、まず給食のほうを一番先にお答えいただきましたので、再々質問ですけれども、本当に難しくなっているのだと思うのですよね、食品の安全ということでは。結局、気をつけても気をつけても表示の方法が全部100%開示されているという状況であれば、町としても防いでいけるというのはできますし、私たちも完全に防いでくださいねと言えるのですけれども、その表示の方法が加工での場合には、遺伝子組み換えは書かなくてもいいですよとかというふうになっていくと、では、一体もうここの地元でつくった調味料しか使えないのかというようなことにもなっていきますよね。ただ、私は、これ本当に、今、まだまだ研究の段階ですから、どんな人体に影響が出てくるのかという点では未知なところも多いのですけれども、しかし20年間たって受け入れているのは日本ですから、たくさん研究されている方がいらっしやって、今日のアレルギーの大本もとというのにつながる。最近では、発達支援にも影響を及ぼす、脳のほうですね。これは、主にホルモン剤の注射などがそういうふうになってきているのだと思うのですけれども、そういうことも言われ出してきている。発達支援を必要とする子どもさんもどんどんふえてきていますよね。こういう関連で見ると、本当にいろんな分野でもう研究もし、そして対策も講じなければならない。もちろん家庭もあるし地域もあるし、ですけれども行政としては、やっぱり提供する食材、学校給食に求めるということしかないのですよね。ですから、そういう状況が、非常に危険な状況が広がっているということを押さえていただいて、今、そういった調味料等は、一括していつも給食の食材を提供する札

幌の事業者ですけれども、そこから入れられていたと思うのですが、今もそうだと思うのですよね、もし違ったらお答えください。

そして、そこでそういったことについても意見を提示する機会があると思うので、どんどん意見を町から発信していただいて、安全なものを子どもに提供するという何を何とか貫いていただきたい、このように思いますがいかがでしょうか。

それと、いじめの問題です。

いじめと不登校はリンクしていないということでありました。きのうも学校での卒業式に参加させていただきましたけれども、お名前を呼ばれても子どもさんの姿がないというのが見受けられまして、何か胸が痛い思いいたしました。みんなで喜んで卒業できる状況をつくれたらいいのになというふうに思ったのですけれども、先ほど一つ広島のを、私、申し上げましたけれども、確かにお答えいただきましたように、この問題というのを誤ってパソコンにほかの子どもさんの名前を入力したという重大なミスからスタートする、これはもう本当にあってはいけないことなのですけれども、それを3年間修正されなかったということ、幕別はそんなことありませんよということなのですけれども、どうやってそれを担保するのか、私、見えないのですよね。教育ですから、その辺の教育委員会としてのかかりというのは非常に難しいところがあると思うのですけれども、そういう問題が一つあります。ここがきちっとしないと防げない。

もう一つ、これ、私、ここは本当に大事だと思うのですけれども、いわゆる生徒指導、推薦基準の非行歴調査というのが、それまでは3年生だけだったものが1年生まで下げられたと、ここ先ほどお尋ねしたのですけれども、お答えなかったのですけれども、幕別町はどうなのでしょう。やっぱりこういう状況で指導されているのでしょうか。

私は思うのですけれども、やっぱり子どもってというのは間違いを繰り返す中で成長をしていく。誤りが自分の生き方につなげて正す中できちっと社会人になっていくということだと思うのですよ。1年生のときの1回のそういった誤りが、もしこれ例えば誤りなく本人につけられたとしても本人は推薦されなかったわけですね。ですから、子どもを育てるということを考えたら、こういう指導方針はいいと思えないのですよ。つまり誤りを克服して成長を支援するという、そこが教育だと思うのです。でも、この事例は残念ながらそういうふうになっていないというふうに思うものですから、そこをどのように考えてられるか伺います。

それと、ICTの関係は3カ年の予算も見えましたし、板書が一番大事だということもわかりました。それで、要は指導員の方たち、お答えでは3年間で準備をして4年目からスタートするというように受け取れたのですけれども、つまり3年の間に、これは先生方、みんなが身につけなければならないことだと思いますよ。補助の方は別にしても、皆さん、担任の方は身につけなければいけないと思いますので、そういう手だてをぜひきちっと確立をしていただきたいと思います。

扶助費のことなのですけれども、収入がアップしているというのは、どこの計算からそうなるのか、幕別町の町民の子どもさんの家庭の収入状況の掌握をもってして昨年よりも上がりましたよということなのでしょう。私は、なかなか幕別町だけというのが限定して調査できないものですから、こういった全国的あるいは北海道の数字を使って下がっていることを申し上げているのですけれども、働いている方たちの可処分所得は、この間、どの分野でも下がっています。だから、そういう点を考えれば、子育て世帯だけの収入が上がっているという、その根拠、そこはやっぱりお答えいただいている以上はそういうものがあるのだと思いますのでお示しいただきたい。

それと、やはり必要な子どもさんたちにきちっとこれが活用されるように周知ですね、今までもかなり改善されてきましたけれども、この周知についてどのようにされているか、これは最後の質問として伺います。

プールの件はわかりました。十分地域のご意見、学校の意見、そして町の財政状況を検討をしながら、決まってからではなくて、要所要所でぜひ考え方を示していただく中で進めていただきたい、このように思います。

○委員長（藤谷謹至） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） 食品の調味料等も含めまして、遺伝子組み換え食品をどのように排除していくかというご質問でございます。

まず、仕入れ先につきましては、札幌だけではございませんで、帯広、十勝管内のところも含めて、できるだけ近場でできるようにしております。その中で特徴的なみそ、しょうゆでございますけれども、それにつきましては、十勝管内の生産するところから直接買っております、そこで使っている大豆につきましては十勝産の大豆を使っているとしていますので、十勝産の大豆には遺伝子組み換えものはないという認識でございます。それ以外のものにつきましても、最近、一般スーパーでも、「大豆（遺伝子由来でない）」といったような表示をしており、先ほども遺伝子が入っていることを表示する義務はないけれども、「ない」という表示をしていて、それが入っているということはないという認識でおりますが、その辺も含めまして業者さんにもいろんなもの、間接にそういうことがないことがはっきりしているものを選びながらいくと。それから、常々気をつけて、例えば食品を食材変えるとき、いろいろ売り込みますが、やはりそのときにもそのようなことについても十分留意しながら安全なものを目指せるような食材の選定に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（藤谷謹至） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 先ほどの広島の問題であります。こちらにつきましては、案件については違法というか任意の様式というか、そういうのを学校で定めて、それを使っていたというふうに聞いております。そして、パソコンのフォルダーに共有してそのまま放置していたというところでもあります。当町では、そういうことはしておりません。きちっとした指導要録の原本にその子どもたちの状況や、例えばそういう問題行動があった場合に書き込んでおりますし、これにつきましては学年担任、それと管理職がきちっと管理し、内容についても把握をしているものであります。それも1年生から3年生、それはきちっと引き継ぎをして保管をしているというところでお聞きしているところであります。

○委員長（藤谷謹至） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 中橋委員のご質問にお答えをいたします。

初めに、いじめの問題でございますけれども、そのいじめの件につきましては、中橋委員と私も意見を同じにするとところでございまして、決してあってはならないことであろうというふうに思います。

ただ、いじめに関しては、なかなか定義が難しい状況でございまして、一般的にいじめの定義、「いじめ防止対策推進法」という法律がございまして、その中で定められている定義が、児童生徒が在籍する学校に在籍している児童と当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的、物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものという、文章にすれば、こういう難しい文章になるのですけれども、そこら辺の捉えが大変難しい。ですから、悪口を言われたということが、結果、先ほど私、言いましたように心身の苦痛に感じているということになると、これはいじめということではアンケート調査なんかをやった際には出てきているのです。ですけれども、それが影響を与えるまで心理的な影響、不登校になったりだとかそういうことにならないところまで行ったのかどうかというのは、最終的にはやっぱり調べなければならないということで、そうやって潰していくと、最終的には3件ほどの先ほど課長が言ったような認知件数があったということでございます。

いずれにしても、そういう芽を摘む。発生してからではいじめはどうしようもございませんので、そこは私も教育委員会もそうですし、学校現場においてそういう芽を摘む、いかに子どもたちに寄り添った中で目を光らせるというのでしょうか、声かけをしたりして適切な指導なり芽を摘む活動をしていきたいというふうに考えております。

それとあと、ICT の関係で言いますと、先ほど課長から横断的というふうにお話ししたかというふ

うに思うのですけれども、横断的という意味でございますが、今まで私ども ICT 機器等を整備する際は、例えば幕別中学校でことし、幕別中学校と札内中学校だとか南小学校という、そういう縦の学校ごとに整備してまいりましたけれども、先ほど来、先生の要は養成という部分も含めて、今回の整備に当たりましては、横、横断的というのは、例えば小学校で言えば低学年を全部入れますと、中学年を入れますよと、そうすることによって全部の学校に1年目は入っていくというような仕組みにしたということでございますので、そういう横断的に入れることによって、徐々に学校に3年間で入っていくという中で先生方の研修もそこで行ってくださいと。それと、またそういう養成については、その学校ごとに ICT に詳しい先生がいっぱいいますので、そういう先生の授業を公開していただいて、先生方で、どういう授業の進め方がいいのだろうというような勉強を行っていただきたいということで、そういう面も含めて横断的に今回は整備したいという考え方でおりますのでご理解いただきたいというふうに思います。

あと、子どもたちの効果については、先ほど課長が言いましたように、基本的には板書が基本だろうというのは、これは私も同じ考えを持っていまして、ただ板書にしなくても、例えばちょっと地図なんかを拡大することによってわかりやすいだとか、分度器だとか定規だとか、そういうものを拡大鏡みたいなのを映し出して表示することで、よりわかりやすい指導に結びつけれるということの効果を図られると。

それと、ICT 機器を効果的に活用している成果として道教委とかからは出ているのですが、学習調査等においても、数%ですけれども、やはり ICT 機器を常に使っている子どもたち、授業を受けている子どもたちについては、学力の向上が見られるという傾向があるという面においては、私どもとしては、なるべく早く整備し、児童生徒の学力向上につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

それとあと、扶助費の収入の考え方なのですけれども、先般の一般質問の中でもちょっと教育長からご答弁いたしましたけれども、収入という概念と可処分所得という概念があるのかなと。可処分所得は、先ほど来の一般質問の中でもお話ししましたけれども、可処分所得は下がっているという傾向にあります。これは国における家計調査等によって明らかになっております。ただ、私どもの扶助費におけるベースになっているものが収入ということになりますので、その収入については、横ばい状態にあると。というのは、今回の予算積算基礎の中でも町民税が、これは町民税全体しか出ておりませんけれども、ほぼ横ばいで計上されているという面からも、町内における収入については、そういう面からもこれは所得に換算していきますけれども、全体的には横ばい傾向かなという、横ばいから若干最近は上がってきている傾向にあると。これは、決算のときにもそのようなお話しさせていただいたと思うのですけれども、そういう状況にあるということで、収入と可処分所得、所得という捉え方、そこはちょっと違うということでご理解いただきたいなというふうに思っております。

また、算定につきましては、課長、お話ししましたとおり私ども何もしないで予算ということは計上できませんので、過去の推移、ことしの申請状況等を勘案し、今回計上させていただいたということですのでご理解いただきたいと思います。

また、それらに対する周知につきましては、児童生徒に対して学校から全ての方に対してプリントでお渡ししているということと、それと広報、ホームページ等で周知しているところでございます。周知漏れがないように学校等において、さらに周知いただくようお願いしたいなというふうには考えております。

それと、先ほど私、答弁漏れがございました。申しわけありません。

進路指導についてでございますけれども、非行歴の管理等についてですけれども、課長からもお話しありましたように、私どもは指導要録にきちっと記載して引き継ぐような形になっております。

また、学年団、学校で共有化するべく教員との情報の共有というのは図っていると。そういう面で複数の方がそういう事案に対してかかわることにおいて、そういうミスがないように努力しているということでご理解いただきたいというふうに思います。学校現場としましては、いろんな面で非行の

防止という面では努力しているつもりですけれども、そういう記録が、誤った記録によって広島のような事故がないように、再度、私どもも学校と連携してやってまいりたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） では、今、一番最後のところからですけれども、わからないのは、この広島の場合ですと、推薦基準が適切だったかどうかということなのですから、それまで前年度までは、非行歴調査等については3学年のときだけを対象にしていたと。しかし、昨年11月に1年生当時までさかのぼることにしたという、これマスコミの報道ですけれども、ということは、これは各学校の判断で1年生までさかのぼるとか、どういうふうに生かすかというのは、部長おっしゃられるように文科省の教育指導要綱のもとでやるというのは、それは理解できるのですけれども、こういったことは学校の裁量になるのかどうか、うちの町も1年生まで下げようというふうになったら、この広島の学校と同じように下げてやってしまう結果になるのかどうか、そこが本当に心配なところといいますか、ですからここがまず文科省の方針でこういうふうになったのか、それぞれの学校で判断しているのか。学校で判断しているとしたら、幕別町においては、前段申し上げましたように子どものチャンスを生かす、子どもがいろんなことにチャレンジしていく芽を摘まない、その方向で進路指導をするということが大事だと思うのですけれども、この確認も含めてお答えください。

それと、扶助費なのですけれども、やっぱりそういうことなのですね。収入全体の数字だけ追っていくと決して低くはないよということ、これわかりました。問題は、その可処分所得、実際に生活費として子どもたちの教材費と教育費とかして使えるものは、その可処分所得、手元に残ったお金でどうするかということですよ。この可処分所得は、確実に下がっているのですよ。幕別町の場合は、収入の1.3倍という基準があるので、こういうことになっているのかなと思うのですが、そこで新年度から、これでは子どもの実態に合わないということで、音更町は1.25倍から1.5倍まで上げたのですね。広尾町は、早くから1.5倍に上げているのですね。こういう今の流れからいったら、こういうことも検討していかなかったら、去年よりも実際に所得が少ないのだけれども、就学援助の対象にはならなかったということが起きてくるのではないのでしょうか。

それともう一つだけなのですが、一般質問のやりとりのときに、教材費も十分含んでいますよというようなことも答えられていたと思うのですが、教材費はどこまで含めているのですか、含まっていないと思うのですけれども。

○委員長（藤谷謹至） 審査の途中でございますけれども、この際、11時30分まで休憩したいと思います。

11:20 休憩

11:30 再開

○委員長（藤谷謹至） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長。

○教育長（田村修一） 初めに、進路指導の非行の履歴について私のほうからお答えさせていただきたいと思います。学校の推薦基準というか、高校を推薦入学をするときの推薦基準というのは、それぞれ学校が高校の推薦基準というのがございます。学力が偏差値何ぼ以上、さらに品行方正であるとかという幾つかの項目があって、それに基づいて校内で推薦基準というのをそれぞれの学校で設けているということが実態でございます。そういう中で幕別町の町立中学校、非行歴ということについては、推薦基準の中に入れていないという実態でございます。あくまでも非行歴というのは、生活指導の参考のためのものと、進路指導と生活指導というのはちょっと分けて考えていただいて、進路指導には、そういう非行歴というのはないと。非行歴があった子どもたちにおいても、委員おっしゃられるとお

り学校のほうではそれを乗り越えて、ちょっと更生という言葉は適当ではないのかもしれないですけども、そうして頑張っているという姿、それを評価して先生たちは推薦するという形になっていきますので、広島のような事例は、町内ではないというふうに認識していただいて結構だと思います。

○委員長（藤谷謹至） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 私からは、扶助費の学用品費の関係についてであります。この学用品費につきましては、国語とか算数とか理科とか社会のテストや、あと国語とか算数のドリルとか書写ノート、こういったものを対象としております。これにつきましては、各学校から教育委員会のほうに上げていただいて、それに基づきながら支出をしている状況にあります。

あと、それと先ほどの認定率等の関係でございます。

まず、一つ申しそびれたところがございます、小学校ですね、子どもの数が前年度と比べて 100 人ぐらい減っているという状況にあります。

それと、先ほど私のほうから言わせていただきました過去 3 年間の平均、これ波ございます。そういったことを踏まえまして認定のこちらのほう、数のほうを出しております。認定基準につきましては、これは去年同様ハードルを上げていないというところをお含みいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 進路指導につきましては、大変わかりやすいご答弁をいただきまして安心しました。やっぱりそれを堅持していただきたい。お答えでは、結局、それはそれぞれの学校の判断、高校からの要請もあるでしょうから、判断ということであれば、やはり幕別町の学校の指導のあり方、教育委員会の姿勢というのが本当に大事になってくると思いますので、今後とも堅持していただいて、子どもたちの希望にどんどんつながっていくような教育に携わっていただきたいと思います。

それから、扶助費の関係であります、教材費につきましては、就学援助ではなくて予算の中で、教育予算の中で対応されるということですね。

それと、補助教材につきましても、それぞれ負担が学年によって変わってきますけれども、あると思いますので、そういった支援にも目を入れていただきたい。

それで、何かお言葉を返すようで申しわけないのですが、子どもの人数が減るとするのは、それはあると思います。しかし、認定率というのは、やはり子どもの人数に関係なく必要な人にきっちと基準に基づいてやっていくということですから、これは子どもの人数では、そう変わらない。実際に平均値も含めて、昨年度よりも 1 ポイント下がっているという、この現実ですね。私は、本当、所得のことで言えばいろんな状況があるので、生活保護基準の 1.3 倍ということで幕別町は基準を設けられてやるということで、生活保護基準というのは、いわゆる最低生活費の保障とする基準ですよ。ですから、ここの基準を考えて、生活保護というのはいわゆる可処分所得になっていくわけですよ。そこから、もちろんかかるものもないとは言いきれませんが、医療費であったり免除されています。そういった中で実際に使えるお金から 1.3 倍ということで決められています。収入が全体として上がってということになれば、ここの基準とはやっぱり乖離が出てくるというふうに思います。私は、もう十分議論させていただきましたので、そういう現状があることを踏まえて、他町の例も紹介させていただきました。十分参考にさせていただきながら、必要な人に支給される方向性を持って臨んでいただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑ございますか。

（関連の声あり）

○委員長（藤谷謹至） 小島委員。

○委員（小島智恵） この子どもサポーター賃金に対してなのですけども、賃金といいますか、不登校の子どもへの支援、そして、まっく・ざ・まっくに関してなのですけども、先ほど平成 28 年度 2 月末の不登校の件数、お示しいただきました。全体で小中 7 校 30 件ということで、中学校が 4 校、27 件と中学校で多い傾向にあるなというふうに、大変多い、非常に多いように感じました。

私、何か19日の教育の日に学校訪問させていただいて、児童委員さん、民生委員さんにお話を聞くことがあるのですが、いわゆる中1ギャップですね、環境の変化等がきっかけで不登校になってしまうというケースがよくあるというふうにお伺いしております。比較的子どもの数が少ない札幌地区以外に住んでいる子どもの不登校、これもまたふえてきているというふうにお伺いしております。ただ、札幌以外に住んでいますと、やはり距離的にまっく・ざ・まっくに通うにしても大変なわけですから、負担になるわけですから、それを保護者の方に送迎していただくとか、もしくは子どもが自力で交通機関を使って、まっく・ざ・まっくに通うと、そういうことになるのですが、それ自体実際難しいということもあるようでして、一般質問で以前、分室創設のお話もしたのですが、スタッフの常設はなかなか難しいというお答えでした。本来であれば、理想としましては、自分でやはり通える距離にあったほうがよいと思いますし、その居住区の関係で、まっくに通いたいのだけれども通えない、そういったことはあってはならないと思うのですが、札幌地区以外に居住する不登校の子どもへの支援、これ、何らかの形で方策、考えていただけないのかお伺いします。

○委員長（藤谷謹至） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） まっく・ざ・まっく、札幌以外の子どもの支援というところであります。こちらにつきましては、さきの一般質問でも説明させていただきましたが、まっく・ざ・まっくの配置されている子どもサポーター、それとスクールカウンセラー、こちらが学校訪問をしてございます。札幌以外でも、まっく・ざ・まっくというところで相談支援とか学習支援ができるようにということで、こちら学校訪問、小学校、中学校、そういったところはしております。

また、家庭訪問、これスクールカウンセラーも含めてなのですが、家庭訪問をしまして、子どもの不登校の状況を親御さんと相談したり、あと学習について親御さんからご質問があったときにそこではお答えして、今後の方針とか、そういうことも含めながら支援をしているところであります。

以上です。

○委員長（藤谷謹至） 小島委員。

○委員（小島智恵） 現状では、サポーター、スクールカウンセラーさんが学校に出向いたり家庭訪問したりと、そんな現状ではあるのですが、ただこのまっく・ざ・まっく自体の存在が子どもにとって通いやすいといえますか、居場所づくりになったり、また、まっく・ざ・まっくに通うことによって学校に通学したとカウントされる。そして、その後、高校の進学へとつながっていくケースもあるとお聞きしております。このまっく・ざ・まっく自体が、そういった不登校の子どもたちにとって非常に意義深いといえますか、大事な場所だと思うのですが、できれば子どもの居住区によって差異が出ないようにということで、これをどうにかならないものなのか再度お伺いします。

○委員長（藤谷謹至） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 先ほどご説明させていただいたとおり、やはり例えば札幌地区以外、忠類とか糠内とか幕別ございますけれども、ここからまっくに行くのは交通機関を使わなければならないだろうというところがございます。現にバスとかJRを使って行かれている方、それと、あと親御さんの運転による自家用車、こちらのほうを使われている方がいます。ただ、現状としては、札幌以外でまっくを使われている方は、今、2名ほどいるのですが、回数が1回とか、そういった回数であります。であれば、こちらからまっくの職員が先ほどお話ししたとおり出かけていくほうが、また経費的にもかからないで済むだろうと。または、子どもたち一人一人に対応できるだろうということも踏まえまして、そういった状況になっております。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほかに関連はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 関連がございませんので、ほかには質疑の方。

野原委員。

○委員（野原恵子） 3点ほどお伺いいたします。

まず、159ページと162ページにかかわりまして、1目学校管理費、7節賃金、細節6特別支援教

育支援員賃金のところでは、今、特別支援に通学する子どもたちが年々ふえているということで、今年度も来年度も支援にかかわる支援員を5人ふやして44人にすることが報告されております。それで、この支援員なのですが、支援員は、保育士や教員免許の取得者も中にはいらっしゃいます。しかし、資格のない方も中には支援員として認められております。こういう中で、支援員に対する研修もこれからふやしていくということでしたけれども、支援員の勤務時間といいますのは、学校に行って子どもたちが帰ったら、すぐ退勤するということですか、研修する時間がほとんどないというのが所管事務調査の中でも明らかにされてきておりました。ですので、そういう支援員の悩みですとか、それから意見交換ですとか、そういう場もしっかりと確保しながら支援員の悩みに答える、そういう手だても必要ではないかと思います。それで、そういう時間をどのようにとっているのか、それからまた支援員に対する研修もどのようにふやしていくのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

2点目です。160ページと163ページにかかわりまして、1目学校管理費、12節役務費、細節16児童生徒健康診断手数料ですが、この健康診断の項目は、どのような項目があるのかお聞きしたいと思います。

実は、今、子どもの体がおかしいという、そういうことがる報告されております。それで、健康診断の中に心の診断というのでしょうか、体を感じる実感調査、こういうことがされているのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

3点目、178ページ、9目図書館管理費、7節賃金に臨時職員賃金、これ7人分とされておりますけれども、これは7人は、全て司書の臨時賃金なのでしょうか。そして、今、司書の正職員は何人いるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） まず、ご質問の1点目、特別支援教育支援員にかかわります研修についてであります。こちらにつきましては、従来からご説明していることではございますけれども、年に3日、町教委が研修会を実施しております。これは、夏休みに講師を招きまして、特別支援教育についていろんな方面からの講話とか研修をしているところであります。十勝教育局の特別支援の担当者や町の心理士、そういった方々を講師に招いて研修を行い、また全体で協議をする場も設けているところであります。

それと、それ以上のものがございますけれども、平成28年度に向けて支援員一人一人と面接をしました。その中で希望を聞いていっているわけがございますけれども、一つに校内の一般の先生の研修とか研究、勉強会がございます。特別支援にかかわる部分について、ぜひ参加させていただきたいという声もございました。よって、最も多い校長先生等にお話をさせていただいて、平成28年度からこういったものにも参加してほしいと。そして、その校長先生のほうからは了解を得ているところであります。ここについて一つ研修、そういったものをやりながら、他校につなげていきたいというふうにも思っております。

また、学校によっては十分に連絡をしている、日ごろ忙しいのですけれども、朝と夕方の連絡を取り合っているというところも実際ございました。

他方、もう本当に忙しくてというところがございまして、そういった悩みだとか相談、そういうことも聞く機会もつくってまいりたいというふうに考えているところであります。これは、校長先生のほうに任せているところではありますけれども、私どもからも、やはり支援員さんからのそういった研修の場を使いながら声をどんどん聞いていきたいというふうに考えております。

あと、健康診断であります。内容でございます。身長と体重、あと栄養状態と胸部とか脊柱の検査、視力、聴力、あと耳鼻咽喉、あと歯、そしてあと結核、心臓、学校保健安全法施行規則にございますが、それに基づいた健診をしているところであります。

ただ、心の関係でございますけれども、こちらについてはこの場では相談できないですので、スクールカウンセラーとか学校に行っております。そういったところでお話を、相談をしていただきながら、また担任等にそういった際に相談をしていただきながら、学校医のほうにつなげてまいりたいと

いうふうに考えるところであります。

私からは以上でございます。

○委員長（藤谷謹至） 図書館長。

○図書館長（林 隆則） 臨時職員の賃金に関係ですけれども、司書の資格を持った臨時職員7名、それと移動図書館車の運転手、それから臨時職員、合わせまして9名分の賃金となっております。

それと、正職員の司書につきましては、現在1名ということになっております。

○委員長（藤谷謹至） 野原委員。

○委員（野原恵子） 支援員の関係ですけれども、この間、支援員の方からの意見ですとか、それから所管などで、やはり支援員の研修の場、そういうところが非常に不十分ではないかというふうに感じていたところですが、改善されてきつつあるなというお答えをいただいております。

それで今後ですけれども、やはり普通学級の教員と、それから支援員との意見交換、そういう場ですとか、それから支援員の悩み事ですとか、そういう子どもの対する支援の仕方、そういうことも十分に時間をとって、これからも研修を続けていっていただきたい、このように思います。

それと、今、健康診断ですが、身長、体重いろいろありました。この中で歯科検診ですけれども、虫歯の状況というのはどういう状況になってきているのでしょうか。虫歯の多い家庭に、よく貧困の状況が見えるという、そういう報告も一方でありましたので、その点の改善なんかはこの間のフッ素などもされているとは思いますが、歯科検診の結果、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それと、心の相談というふうにお答えいただいたのですが、最近、子どもの体がおかしいのではないかという、こういう保育の現場ですとか学校の現場からお聞きしているところなのですが、例えば心の問題と言ったらいいのか、ちょっとその辺は表現の仕方がいろいろあると思うのですが、例えば小学校、中学校ですので、一番体に異常を感じるというのがアレルギーなのですね。小学校では、80.3%にアレルギーが見えている。中学校では81.2%。

そして、小学校では、授業中じっとしてられないというのが65.4%あります。それと、きちっと座れなくて背中がぐにゃっとしているのが63.9%、すぐ疲れたと言うのが62.9%、いろいろ調査結果があります。また、中学校でも首や肩こり68%、夜眠れないというのが67.2%ということが1990年代から「子どものからだと心白書」、これは養護教員などで作られているものなのですが、そういう結果が出てきているということで、これが年々増加の傾向にあるという報告もされているのです。そういう中で、やはり子どもたちがいつも緊張していて解放されないとか、そういう状況も今、報告されていて、これが大きな課題になってくるということで、よく切れてしまう子どもですとか、そういう状況も報告されております。

これからは、こういう調査も必要になってくるのではないかと思います。「早寝早起き朝ご飯」というふうに言われておりましたけれども、それともう一つは、やはりきちっと起きて外で遊んで太陽を浴びて、寝るときは暗くして寝る、これが崩れてきていると。この報告の中でも、幕別町の子どもたちがゲームやテレビを見る時間が長くなり、家庭学習の時間が少なくなる傾向があるという、ということも報告されておりますので、きちっと調査を続けて、そういう改善をしていくというのが、これからの子どもの体の状況を健康にしていくという手だてとして、この調査が必要ではないかと思ひまして質問しているところですので、その点もお伺いしたいと思います。

それから、図書館司書ですが、今、図書館には正職員が1名、臨時職員が7名ということなのですが、やはり図書館というのは、もう言うまでもなく文化の拠点でもありまして、司書の役割というのは大変大きいものがあると思います。それで、図書館の所管ですので、所管で図書館、伺いました。そういうときには臨時職員がいて、正職の司書の方にはどうしても仕事が多くなっていく、ということもお聞きしておりまして、やはり司書というのは正職にして、しっかりと子どもたち、それから地域の文化の拠点になっていくというところでは大事な部分ではあると思うのです。ですから、臨時職員ではなくて正職にきちっと採用をして身分の保障もして、そして学校司書も、今、幕別では

おりませんので、そういう手だてを講じていくということで、やはり司書の正職化というのは必要ではないかと思ひまして、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） まず、虫歯の関係でございます。こちらにつきましては、教育委員会のほうには報告は来ておりませんことで、学校のほうで状況を踏まえまして、養護教諭が中心となり、虫歯、こちらのほうを対応しているということでもあります。

それと、先ほど生活の乱れというところがございました。学力・学習状況調査、こちらのほうから生活習慣についての質問紙がございまして、ここでいろいろとわかってくるところはあります。これにつきましては、広報等でお知らせしているところではありますけれども、先ほど野原委員が言われたとおり、やっぱりテレビを見る時間とかそういうのが多く、夜型になってきている。そして、朝、起きれないという状況も幕別町の子どもではわかっているところでもあります。これを学校、家庭、それと地域と、こちらのほうで生活習慣、きちんとできるようにつくっていきましょうというところで、「教育の日」とか、あと「ノーテレビデー・ノーゲームデー」を使いながら是正に向けて推進しているところでもあります。

また、学校でもそのアンケート調査をしているところもございまして、そういったものについては、学校便り等で学校のそういう状況が開示される場所でもあります。

それで、学校では、例えば健康診断票だとか、そういったことを各家庭から聞き取って記録して持っております。その中は、当然、心の関係もございまして。そういったことを含めて、学校がそこら辺はそういった児童生徒に対して対応をしているところでもあります。

以上でございます。

○委員長（藤谷謹至） 図書館長。

○図書館長（林 隆則） 職員の関係ですけれども、正直言ひまして、臨時職員、臨時職員以上に一生懸命働いていただいております。司書の資格を持つという以外に一般の職員でも私を含めて4人配置をしております。現状の中で図書館の運営のほうをやっているところでありまして、今のところは、現体制で運営のほうは行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（藤谷謹至） 野原委員。

○委員（野原恵子） 支援員の点は、改善をされつつあるという状況ではあると思うのですけれども、やはり雇用体系から見ると、研修が本当に大事だと、子どもに接する、そういうところでは研修が大事だと思いますので、さらなる改善、支援員に意見を聞きながら進めていっていただきたいと思ひます。

それと今、私、心の問題と表現をいたしましたけれども、この調査結果を見ますと、自律神経関係だと思うのですよね。そういう関係が、夜、寝れないですとか、それからアレルギーの関係ですとか、アレルギーは、食事の問題もあると思うのですけれども、それでも一番体がおかしいという中の一つが、アレルギーが保育園から高等学校まで全部一番なのですよ、75%から80%が体がおかしいというのは、アレルギーが8割以上なのですよ。ですから、ここのところと調査して押さえていくということが必要ではないかと思ひました。そして、やはり自律神経系というふうになりますと、これは大人になってからも本当に大きな問題になっていくと思ひますので、本当は保育所からきちんとそういう対策を行っていくことが必要だと思うのですけれども、小中学校の中でもそこを押さえて、それで対処していくことが必要だと思います。それで、体力向上のためにということで、体力測定機器や反復横跳び用にラインテープを学校につけて体力向上につなげていくということですが、これは学校の内に設置するということになるのではないかと思ひますが、やはり子どもたちが外で遊ぶ、そして集団で遊ぶ、こういう手だてをやはりもっともっととっていくということによりまして、昼間の太陽を浴びて、それで夜は早く寝る、電気を消して寝る、この習慣が、また非常に崩れてきていると思ひますよね。そういう手だても学校から保護者に発信して、子どもの生活リズムを変えていく、

こういう手だてを早いうちからとっていく必要があると思ひまして、まずは体の実感、おかしさを実感、子どもが実感しているアンケート調査をしていくべきではないかと思ひまして、その点をお聞きしたいと思います。

また、図書館の司書の正職のことなのですが、本当によく働いていただいているというお答えでした。そういう点であれば、やはり正職員にすることによりまして、さらにきちっと誇りを持って仕事をしていく、ここが本当に大事だと思うのですよね。同じ仕事をしながら、それ以上に仕事をしているとおっしゃっていましたが、それであれば、やはり正職になるということが、さらに引き続き司書としての誇りを持って仕事に携わっていく、そういうこと、正職と臨時職員の違いは、そこに大きな違いがありますし、そここのところの保障をしていくというのが公の図書館の役割ではないかと思ひまして質問をいたします。

○委員長（藤谷謹至） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 子どもの心に関係に関するアンケート調査であります。こちらにつきましては、これ非常に断片的な調査になりますので、健康全てに於ける調査は可能かなと思ひます。ただ、先ほどお話ししましたとおり、学力・学習状況調査のそういった調査も使いたいですし、あと学校独自でやっているアンケート調査もございます。そういったことも含めて、これからはそここのところでは勉強のほうをさせていただきたいと思ひます。

それと、現時点に於けるアレルギーの関係につきましては、いわゆる家庭環境調査というのが学校でございます。そこで、各家庭からアレルギーの情報をきちっといただいております。そして、学校では、ここをしっかりと管理しているところであります。

以上でございます。

○委員長（藤谷謹至） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 私から図書館の司書に関してご答弁申し上げます。

今、館長から、それ以上、一生懸命頑張っていると、本当に頑張っているというものが実態でございます。それで、司書、確かに司書というのは専門的な立場で、専門職という立場にありますので正職員として働いていただくというのが安定的なという部分でいうと、確かにそういう論理も働くかというふうに思ひますけれども、私どもは正職員、臨時職員、またあと館長を初めとした一般職員含めて運営というのは、やはりチームで行っていくものだろうというふうに考えております。そういう面で、それぞれが持っている職域、職責、それと能力をやっぴり発揮できるように、今後とも館長を中心とした館の運営を行ってまいりたいというふうに思ひますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 野原委員。

○委員（野原恵子） 図書館の司書の正職の関係ですけれども、やはり賃金格差がありますので、せっかく図書館で司書として働き、実績を積み、そして経験も豊かになりながらも、賃金が低いばかりに転職せざるを得ない、そういうことも考えられます。ですから、やはりそういう知識を、専門職をしっかりと生かしていくためには正職にすべきだと思います。そのことを発言いたしまして終わりにいたします。

○委員長（藤谷謹至） ほかに。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数が179ページの9目図書館管理費、18節の備品購入費、細節1の図書資料についてお伺いしたいと思います。

図書館の本の購入についてであります。2月1日、「NHK ニュースおはよう日本」で、「どうあるべき？ 公立図書館」という題で放送されましたが、その中で、幕別図書館では、図書館に備える本は、大手取次店ではなく地元の書店から購入をし、その本にフィルム張りをする作業を自立支援施設に委託をして行っており、地域の資源、力を生かし、直営で運営していると紹介されております。このことによりまして大変反響を呼びまして、私の関係者からも、ぜひとも幕別町の図書館を視察した

いという声も何度もあったわけなのですけれども、そういういいところがたくさんあったのですけれども、その中で書店で図書館に本を納める際に、自立支援施設に1冊50円で委託をしてバーコード、そして図書、うちのマーク、それと外側のビニールを張るという作業ですね、本の装備といいますけれども、そうしていただいて、そして図書館に納めていただいているわけなのですけれども、うちの町といたしましては、地元の書店から定価で買っております。その1冊50円で本の装備をしている分はどこが出しているかという、書店が自費で出しているそうなのですが、直営でやっているという割には、その点が大変書店には重荷になっているのではないかと思います。そして、この1冊50円という単価が適切なのかをお聞きしたいということと、またこの体制はいつまで続くのか、町がしっかりとこれは適正価格を計算されたのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 図書館長。

○図書館長（林 隆則） 岡本委員にお答えします。

まず、本の装備を、今、福祉施設のほうにお願いしているということですが、これ、昨年、26年度から行っているのですけれども、地元の書店が事業所のほうを開拓しまして、そちらとできないかという話がありまして、それとあと図書館とですね、図書館との三者で話しして、実際、そちらに通っている方に装備のほうをやっていただいたところ、一定程度の成果があったものですから、では、これであれば実際、図書館のほうに納入が可能であろうということで始まったところなのですけれども、当初は言われたとおり書店のほうで装備代のほうを見ていただいたのですけれども、今回、28年度の予算では、こちらの町の予算のほうにこの装備代のほうを計上させていただいております。

単価が適正かどうかということにつきましては、仕事として書店と事業所が組まれて決められた単価なののですけれども、仕事の対価としてどうなのかと言われまして、金額的には実際低くは思えます。ただ、それは事業所のほうで設定して、仕事以上に、あそこに通われている方は、そこが仕事場ではなくて、一般就労をするために通われている場所ですので、そこで体験する部分の単価として押さえられた数字というふうにお聞きしておりますので、その辺はご承知いただきたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 施設側といたしましても、やはり仕事を生み出すということで、施設としても喜ばれているということなののですけれども、これ時間に換算しましたら、時給が800円といたしましたら、4分間で1冊の本をつくるということになるのですよね。そうすると、あのフィルムを張って、バーコードを張ったり、そしてカメレオンコードを張ったりというので考えましたら、4分で1冊ができるかなというような考えになるのですけれども、施設側からそういうようなことが提示されたということでございますが、町としても地元の本屋さんの負担にならないように、この地元の本屋さんがなくなってしまう手だてもとっていくべきではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 図書館長。

○図書館長（林 隆則） 作業自体、ちょっとお話しさせていただきたいのですけれども、一人の方が全ての工程をするのではなくて、流れ作業でシールが張れる方、それとコートができる方、それぞれ分担して行ってやっていただいている現状です。

金額につきましては、今もそうなののですけれども、今後も書店、それと事業所と合わせて、いろいろと装備含めていろいろな協議させていただいておりますので、その中で、またいろいろとお話のほうはさせていただきたいというふうに思っています。

○委員長（藤谷謹至） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） このような取り組みをしているのは、全国的でも大変珍しいということで、ほかの自治体からも大変視察が相次いでいるところがございますので、せっかくのこのやり方を、ぜひとももっともったいい方向にというふうに進めていただきたいとお伝えまして終わります。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑。

審査の途中でございますけれども、この際、13時まで休憩したいと思います。

12：12 休憩

13：00 乾委員入場

13：00 再開

○委員長（藤谷謹至） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お願いを申し上げます。委員の質疑並びに説明員の答弁は、簡潔にお願いいたします。

質疑は、予算に関連のあるものに限定、お願いいたします。

答弁漏れがございまして、発言を求められておりますので、これを許します。

教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 先ほど内山委員からのご質問で、北海道博物館協会との連携ということでご質問ございましたけれども、私ども北海道博物館協会につきましては、以前から加入しておりまして、今後とも北海道博物館協会と連携をし、よりよい事業の推進に図ってまいりたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほかに質疑のある方。

小島委員。

○委員（小島智恵） 167 ページ、1 目社会教育総務費の 15 節工事請負費、児童生徒健全育成推進看板改修工事なのですが、70 万円以上かけて改修工事を行うということなのでしょうけれども、現在、働く婦人の家の国道に面した場所に立っているかと思います。老朽化して文字が薄くなって見えづらくなっているかと思うのですが、これはいつごろ立てたのでしょうか。

また看板の文字は、現在と同じ内容の看板にしていけるのでしょうか。

また、子どもの健全育成の推進ということなのですが、これ当たり前のことといたしますか、当然のことでありまして、町民の皆さんが、もうそう心から願いを持っていることでありまして、あえて看板として立てる必要性があるのか、ちょっと疑問に思ったことがあるのですが、改修となりますと費用がかかるものですから、撤去程度にとどめまして、使い道をそれこそ子どもたちのための健全育成に、本当に実質的、直接的に子どものためになる使い道、これをされたほうがよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 社会教育係長。

○社会教育係長（西田建司） まず 1 点目にありました、いつ立てて、どのようにするのかというお話ですが、こちらのほうについては、幕別町「児童生徒健全育成推進の町」宣言に基づいて、昭和 60 年 12 月 23 日に制定された宣言であるということで、その当時に建設されたものというふうに解釈しております。

また、どのようにということなのですが、こちらについては、今、3 面の看板となっておりますけれども、2 面にしながら、経費を抑えながら改修するというふうに考えております。

○委員長（藤谷謹至） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 当然のことながら、ほかの予算というのですか、健全育成に対する予算に使ったほうがいいのかというような趣旨かなというふうに思いますが、健全育成の推進に関しては、今、係長からお話しされたとおり、そういう宣言がございまして、議会における宣言、町としての宣言ということで議会の議決を経て宣言をしているものでございます。

あわせて、そういう宣言をした中でやっている事業といたしましては、児童生徒健全育成推進委員会という委員会において、児童の健全育成を図るための諸事業を実施していると。例えばなのですが、標語を募集して、それを周知している。

また、交通安全の街頭車によって健全育成に対する街頭啓発をしている。

また、スポーツ賞、文科賞の表彰式において、善行賞の表彰もしているといったところで、児童の

健全化に対するさまざまな取り組みを行っているところでございます。

また、学校教育のほうにおきましては、「子ども 110 番の家」を設置したりだとか、そういうこともしながら児童が健全に育成されるよう、町としていろんな事業に取り組んでいるということでご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（藤谷謹至） 小島委員。

○委員（小島智恵） 必要性としてどうなのでしょう。もう啓発は、31 年ですか、もう看板を立てて。町民の方にも周知もされていると思うのですけれども、本当に当たり前といいますか、当然のことでありまして、あえて看板の必要性のところをもう一度お伺いしたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 児童健全という部分では必要性ということなのでしょうけれども、私どもは、まだまだ、先ほどのご質問にもございましたように、いじめがいろんな面で社会問題化している。それだとか、いろんなまだまだ児童の非行問題がある中において、これは子どもの育成という面においては、終わることがない部分ではないのかなと思って、それは学校だけではなくて、学校、家庭、そして地域一体となってそういう取り組みをし、児童生徒が健全に育っていく、子どもを中心としてまちづくりをするという観点からは、そういうことは今後とも必要であるというふうに考えております。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほかに。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） それでは、3 点質問させていただきたいと思います。

一つ目であります。155 ページ、4 目のスクールバス管理費、13 節委託料、細目 5 のスクールバス運行委託料についてであります。説明では、小中 12 校の学校通学にかかわる、その費用であるということでありました。学校通学以外にもスクールバスが有効活用されている。例えば、芸能活動やスポーツ行事など使われていることなのだと思うのですけれども、私もちょっと例規集などを開いてみましたが、見えているところの範囲では、どこまでの通学に関する、そういう利用の仕方ということでは明記が明らかなわけでありすけれども、その他のところでは、その辺のところは見えるものがなかったものですから、どういうルールで、そういう通学以外の利用がされるのかということを確認させていただきたいというのが 1 点になります。

2 点目、178 ページ、7 目スポーツセンター管理費、14 節使用料及び賃借料、細目 10 の体育館用備品賃借料であります。説明では、ランニングマシンを入れかえる、そのレンタルの費用であるというふうに説明を受けたのだというふうに思います。私の知っている経過で言いますと、札内スポーツセンターのランニングマシンが壊れて、そしてもう耐用年数が過ぎていて修理する部品もなくして使えないでいたところに農業者トレーニングセンターの 2 階にあるランニングマシンを、結局それは利用頻度が低いほうから高いほうにということになるのでしょうか、移動させて、今使っている、その穴埋めといいますか、それを今度レンタルで新たに入れるということになるのだというふうに思っています。それは、使えるのをとことん使い切るといいですか、最後まで使い切るということはとても大事なことで、そういう利用の仕方はあるのだと思うのですけれども、実際のところ、今回新年度予算で、このように出しましたけれども、台数が少ない状態でという期間が一定長く続くと、それは住民サービスに影響するのだというふうに思っているものですから、これからのこういうトレーニングセンター、トレーニング機器の修繕や更新にかかわる予定は、どのようになっているのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

それから 3 点目、ページ数は戻りますけれども、2 項の小学校費にかかわって、学級の定員にかかわって質問させていただきたいと思います。

学校によって、新 1 年生の数は、札内地域小学校三つありますけれども、人数が随分隔たりがあるのだというふうに思います。札内南小学校の新 1 年生の保護者の方から、今、署名の運動があって、もう教育長に届くか届いたかぐらいなタイミングではないかなというふうに思うのですけれども、3 学級の予定を 4 学級にしてもらいたいというのが大きな趣旨であったかというふうに思います。昨年、

平成 27 年の新生が 108 人であった。35 人学級が定員ですから、それで言うと 4 学級の人数はいるのだけでも、しかし特別支援の子どもさんも十数人いて、そういう中では 3 学級の人数であったということの中の 3 学級でありました。署名の中身は、ことしの平成 28 年度の入学は、それをさらに人数は上回るのだけでも、特別支援の子どもさんの数はちょっとわかってなかったですけども、書かれておりませんでしたけれども、4 学級にしていだきたいというのが、その署名の中身でありました。今までもこういう学級定員にかかわっては、例えば新 1 年生が 35 人に近いのだけでも、2 学級にしてもらえないかだとか、3 年生になるに当たって 35 人はいるのだけでも、でも 40 人までいなくて、このままだと一学級になってしまうから、二学級を維持してもらえないかだとかという、そういうことの署名や要請はあったかというふうに思うのですけれども、今回、私がちょっと注視しているのは、人数が多いことなのですよね。そしてもう一つ、2 を 1 にするという事ですごく小さい学級ができるのですけれども、3 を 4 にする。1 を 2 にすることで小さい学級、とても小さい学級ができるのだけれども、3 を 4 にしてもそれに比べたら人数の減というのは、全体の人数が多いわけですからならないと。何としても、何としてもというのは変ですけども、この保護者の要望がかなえる条件があるならば考えてもらいたいという思いの中で教育委員会の対応をお聞きしたいと思うのです。この件では、先週の一般質問の中でも、義務標準法という、そういう特別支援、通常学級、その数のことなど法律のことも踏まえた上で、そのときの答弁も踏まえた上で改めてさせていただいていますけれども、丁寧な対応が必要なのだと思うのです。そのことについて、どうなのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） スクールバスの、まず委託料の関係でございます。

登下校以外の有効利用というところで、学校教育に関すること、それと教育課程以外の教育活動、いわゆる部活動と、そういうところに使っているところであります。

スクールバスの規則の目的にも教育効果を高める使用というところもございますので、これらを踏まえて利用をしているところであります。

次に、南小の先ほどの関係でございます。

一般質問の関係でも、先ほど谷口委員さんが言われました義務標準法というところで説明をさせていただいているところであります。ここにつきましては、小 1 は 35 人というところであります。南小は、今のところ 102 人というところで、105 人に達するには 3 人、4 クラスになるのに足りない数でございます。ただ、道の基準もございまして、これは 3 クラス、そしてこの標準に基づきまして教員も配置されているところであります。本町といたしましては、やはりこういった法律、法令に基づいた配置のほうをしていくというところであります。

ただ、今後、少人数学級につきましては、やっぱり北海道教育委員会連合会とか全国の教育委員会の連合会を通して、国のほうに要望してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○委員長（藤谷謹至） 社会体育係長。

○社会体育係長（足利 優） ランニングマシンの更新であります。谷口委員から言われましたとおり現状については、確かにトレセンのほうにあったランニングマシンをスポセンのほうに、今、置いている形にはなっております。

○委員長（藤谷謹至） もう少しはっきり言って。

○社会体育係長（足利 優） 済みません。

一応、今まででしたら購入という形ですずっと行っていて、壊れたらその都度修理を行ってきたものですが、その分コストも高くなるという形もありますので、今年度、28 年度からは、そういった形で、保守点検込みでのリース契約という形で予算を計上しております。これからについても、購入という形ではなくて、保守点検込みでのリース購入で更新していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（藤谷謹至） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） それでは、スクールバスのことから再度質問させていただきますけれども、有効利用するということでは、本当に今までの使用の仕方について、何やら問題点を突きつけるとかという考えはまるきりないのです。むしろ、さらに拡充する方向性が持てないかということが、私の今回の取り上げた趣旨であります。どういう運行状況になっているか、通学以外のところの状況はわからないのですけれども、もしも運行に余裕があるのでしたら、今、スポーツ行事や芸能活動ということで私は申し上げましたけれども、スポーツ少年団のほうから、スポーツ少年団の運営を手助けする、そういう意味で、もちろん幕別町のスポーツ少年団に登録している団体ですよ。そういった団体の、例えば大会の移動とか行事の移動などについても受け入れてもらう条件がないかなという、そういう要望が出されているところです。実際の運行状況はどうでしょうか、そしてそういうふうに使を拡大するということにはなりません。そして、さらにもう一つ言うと、例規集のことを申し上げました。こういうルールなのだと見えるものがないのですけれども、そういったものは教育委員会にはありなのでしょうか。

二つ目、学校教育のことです。あと2人ないし3人ふえれば4学級にできる条件が生まれるのかなというふうに聞きましたけれども、やっぱり先ほど申し上げましたように丁寧な対応が必要なのだろうなというふうに思うのです。この義務標準法のことを盾にとってとか、それから例えば学校の教室の空き状況もありますけれども、そういったことでない形で保護者の方が納得できる、そういう選択肢をちゃんとつくってもらうことが重要なのではないかなというふうに考えています。一番は、一番は4学級に人数が足りないのだけれどもできたよということになればいいのだと思うのだけれども、その4学級が無理だということであれば、こういうことで一つの学級の人数はふえるけれども、丁寧な対応ができますということの対案がないことにはならないのではないかなと思うのですけれども、その辺のことは考えがございますか。

三つ目、トレーニングセンターの機器の更新のことです。

いろいろな備品がありますけれども、その中で、今、ランニングマシンのことが予算化されたので出しましたけれども、一つ一つの備品の台帳のような、そして例えば壊れたときにはどんな経過で今まで修繕がされているだとか、何かのときにはここに発注するだとか、そういう備品の台帳などは用意されていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） まず、スクールバスの関係でございます。

スクールバスにつきましては登下校業務で210日使ってございます。そして、あと残りでございますけれども、夏季休暇、冬季休暇の長期休暇、休業になります。そこで、この期間、中体連の大会がめじろ押しというところがございまして、各スクールバスは行事運行ということでかなり手いっぱいな状態で使っている状況にあります。それと、校外学習、プール学習、スキー学習とこちらのほうも使っている状況にあります。

そこで、どこかで線を引かなければならないというところで、そもそもスクールバス、これは学校教育にかかわるものですから、少年団につきましては、社会教育というところで、このところは線を引かせていただいているところでもあります。先ほどお話ししたとおり、かなりいっぱいの状況にあります。

それとルールでございますけれども、明文化したものはございません。今、言ったような考え方で慣例的にずっと引いていっているところでもあります。状況を見ながら引いていっているところでもあります。

あともう一つ、学級の丁寧な対応というところでございます。

こちらにつきましては、特別支援の支援員、こちらのほうを低学年に厚く平成28年度からは配置するようにしております。ですから、多分1名、2名の配置になろうかなとは思いますが、あと加配による教員とか、そういった教員を使いながら、1年生ですから日常だと学習の規律、その

ところを育成するのは大事なことだと思いますので、そういったマンパワーで丁寧な対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（藤谷謹至） 社会体育係長。

○社会体育係長（足利 優） トレーニング機器の備品の台帳については、現在、作成しておりまして、常時確認しているところであります。

（「ちょっとよくわからなかった」の声あり）

○委員長（藤谷謹至） もう一度お願いいたします。

○社会体育係長（足利 優） トレーニング機器の備品台帳については備えております。

○委員長（藤谷謹至） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） トレーニング機器、それからスクールバスのことはわかりました。

もう一つの学級定員のこと、本当に子どもにとっては一生に1回の小学校生活ですし、それからその1年上の新2年生になる生徒さんたちの実態も見ていての保護者の要望だというふうに思いますので、4学級にすることの検討も含めて丁寧な対応をしていただきたいなというふうに、そのことをお伝えして質問を終わりたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑ございませんか。

（関連の声あり）

○委員長（藤谷謹至） 関連、田口委員。

○委員（田口廣之） スクールバスのことでお伺いしたいと思います。

中学校の統合と同時にスクールバス、運行されて、もう40年以上がたっていると思います。運行は、中学校の授業というか、中学校の登校日と連動していて、一緒に乗っている小学生が、例えば日曜日に何か行事が中学校であったときは、月曜日が中学校が休みになったときに、スクールバスは運行されないのですね。そういうところで、ちょっと中学校の統合で導入されているというスクールバスかもしれませんけれども、一緒に乗っている小学生のもう少し利便性を考えていただけないかと思います。

それと、各路線の小学生と中学生の乗っている人数の割合、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） スクールバス、先ほどの小中学校の登校の関係で不都合が生じているというところでございます。こちらにつきましては、バスの運行時間等を鑑みながら検討をさせていただきたいというふうに思います。

スクールバスの路線の利用者数でよろしかったでしょうか。相川線につきましては、これ小学校、中学生も別々に言っていたほうがよろしいでしょうか。

相川線につきましては、小学校が22名、中学校が6名の28名でございます。

南勢・幕別線でございます。小学校7名、中学校2名の9名でございます。これ小学校、中学校、いずれも幕別小学校、幕別中学校でございます。

新和線、これも幕別小学校13人、幕別中学校6名の19人。

大豊線、幕別小学校1名、幕別中学校2名の3名でございます。

新川線、幕別小学校4名、幕別中学校3名の7名でございます。これは幕別地区でございます。

札内地区であります。日新線であります。札内南小8名、途別小学校2名、札内中学校5名の15名。

古舞線につきましては、札内南小学校2名、古舞小学校15名、札内中学校24名の41名ということになっております。

あと、忠類の関係でございます。これ、いずれも忠類小学校、忠類中学校になります。駒島線、小学校13名、中学校5名の18人です。

忠類東部線になりますが、小学校 14 人、中学校 4 人の 18 人。

忠類西部線、小学校 12 名、中学校 5 人の 16 人という状況になっております。

以上でございます。

○委員長（藤谷謹至） 田口委員。

○委員（田口廣之） 今、乗車の割合というか小学生、中学生の割合を聞いたのですけれども、これ人数言いますと、圧倒的に小学生のほうが多いような状況ではないかと思われまして。そこで、結構スクールバスの利用頻度が高くて、結構いっぱいいっぱいということではありますけれども、いまひとつ、小学生の登校日、もう少し配慮した運行に努めていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 今の南小の関係かなと思います。こちらにつきましては、対応させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
板垣委員。

○委員（板垣良輔） 156 ページ、6 目学校給食センター管理費についてです。昨年、所管事務調査で給食センターに行った際に、児童の食べ残しに少々手を焼いているみたいなことを伺ったように思っています。農林業費のところで、家畜ふん尿バイオマスの導入調査を行うとありましたが、この食品残渣、食料残渣、食品廃棄物もバイオマス資源です。全国の事例の中でも、この給食センターで戻ってくる食べ残しをメタンガス発酵なりして給食センターの電気であったり熱源とかに使っているというような事例もありました。ぜひ、この家畜ふん尿バイオマス導入調査の際に、ぜひこの食べ残し賦存量等の導入調査も同時に行ったらいいかなと思います。いかがでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） 食品残渣の処理に対して、いろいろと検討を加えたらどうかというご質問だったと思いますが、まず 26 年度の残重量ということで、戻ってきたものを水分等をこし取った固形分ということで、両センター合わせまして 2 万 7,565 キロということで、毎日の中でそれにつきまして産業廃棄物ということで処理させていただいております。一時期、例えば養豚業者さん等に引き取っていただいたりだとか、それから残渣の処理を試してみたりだとかといったようなことはあったのですけれども、養豚処理業者さんも廃業といいますか、使わなくなったということで、現在は、廃棄物としてしか処理できていないということでございました。その部分につきまして、炭素系ということでございますので、バイオマス等に活用ができるということでありましたら、センターだけの数量ではなかなか難しいものなのかと思っておりますので、他部門とも連携していく中で協調をしていきながら、有効活用を図れる道を探っていきたいと思っております。

○委員長（藤谷謹至） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） そうですね、2 万、それぐらいのキロだったら難しいかなと思います。

また、その成分というのは、家畜ふん尿だったら大体同じような成分で同じような水分だと思えるのですけれども、そのときそのときによって成分であったり内容が違ったりするということなところもバイオマス、多少難しいかなというふうに思うところがありますが、ぜひ検討していただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） ないようですので、10 款教育費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費について入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費について一括して説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 11 款公債費につきましてご説明申し上げます。

183 ページをお開きください。

11 款 1 項公債費、1 目元金 17 億 2,660 万 9,000 円、借り入れいたしております起債の償還元金であります。

2 目利子 2 億 2,813 万円、借り入れいたしました起債の償還利子であります。

次のページになりますが、3 目公債諸費 7 万 1,000 円、起債償還に係る支払手数料であります。

続きまして、12 款職員費につきましてご説明申し上げます。

185 ページになります。

12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 18 億 4,287 万 1,000 円、本目は特別職を含め、一般会計から支弁する 222 人分の職員の人件費等であります。

2 節の給料は、前年度比 8 名増となっており、職員数の増によりまして、約 1,000 万円ほどの増となっております。

3 節職員手当等につきましては、平成 27 年度の人事院勧告による期末勤勉手当の改定などにより約 1,900 万円ほどの増となっております。

4 節は共済費であります。共済組合の負担金率の引き上げや退職手当組合への追加納付金などにより、約 1,900 万円ほど増となっております。

次のページになりますが、7 節賃金は、臨時職員のうち、常雇職員に係る賃金。

19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が、職員費であります。

次に、13 款予備費についてご説明いたします。

187 ページになります。

13 款 1 項 1 目予備費 500 万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 質疑がないようでありますので、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出、1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりました。

引き続き、一般会計歳入の審査に入ります。

1 款町税より 22 款町債まで、一括して説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 歳入につきましてご説明いたします。

16 ページをお開きください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 10 億 8,450 万 6,000 円、農業所得の伸びと納税義務者数の増などにより、前年対比で 0.3%の増額を見込んでおります。

2 目法人 1 億 3,660 万 8,000 円、法人税割の税率改正により、前年対比で 2.3%の減額を見込んでおります。

2 項 1 目固定資産税 10 億 4,673 万 5,000 円、土地の下落修正はありますものの、新築などによる家屋の増により、前年対比 0.4%の増で計上しております。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金 2,160 万 1,000 円、前年度と同額で見込んでおります。

17 ページになります。

3 項 1 目軽自動車税 6,659 万 8,000 円、本年度からの税率改正により、17.0%の増額を見込んでお

ります。

4項1目町たばこ税1億7,994万4,000円、平成27年度の決算見込みを勘案し、販売本数の減を見込んで、前年対比で7.1%の減で計上いたしております。

5項1目入湯税1,102万2,000円、前年と同額で見込んでおります。

次のページになります。

6項1目特別土地保有税は廃目であります。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税8,000万円、地方揮発油税総額の42%相当額が市町村に譲与されるもので、前年同額であります。

2項1目自動車重量譲与税2億円であります。

自動車重量税の総額の40.7%が市町村に譲与されるもので、前年同額であります。

3款1項1目利子割交付金800万円、交付実績等を考慮しまして、前年と同額で計上をしております。

次のページになります。

4款1項1目配当割交付金1,000万円であります。

北海道に納入された配当割額の5分の3に相当する額が市町村に交付されるものであります。

交付実績を考慮し、増額で計上いたしております。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金100万円であります。

配当割交付金と同様に、北海道に納入された株式等譲渡所得割額の5分の3が市町村に交付されるもので、前年同額で計上いたしております。

6款1項1目地方消費税交付金4億4,000万円であります。

北海道に配分された地方消費税の2分の1に相当する額が市町村に交付されるもので、前年対比7.3%の増で計上いたしております。

7款1項1目ゴルフ場利用税交付金1,900万円であります。利用実績等を考慮し、同額で計上いたしております。

次のページ、8款1項1目自動車取得税交付金4,000万円、前年同額であります。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金30万円であります。

10款1項1目地方特例交付金1,700万円であります。

住宅借入金等特別控除に係る減収補填特例交付金として措置されるもので、前年同額であります。

11款1項1目地方交付税57億8,600万円であります。

前年度当初比0.5%の減で計上いたしております。

なお、さきの予算積算基礎でご説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

次のページになります。

12款1項1目交通安全対策特別交付金500万円であります。

交付実績等を考慮し、同額で計上いたしております。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金1億2,250万円であります。

農業基盤整備事業に係る分担金であります。

2項負担金、1目民生費負担金1億757万5,000円であります。

2節の施設型保育施設の保育料が主なものであります。

次のページになりますが、14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料125万8,000円ありますが、近隣センター使用料が主なものとなっております。

2目民生使用料2,849万2,000円、主なものは2節児童福祉使用料のへき地保育所保育料、学童保育所保育料であります。

3目衛生使用料197万1,000円、葬斎場及び墓地の使用料となっております。

4目農林業使用料2,736万8,000円ありますが、町営牧場の入牧料が主なものであります。

5目商工使用料1,152万円、スキー場リフト使用料及び白銀台スキー場にありす宿泊ロッジ使用

料が主なものであります。

次のページになりますが、6目土木使用料1億4,904万2,000円、4節の公営住宅使用料が主なものであります。

7目教育使用料732万1,000円、2節の幼稚園保育料や3節のナウマン象記念館入館料が主なものとなっております。

次のページになりますが、2項手数料、1目総務手数料903万5,000円、戸籍住民票手数料が主なものとなっております。

2目民生手数料1,706万1,000円、2節の介護予防サービス計画等作成手数料が主なものであります。

3目衛生手数料5,370万9,000円であります。

主なものは、ごみ処理手数料であります。

4目農林業手数料2万円であります。

農地の移動に係る嘱託登記手数料であります。

5目土木手数料265万7,000円、次のページになりますが、建築確認申請の手数料及び完了検査に係ます手数料などが主なものであります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金7億579万8,000円。

主なものといたしましては、1節の障害者自立支援給付費、2節の児童手当にかかわる国の負担金であります。

次のページになりますが、2項国庫補助金、1目総務費補助金337万円、社会保障・税番号制度システム整備費、個人番号カードの交付にかかわる補助金であります。

2目民生費補助金1億5,536万7,000円、1節の年金生活者等支援臨時福祉給付金や障害者福祉に係る地域生活支援事業補助金、2節の地域子ども・子育て支援事業交付金が主なものであります。

3目衛生費補助金29万9,000円、疾病予防対策にかかわる補助金であります。

4目土木費補助金は3億5,778万9,000円、1節は除雪機械や道路など、2節は公園遊具等の整備事業や細則4の札内福祉センターの地中熱ヒートポンプ整備に係るもの、3節は公営住宅にかかわる補助金であります。

5目教育費補助金1,680万2,000円、主なものは1節のスクールバス購入事業に係る補助金、次のページになりますが、4節の幼稚園就園奨励費に係る補助金であります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金14万円、中長期在留者事務などにかかわる委託金であります。

2目民生費委託金694万3,000円、基礎年金事務などに係る委託金であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金4億2,564万5,000円、1節の国民健康保険基盤安定費や障害者自立支援給付費、次のページの後期高齢者医療保険基盤安定費、2節の児童手当に係る負担金、保育所等に係る施設型給付費等負担金などが主なものであります。

2目農林業費負担金670万円、農業委員会職員設置費に係る道の負担金などであります。

3目土木費負担金4,151万2,000円、地籍調査事業に係る道負担金であります。

2項道補助金、1目総務費補助金1,010万円、防災備蓄品や新庁舎建設にかかわる補助金であります。

2目民生費補助金1億102万3,000円、1節は、地域生活支援事業や重度心身障害者医療費などの障害者福祉に係るものや、次のページになりますが、ひとり親家庭等医療費や高齢者に係る各種事業、2節は、乳幼児等医療費や学童保育などに係る地域子ども・子育て支援事業など児童福祉に係る補助金となっております。

3目衛生費補助金71万2,000円、健康増進に係る道補助金であります。

4目農林業費補助金3億5,566万円、主なものといたしましては、1節では、中山間地域等直接支払交付金など、2節では、バイオマス導入調査に係る交付金、次のページになりますが、3節は、各種土地改良事業に伴う道補助金、4節は、町有林の管理、造成などに係る道補助金などあります。

5 目商工費補助金 112 万円、地方の消費者行政機能拡充のための交付金であります。

6 目土木費補助金 270 万円、札内福祉センター建設に係る交付金であります。

7 目教育費補助金 36 万 1,000 円、学校支援地域本部事業に係る補助金であります。

次のページになりますが、3 項道委託金、1 目総務費委託金 6,178 万 8,000 円、2 節の道民税徴収事務委託金、4 節の参議院議員選挙費委託金などであります。

2 目衛生費委託金 1 万 5,000 円。

3 目農林業費委託金 223 万 7,000 円、3 節の土地改良事業に係る委託金などあります。

4 目商工費委託金 1 万 8,000 円。

次のページになりますが、5 目土木費委託金 232 万 5,000 円、1 節の樋門管理業務に係る道委託金が主なものであります。

6 目教育費委託金 76 万 5,000 円、スクールソーシャルワーカー配置に係る委託金であります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入 1,576 万 8,000 円、土地及び建物の貸付収入であります。

2 目利子及び配当金は 8 万 1,000 円で、各種基金等からの利子収入であります。

次のページになりますが、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入 1,156 万 5,000 円、皆伐材等の売払収入が主なものであります。

2 目物品売払収入 2,835 万 7,000 円、忠類の育苗センター苗木売払収入などあります。

18 款 1 項寄付金、1 目一般寄付金 10 万円であります。

2 目総務費寄付金 8,000 万円、ふるさと寄付などまちづくり基金への寄付金であります。

次のページになりますが、19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 3 億円、平成 28 年度予算における一般財源充当分として繰り入れするものであります。

2 目減債基金繰入金 1 億円、既発債の償還に充当するため、減債基金から繰り入れをいたしまして、公債費の支出に充てるものであります。

3 目まちづくり基金繰入金 2 億 700 万 6,000 円、ふるさと寄付の活用分、あるいは財源調整分として繰り入れするものであります。

4 目庁舎建設基金繰入金 4,526 万 3,000 円、新庁舎建設事業に充当するため、繰り入れをするものであります。

20 款 1 項 1 目繰越金 20 万円あります。

21 款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、1 目延滞金 3 万円、2 目の加算金は 1,000 円、次のページになりますが、3 目の過料 1,000 円あります。

2 項 1 目町預金利子 1,000 円あります。

3 項貸付金元利収入、1 目社会福祉金庫貸付金元金収入 50 万円あります。

2 目ウタリ住宅貸付金元利収入は 81 万 1,000 円あります。

3 目生活環境改善設備資金貸付金元利収入につきましては 20 万円ありますが、トイレの水洗化改善に伴う貸付金に係るものであります。

4 目勤労者福祉資金貸付金元金収入は 1,000 万円あります。

5 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては 4,169 万 3,000 円。

次のページになりますが、6 目中小企業貸付金元利収入は 3 億 8,200 万円あります。

7 目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては 1 億 2,656 万円あります。

老人保健施設整備資金貸付金元金収入は廃目であります。

4 項受託事業収入、1 目総務費受託事業収入 3 万 8,000 円、2 目民生費受託事業収入 1,000 円、3 目衛生費受託事業収入 340 万 5,000 円、後期高齢者健診受託事業が主なものであります。

4 目教育費受託事業収入 368 万 6,000 円、中札内高等養護学校幕別分校への給食配送に係る受託事業収入であります。

次のページになります。

5 項雑入、1 目滞納処分費 52 万 9,000 円、2 目弁償金は 1,000 円、3 目の違約金及び延滞利息は 1,000 円であります。

4 目雑入 2 億 4,273 万円であります。

1 節は住民健診等負担金、2 節は学校給食費、3 節につきましては、各施設の電話使用料となっております。

次のページの 4 節職員給与費負担金につきましては、消防広域化に係る職員派遣に伴うものであります。

5 節雑入につきましては、他の科目に属さない各種収入であります。

続きまして、40 ページになりますが、5 目過年度収入 1,000 円であります。

22 款 1 項町債であります。各目に計上している起債のうち、ソフト事業につきましては、忠類地域における過疎債充当のソフト事業であります。

1 目総務債 2 億 630 万円、新庁舎建設事業債が主なものであります。

次のページになりますが、2 目民生債は 3,160 万円であります。

忠類へき地保育所運営事業債、同じくボイラー更新に係る整備事業債が主なものであります。

3 目の衛生債は 1,280 万円で、管内の全市町村が共同で整備する汚水処理施設に係る整備事業債が主なものであります。

4 目の農林業債は 8,960 万円で、2 節の土地改良債、道営農地整備に係る起債が主なものであります。

次のページになりますが、5 目商工債 6,420 万円で、商工観光振興に係る起債であります。白銀台スキー場整備事業債などが主なものであります。

6 目土木債 7 億 1,200 万円で、1 節の道路や 2 節の公園整備、次のページになりますが、札内福祉センター建設、札内東コミセン改修等に係る起債であります。

7 目消防債 1 億 7,850 万円、糠内分遣所建設に係る起債であります。

8 目教育債 9,980 万円、2 節の百年記念ホール改修事業債が主なものであります。

9 目臨時財政対策債は 4 億 7,800 万円で、普通交付税の財源不足を補うために、市町村みずからが地方債を発行いたしまして補填するものであります。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることとなっております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 質疑がないようでありますので、一般会計歳入につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） ないようですので、一般会計の総括質疑につきましては、以上をもって終了をさせていただきます。

これより、特別会計予算の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、議案第 2 号、平成 28 年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 平成 28 年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億2,747万1,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」によることとし、2ページから5ページまで、それぞれ定めるものであります。

第2条では、一時借入金の借入額の最高額を1億円と定めるものであります。

なお、平成28年度におけます年間平均の国保被保険者数は7,900人と見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算です。

15 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額7,996万2,000円であります。

本目は、担当職員9人分の人件費及び事務経費など、国保事務に要する経費となっております。

16 ページになります。

2 目連合会負担金、予算額128万9,000円であります。

本目は、医療費の審査支払事務を委託しております北海道国保連合会に対する負担金になります。

17 ページになります。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、予算額696万5,000円であります。

本目は、国保税の賦課及び徴収の事務に要する経費となっております。

19 節負担金補助及び交付金、細節3は、滞納整理機構への国保会計分の負担金となっております。

18 ページになります。

3 項1 目運営協議会費、予算額35万8,000円であります。

本目は、国保運営協議会の運営に要するに経費となっております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、予算額18億8,000万円であります。

本目は、一般被保険者の医療機関受診に対します診療報酬の支払いに要する経費となっております。

19 ページです。

2 目退職被保険者等療養給付費、予算額9,500万円であります。

本目は、退職被保険者の医療機関受診に対します診療報酬の支払いに要する経費となっております。

3 目一般被保険者療養費、予算額2,310万円であります。

本目は、補装具購入や柔道整復師の施術を受けた場合などに対します現金給付に要する経費となっております。

20 ページになります。

4 目退職被保険者等療養費、予算額140万円であります。

こちらは3目と同様、退職被保険者に対します経費となっております。

5 目審査支払手数料、予算額605万7,000円であります。

本目は、医療費の支払い等の事務に要する経費であります。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、予算額2億2,000万円であります。

本目は、高額療養費にかかわる経費であります。

次のページ、2 目退職被保険者等高額療養費、予算額1,500万円であります。

本目は、1 目と同様の経費となっております。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費、予算額30万円であります。

本目は、1 年間における医療給付と介護給付の自己負担額の合算額が一定の基準を超えた場合に、その超えた分を本人に支給することに要する経費となっております。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費、予算額10万円であります。

本目は、3 目と同様の経費となっております。

22 ページとなります。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、予算額 20 万円であります。

2 目退職被保険者等移送費、予算額 1 万円であります。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、予算額 2,101 万 1,000 円であります。

本目は、1 件当たり 42 万円を出産育児一時金として給付することにかかわる経費となっております。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、予算額 150 万円であります。

本目は、1 件当たり 3 万円を葬祭費として支給することにかかわる経費となっております。

23 ページです。

3 款 1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金予算額 3 億 9,834 万 6,000 円であります。

本目は、後期高齢者医療制度で医療給付を受けられる方の医療費にかかわる保険者負担分であり、社会報酬診療報酬支払基金に支出するものであります。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金、予算額 3 万円であります。

本目は、事務費分を支払基金に拠出するものであります。

4 款 1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金、予算額 16 万 5,000 円であります。

本目は、前期高齢者が保険者間で偏在しておりますことから、保険者の負担の不均衡を調整するための費用負担であり、支払基金に納付するものであります。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金、予算額 2 万 9,000 円であります。

本目は、支払基金への事務費拠出金であります。

24 ページになります。

5 款 1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、予算額 1,000 円であります。

本目は、老人保険制度が既に廃止されておりますが、過年度の精算等にかかわる拠出金で、支払基金に支出するものであります。

2 目老人保健事務費拠出金、予算額 2 万円であります。

本目は、1 目と同様であり、事務費にかかわる拠出金であります。

6 款 1 項 1 目介護納付金、予算額 1 億 5,048 万 4,000 円であります。

本目は、国保被保険者のうち 40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号被保険者にかかわる保険料負担分を支払基金へ納付するものであります。

7 款 1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、予算額 7,867 万円であります。

本目は、高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が行います再保険事業に対して必要経費を拠出するものであり、1 件 80 万円を超える高額医療費が対象となっております。

次のページですが、2 目保険財政共同安定化事業拠出金、予算額 8 億 1,337 万 7,000 円であります。

本目は、1 目と同様であります。昨年度から制度改正となりまして、80 万円以下の全ての医療費が対象となっております。

3 目その他共同事業事務費拠出金、予算額 3,000 円であります。

本目は、事務拠出金であります。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費、予算額 1,901 万 3,000 円であります。

本目は、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導に要します経費となります。

26 ページになります。

13 節委託料、細節 6 特定健康診査委託料につきましては、新年度から 40 歳以上の被保険者が受診する際の自己負担額を無料化しております。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、予算額 167 万 8,000 円であります。

本目は、健康の保持、増進を図るために要する経費であります。

27 ページになります。

9 款 1 項公債費、1 目利子、予算額 5 万円であります。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、予算額 300 万円であ

ります。

2 目退職被保険者等保険税還付金、予算額 10 万円であります。

3 目償還金、予算額 3,000 円であります。

28 ページになります。

4 目一般被保険者還付加算金、予算額 20 万円であります。

5 目退職被保険者等還付加算金、予算額 5 万円であります。

11 款 1 項 1 目予備費、予算額 1,000 万円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入ですが、8 ページにお戻りください。

8 ページ、歳入、1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、予算額 8 億 2,832 万 4,000 円であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、予算額 2,821 万 3,000 円であります。

9 ページになります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、予算額 5 億 6,770 万 4,000 円であり
ます。

本目は、療養給付費等にかかわる国の定率負担分であり、負担率は 32%であります。

2 目高額医療費共同事業負担金、予算額 1,966 万 7,000 円であります。

本目は、高額医療費共同事業拠出金にかかわります国の定率負担分であり、負担率は 4 分の 1 とな
っております。

3 目特定健康診査等負担金、予算額 330 万 9,000 円であります。

本目は、特定健康診査にかかわる国の定率負担分であり、負担率は 3 分の 1 となっております。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、予算額 1 億 1,530 万円であります。

本目は、市町村間の財政力の格差の是正を全国レベルにて調整した上で交付されるものとなってお
ります。

10 ページになります。

3 款 1 項 1 目療養費給付金等交付金、予算額 1 億 1,629 万 8,000 円であります。

退職被保険者等の療養給付費等に対して、支払基金から交付されるものであります。

4 款 1 項 1 目前期高齢者交付金、予算額 7 億 7,158 万 1,000 円であります。

前期高齢者の療養給付費等に対して、支払基金から交付されるものであります。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、予算額 1,966 万 7,000 円でありま
す。

本目は、高額医療費共同事業拠出金にかかわります北海道の定率負担分であり、負担率は 4 分の 1
となっております。

2 目特定健康診査等負担金、予算額 330 万 9,000 円であります。

本目は、特定健康診査にかかわります北海道の定率負担分であり、負担率は 3 分の 1 となります。

11 ページです。

2 項道補助金、1 目都道府県財政調整交付金、予算額 2 億 3,600 万円であります。

6 款 1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金、予算額 6,400 万円であります。

本目は、1 件 80 万円を超える高額医療費の再保険事業にかかわります国保連からの交付金でありま
す。

2 目保険財政共同安定化事業交付金、予算額 7 億 5,000 万円であります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 3 億 397 万 7,000 円であります。

本目は、一般会計からの繰入金であり、国保税の軽減に対します措置分や職員給与費相当分などが
主なものとなっております。

12 ページです。

8 款 1 項 1 目繰越金、本年度予算額 1,000 円であります。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、予算額 1,000 円であります。

2 目退職被保険者等延滞金、予算額 1,000 円であります。

13 ページです。

2 項 1 目預金利子、予算額 1,000 円であります。

3 項受託事業収入、1 目特定健康診査等受託事業収入、予算額 1,000 円であります。

4 項雑入、1 目滞納処分費、予算額 1,000 円であります。

2 目一般被保険者第三者納付金、予算額 1,000 円であります。

3 目退職被保険者等第三者納付金、予算額 1,000 円であります。

4 目一般被保険者等返納金、予算額 10 万円であります。

5 目退職被保険者等返納金、予算額 1 万円となっております。

14 ページになります。

6 目保険医療機関返還金、予算額 2,000 円であります。

7 目雑入、予算額 1,000 円であります。

10 款連合会支出金、1 項連合会補助金、1 目超高額医療費共同事業交付金、予算額 1,000 円であります。

本目は、420 万円を超える超高額療養費の 200 万円を超える部分に対して一定の割合が国保連から交付されるものです。

以上で、国民健康保険特別会計の予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わったところですけれども、この際、14 時 20 分まで休憩をとります。

14 : 07 休憩

14 : 20 再開

○委員長（藤谷謹至） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

国民健康保険特別会計予算の説明が終わっておりますので質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2 点です。

1 点目は、歳出なのですが、給付の関係で、窓口負担 44 条の適用の件でお尋ねしたいと思います。

さきの一般質問で、活用の状況に対して、ほとんど利用されていない、利用といいますか活用できない状況があることをわかりました。それで、今年度、この予算、実施するに当たりまして、窓口負担に対する負担し切れない人たちに対する対応というのを今までと同じやり方でいくと、なかなか適用されないのではないかということで、ことしはどのような方針を持って負担軽減に向けられるのか。

もう一つは、歳入の 8 ページの国保税になります。

これは、国保税の本年度 8 億 2,832 万円ということですが、現年度分、それから滞納分がずっと出されています。昨年の決算の中では、平成 25 年度の滞納世帯 804 世帯、平成 26 年度 743 世帯、なかなか払いたくても払えない現状というのは依然と続いております。これに対して、どのような手だてをとられるかということなのですから、ここのページの中では、金額は少ないのですが、「滞納に対する処分」というような項目も挙げられております。一体どんな方法でやろうとされているのか伺います。

○委員長（藤谷謹至） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 国保の窓口の一部負担金の減免制度についてのご質問だと思いますけれども、本町といたしましては、平成 23 年 4 月に要綱を制定いたしまして、過去 1 年以内に特別な事由により

収入が著しく減少し、そして資産などを活用を図ったのにもかかわらず、一時的に保険医療機関等に支払うことが困難なときに一部負担金の減額、免除、徴収を猶予というような制度を制定させていただいておりますけれども、委員、言われますように、ここ数年は相談件数はあるのですけれども、一部負担金の減免に至ったケースは今のところございません。町といたしましても、今までのスタンスとはやはり変わらず、生活困窮されている方につきましては、担当課に相談をしていただきまして、懇切丁寧に制度の説明をしながら、場合によっては生活保護など、公的な支援につなげる等、対応をしっかりしていきたいというふうに考えております。

また、周知の関係で一般質問でも答弁したのですが、やはり余り周知のほうを図られていないのではないかとご質問もございましたので、本年度につきましても、ホームページや広報紙のほかにも制度がわかりやすいようにパンフレット等の記載、説明を同封します資料等もわかりやすいものを制作して周知を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（藤谷謹至） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） これらの滞納処分費というのは、万が一、幕別町で国保の滞納に関しまして、差し押え等をやりまして、場合によって競売、そういうときになったときに、いろいろ支出がかかるのですけれども、現場の測量費とか、いろいろあるのですけれども、それらを通常は、売払収入の中でやるのです。それを、今度、収入滞納処分費という形で収入で受けると、そういう形でこの部分に歳入で設けさせているものでございます。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今までと変わらぬスタンスでということであれば、結果も今までと変わらない結果になるのではないのかなというふうに思います。条例、要綱がそういうふうになっていまして、突発的あるいは天災ですとか失業ですとか、そういったことなものですから、結局、恒常的な低所得者に対しての窓口負担の軽減ということにはつながらないのですよね。ここは、今後の運営に当たりましては、本当に支払い困難な人たちに対する対応という点では、やはり考えていく必要があるのだと思うのです。それで、今、やむなくとられている処置で、病院側が低所得者に対する無料で診療を行うという、そういう届出を出した病院が十勝の中にもありまして、そちらにかかって診察を受けているという人もいらっしゃると思います。その実体は、つかんでおられますか。

それと、滞納処分のほうです。これは、もう今までも考え方、申し上げてきましたけれども、いろいろ相談なされて、その方が生活できるような手だてにも応じていると、生活保護にもつなげている大事なことだと思います。

もう一つ、地方税法との関係の絡みの中で、これは猶予というものもありますよね、そういうことも研究されながら地方税法に基づいて、つまり非課税世帯、国民健康保険税等は、どんな人にでも税はかかってくるわけですから、非課税世帯にもかかってくると。そうした場合には、地方税法との絡みを考えれば、さらにもう一步踏み込んで、猶予をするということもできるのではないかとごうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 町民課長。

○町民課長（山本 充） 医療機関のほうで、一部負担金のほうの無料化ということで、そういう相談のお電話はいただいていることがありまして、一医療機関ですけれども、実施しているという情報は得ておりますが、そこまでしか情報は得ておりません。

基本的なスタンスは変わらないということなのですが、確かに事情等、よく話を聞くということがまず第1段階で、その中で事情、資産等を活用しても一部負担金の支出までできないということであれば、そういうことで町としても、この要綱に基づいて実施していますけれども、基本は、やはりそういったものを活用して支払うことができるのであれば、現状では、やはりそのようなことで減免までには至らないような形になっているところでございます。

○委員長（藤谷謹至） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 納税の猶予のことについてなのですが、これについては天災とか、そういう突発的な状況に基づいて納税を猶予するという事で、最長、確かに前回ですか、条例で可決させていただきましたけれども、1年間か2年間、納税を猶予することができるという形でなっております。それよりも今やっている分納制度ですか、納税相談において、納税の分納をしたほうが、本人にとっては一番いいのかなと。納税の猶予をして時間が過ぎれば、その金額を払わなくてはいけません。だから、そういうことですので、分納のほうがいいのかなというようなことです。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 無料で医療機関に、医療機関が結局そういう制度をとっていて、医療機関が負担をして、町民の方で、そういう状況にある人の診察をしたときに、町民の方はお金を払わないが、診療した病院のほうで、その手だてをとっているということなのですから、それは、その人については、こちらの保険、加入している幕別町ではわからないということなのですね、そうなのですね。そういう今、無料低額診療制度というのがありまして、たしか帯広の医療機関で2カ所だと思います。病院側は、その人の診療の分は、病院が、結局持っているのですよね。ただし、そういう手だてをとったということによって、税制の面での一定の配慮があるというふうに聞いております。ただ、ここまでやっぱりしなかったら病院にかかれないう現状があり、現実には幕別町の町民の方も、それを利用せざるを得ない状況にあることを認識しております。そういうことも含めまして、44条が今のままの運用規定で、これは国で決めてきて幕別町がやっているということでありまして、なかなか難しいところはあるのですが、しかし税法ともリンクしながら、いろいろありますが、「その他町長が認める者とする」というようなところまであるわけですから、もう少し踏み込んで検討していただきたい。これは、先ほどの滞納のほうでも同じことなのですが、踏み込んで検討していただきたい、このように思いますがいかがでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 一部負担金のことにしましては、私どもも日常の相談業務の中で相談を受けて、2カ所の病院のケースワーカーの方と対応させていただくような事例も実際あります。ただ、やっぱり何度も何度もこのお話しさせていただきますけれども、公平性の観点とか、それからやはり一部負担金だけではなく、国保がどのように皆さんの保険をキープして守っていつているものかという全体の論理に立ち返り、どの部分をどのように考えていくかといったときには、やはり一定のルールの中で、そのルールをきちんと皆さんに理解していただいて守っていくというのが重要なことだと思っています。今、課長が申し上げましたとおり、そのルールは、決して、いや、こういうルールだからできません、バツと言っているわけではなくて、相手方の事情もきちんとお伺いした上で、税も同じですけれども、分割するなり、その方がどのような状況かということもきちんと把握させていただいた上で対応しなければいけないというのは十分承知しておりますので、今後もそこについては検討していきたいと思いますが、ルール以上の猶予をしていくというところについては、いま一度慎重に検討しなければいけないというふうに考えております。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 私、ルールを離れて特別手だてをとってくださいということではないのです。幕別町の持っている国保の44条の窓口一部負担の減免規定、それから税の規定、猶予もありますし、もちろん分割もそうですが、免除だってあるのですよね。これは、それなりの手続を状況の判断の上で適切な対応をしなければならない。そうしたときに特に国保税であるならば、国保税の税条例だけではなくて、地方税のそういった税条例との総合的に考えてやっていけば、もっと相談の中身に対応する手法がふえるのではないかと、つまり猶予や免除も生まれてくるのではないかと思うわけですね。今、ここでそうですよということにはならないというふうには思いますが、そういう研究も各自治体というか取り組んでいるところもありますので、ぜひそういった一つの条例だけではなくて、全体を見て対処をしていただきたい、そういう方向に向かっていただきたいということなのです。どうでしょうか。

○委員長（藤谷謹至） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 確かにこれに関しましては、国保、介護、税、生活保護なりいろいろなど
ところで同じような相談を受けることもあるかと思いますが、今、中橋委員におっしゃっていただい
たようなことも含めて、各課できちんと体制を組めるものなのかも含めまして検討させていただき
たいと思います。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） ないようですので、国民健康保険特別会計予算につきましては、以上をもって
終了させていただきます。

次に、議案第 3 号、平成 28 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 平成 28 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げま
す。

ページは、35 ページとなっております。

第 1 条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7,037 万 2,000 円と定めるものでありま
す。

同条の第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第 1 表 歳入歳出予算」
によることとし、36 ページから 37 ページまで、それぞれ定めるものであります。

平成 28 年度における年間平均の被保険者数は 4,077 人と見込んでおります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算ですが、43 ページをお開きください。

43 ページ、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額 973 万 6,000 円であり、
こちらは、担当職員 1 人分の人件費及び事務経費など、後期高齢者医療事務に要する経費となってお
ります。

44 ページになります。

2 項 1 目徴収費、予算額 104 万 4,000 円であります。

後期高齢者医療にかかわります保険料の徴収事務に要する経費となっております。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、予算額 3 億 5,748 万 2,000 円であります。

本目は、広域連合への納付金であり、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は広域連合の事務費にか
かわる負担金であり、細節 4 は、本町の被保険者から徴収いたしました保険料及び保険料軽減分にか
かわります一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

次のページですが、3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、予算額 200 万
円であります。

2 目保険料還付加算金、予算額 5 万円であります。

46 ページになります。

4 款 1 項 1 目予備費、予算額 10 万円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明ですが、40 ページにお戻りください。

40 ページ、1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、予算額 2 億 6,500 万円であります。

平成 28 年及び 29 年の北海道における保険料率につきましては、均等割額が 4 万 9,809 円で、現行
と比較いたしまして 1,663 円の減、所得割率が 10.51%で、現行と比較いたしまして、0.01 ポイント
の減となっております。

また、賦課限度額は 57 万円で現行と同額となります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、予算額 1,000 円であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 1 億 320 万 7,000 円であります。

4 款 1 項 1 目繰越金、予算額 10 万円であります。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、予算額 1 万円であります。

2 目過料、予算額 1,000 円であります。

2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、予算額 200 万円であります。

2 目還付加算金、予算額 5 万円であります。

42 ページになります。

3 項 1 目預金利子 1,000 円、4 項雑入、1 目滞納処分費 1,000 円、2 目雑入、予算額 1,000 円であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 質疑がないようでありますので、後期高齢者医療特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 4 号、平成 28 年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（境谷美智子） それでは、平成 28 年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

ページは、52 ページになります。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 5,792 万 1,000 円と定めるものであります。

同条の第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、53 ページから 56 ページまで、それぞれ定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明を申し上げます。

初めに、歳出予算からです。

65 ページになります。

65 ページ、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額 1,771 万 1,000 円であります。

本目は、担当職員 2 名分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要します経費となっております。

次のページですが、2 項徴収費、1 目賦課徴収費、予算額 103 万円であります。

本目は、介護保険料の賦課及び徴収の事務に要する経費であります。

67 ページになります。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、予算額 1,501 万 7,000 円であります。

本目は、審査会の委員報酬及び事務担当職員 1 名分の人件費など審査会の運営に要する経費であります。

68 ページになります。

2 目認定調査等費、予算額 1,786 万円であります。

本目は、認定調査に要する経費であります。

12 節役務費、細節 15 は、1,900 件分を見込んでおります。

69 ページです。

4 項 1 目介護保険運営等協議会費、予算額 31 万円であります。

本目は、介護保険運営等協議会の運営に要する経費であります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費、予算額 5 億 7,482 万 1,000 円であります。

本目は、ホームヘルプサービス、デイサービスなど、在宅介護サービスにかかわります保険給付が主なものとなります。

70 ページですが、2 目地域密着型介護サービス等給付費、予算額 7 億 9,097 万 8,000 円であります。

本目は、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型介護サービスにかかります保険給付費であります。

71 ページになります。

3 目施設介護サービス給付費、予算額 5 億 6,443 万 4,000 円であります。

本目は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所または入院された方にかかります保険給付費となります。

72 ページになります。

4 目居宅介護サービス計画給付費、予算額 9,302 万 5,000 円であります。

本目は、要介護者のケアプランの作成にかかります保険給付費であります。

73 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、予算額 1 億 4,336 万 1,000 円であります。

本目は、要支援者の介護予防サービスにかかります保険給付費が主なものであります。

74 ページの 2 目地域密着型介護予防サービス等給付費、予算額 529 万 1,000 円であります。

本目は、介護予防小規模多機能型居宅介護などにかかります保険給付費となっております。

75 ページになります。

3 目介護予防サービス計画給付費、予算額 1,881 万 7,000 円であります。

本目は、要支援者のケアプランの作成にかかわる保険給付費であります。

次のページです。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算額 272 万円であります。

本目は、介護サービスを提供した事業者に支払う介護報酬の審査と、その支払いにかかわる手数料であり、国保連に支払うものであります。

77 ページになります。

4 項 1 目高額介護サービス等費、予算額 5,200 万円であります。

本目は、利用者負担が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

78 ページです。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス等費、予算額 1,000 万円であります。

1 年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものとなっております。

79 ページです。

6 項 1 目市町村特別給付費、予算額 40 万円であります。

本目は、介護給付にのらないバスマット購入など、介護保険給付対象外の経費に対する給付であります。

7 項 1 目特定入所者介護サービス等費、予算額 1 億 1,280 万円であります。

本目は、自己負担となっている食費、居住費について、所得の低い方に対し、基準費用額と負担限度額との差額分を補足給付として支給するものであります。

80 ページです。

3 款 1 項 1 目基金積立金、予算額 1,000 円であります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防高齢者施策事業費、予算額 1,047 万 1,000 円であります。

本目は、要支援、要介護になるおそれのある方、二次予防事業対象者への介護予防事業にかかわる経費が主なものとなっております。

81 ページです。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費、予算額 571 万 2,000 円であります。

成年後見人制度の推進や啓発を行います後見実施機関業務への委託や認知症施策推進事業に要する経費が主なものとなっております。

次のページですが、2 目任意事業費、予算額 696 万 1,000 円であります。

83 ページになりますが、19 節、細節 3 につきましては、グループホームに入所されております方の家賃等利用者負担を軽減するための補助金となっております。

3 目地域包括支援センター運営費、予算額 1,330 万円であります。

本目は、介護予防事業や相談業務などを担当する職員 1 名分と嘱託職員 1 名分の人件費となっております。

84 ページになります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金、予算額 80 万円であります。

2 目第 1 号被保険者還付加算金、予算額 10 万円です。

3 目償還金、予算額 1,000 円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入ですが、59 ページにお戻りください。

歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、予算額 4 億 9,039 万 8,000 円あります。

第 1 号被保険者は 8,248 人を見込んでおり、標準給付費にかかります負担率は 22%となっております。

また、基準保険料につきましては、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を月額 5,150 円と定めております。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金、予算額 800 万 1,000 円あります。

東十勝介護認定審査会を共同設置いたしております池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、予算額 1,000 円であり、情報公開等請求手数料であります。

2 目民生手数料、予算額 7 万 6,000 円あります。

シルバーハウジングの生活援助員の利用にかかります手数料となっております。

60 ページです。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金、予算額 4 億 3,653 万 1,000 円あります。

介護給付費に対します国の定率負担分であり、介護分は 20%、施設分は 15%となります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、予算額 1 億 1,841 万 4,000 円あります。

市町村間の介護保険にかかります財政力の格差を調整するために国から交付されるものであり、介護給付費の 5%相当分となっております。

2 目地域支援事業交付金、予算額 1,271 万 8,000 円あります。

本目は、要介護者にならないよう予防するために行われます事業に対します国の交付金で、1 節の介護予防事業に対しては 25%、2 節の包括的支援事業・任意事業に対しては 39%の交付率となっております。

次のページですが、5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金、予算額 6 億 6,311 万 2,000 円あります。

本目は、40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者にかかります支払基金の定率負担分であり、介護給付費に対しましては 28%となっております。

2 目地域支援事業支払基金交付金、予算額 293 万 2,000 円あります。

本目は介護予防事業実施に伴います支払基金からの交付金であります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金、予算額 3 億 3,315 万 1,000 円であります。
介護給付費に対する道の定率負担分であり、介護分は 12.5%、施設分が 17.5%となっております。
2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金、予算額 636 万円であります。

本目は、要介護にならないように予防するために行われる事業に対します道の交付金で、1 節の介護予防事業に対しましては 12.5%、2 節の包括的支援事業・任意事業に対しましては 19.5%となっております。

62 ページです。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算額 1,000 円であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額は 3 億 5,111 万 9,000 円であります。
本目は、一般会計からの繰入金であります。

1 節の介護給付費にかかわります部分並びに次のページの 5 節その他として職員給与費及び事務費相当分などが主なものとなっております。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、予算額 3,500 万円であります。

基金からの繰入金であります。

9 款 1 項 1 目繰越金、予算額 10 万 1,000 円であります。

64 ページです。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者保険料延滞金、予算額 1,000 円であります。

2 項 1 目預金利子、予算額 1,000 円であります。

3 項雑入、1 目滞納処分費、2 目第三者納付金、3 目返納金、4 目雑入、いずれも予算額 1,000 円であります。

以上で、介護保険特別会計の予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 3 点あります。

1 点目は、毎年お伺いしているのですけれども、ページ数では 71 になるのでしょうか、施設型介護サービス、特養ホーム等の入所の状況ですが、今年度も事業実施されますが、待機者というのはなかなか解消されないでいると思います。本年度の見通しといいますか、どんな状況でしょうか。

それから、82 ページの包括的支援事業の委託料になるのか、新年度から新しい事業に取り組みますね。一つは、認知症施策推進事業、新たに初期集中支援事業の推進と、それから地域支援、ケア向上を行っていくという、具体的に幕別町の認知症の対象となる人がどのぐらいいて、事業はどんなふうに展開されていくのか伺います。

それと最後ですけれども、いよいよ新年度をもちまして、新総合事業に移行になっていきます。要支援 1 と 2 の方たちが、新しく平成 29 年度から幕別町が主体となった事業に変わっていきます。つまり平成 28 年度で要支援 1、2 のサービスを受けていられた方たちが、3 月いっぱいまでであって、4 月からは新しく変わるのですが、その準備、対象も含めてどんなふうに進めていかれるのか、その事業転換に、変わることによって、これまでの介護サービスが受けられなくなるような状況をつくり出してはならないと思うのですが、そういった準備もどのように進められているのか伺います。

○委員長（藤谷謹至） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず、1 点目の特別養護老人ホームの待機状況なのですが、本年 1 月末現在の町内の特別養護老人ホームの待機者につきましては 145 名で、特に入所の必要性が高いとされております要介護 4 及び 5 の方は 49 名、そのうち入院、その他の施設、老健やグループホームに入所されている 33 名の方を除きますと、在宅で待機されているのが 16 名という状況であります。

待機者につきましては、毎年度こういった数字で推移しておりまして、もちろん待機されている方

は、順次、あき次第入所されておりますが、さらにまだ入所申し込みされていることから、待機者については減ってきていないと。

第6期介護保険事業計画においては、新たな施設の整備は予定しておりませんが、7期に向けて、施設についてはなかなか進まない状況でありますから、やはりこれから在宅のサービスを充実させていくことを早い段階で検討していかなければならないと考えております。

続きまして2点目なのですが、ことし取り組もうとしております「認知症初期集中支援チーム」のことですが、これは新たな事業といたしまして、認知症の方や、その家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チームを設置しまして、早期診断、早期対応に向けた新体制を整備するものであります。具体的には、十勝管内の10市町村、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、清水町、芽室町、中札内村、本町と池田町、浦幌町、この10市町村が連携いたしまして、十勝管内認知症初期集中支援チームを共同で設置しまして、本人、家族、民生委員、ケアマネジャーなどからの相談を受けまして、看護師、包括支援センターの職員の多職種で構成したチーム員が家庭訪問を行いまして、早期に認知症の専門医療機関につなげていくといった内容になっています。これにつきましては、10月からの事業実施になりますので、その前段では、具体的にこのチーム設置に向けて、この10市町村が共同してやっていくことになりますので、まだちょっと具体的には何人が対象になるとかというのはまだ定まっておりますが、早い段階で、10月にすぐこの集中支援チームの方がかかわれるような形で、町内の認知症の方についてはかかわっていきたいと考えております。

最後に3点目、総合事業の点であります。本町につきましては、介護保険事業計画で平成29年度からの実施と位置づけております。それに向けては、今、内部としまして、全体会議、昨年7月から、毎月全体会議を行っているとともに、総合事業につきましては、これ1本だけではありませんので、認知症施策、生活支援サービス、それと在宅医療と介護連携と、あとそれと総合事業のこの4点のプロジェクトチームといいますか、それをつくりまして、それが全体として全体会議を図りながら、今、準備を進めているところでございます。

特に、要支援の方のサービスにつきましては、今、訪問介護、通所介護につきましては、これはそのまま移行する形になりますので、この方たちがサービスが使えないといったことは全くないものと考えております。

また、訪問介護や通所介護以外に、その他の支援サービスという部分をいかに取り進めるかと、そのことによって、在宅でもずっと暮らし続けることができるような形を、今、我々もどういったサービスができるかということで、今、検討を進めている段階ですが、今、この場では、どういったサービスができるかということまでは至っていないということはお理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（藤谷謹至） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大変な事業でありますから、構築されるまでには相当集中的に取り組んでいかなければならないと思います。社会で介護を支えるといって出発した介護保険なのですが、今は、包括総合事業で要支援1、2、程度の軽い人たちは市町村で、最近、また要介護の1、2を市町村でというようなことで、どんどん切り下げてくるという流れがつけられてきておりまして、これは国のほうなんですけれども、担当としては、本当に大変だと思うのですよね。ですけれども、言うべきことは国にも求めながらも、必要とする町民の方たちの介護サービスをしっかりキープしていただきたいと、このことに尽きるわけです。

それで、基本は在宅をベースにするということでもありますから、医療機関との連携ですとか、今の認知症などにつきましても、新しく10月から実施される事業も、既に施設に入ってる人とか、そういう人たちは多分除かれて家にいらっしゃる方の訪問をされる中で、十勝の10の市町村が連携して、どうやったら応援できるかということをしていくというように理解したのですけれども、実際に、どんな応援をしてもらえるのかというところが一番住民としては関心を持つところなのですよね。認知症の問題については、だんだん深刻化してきているといいますか、人数がふえていますから、そこで

適切な対処ということになれば、相当な医療機関とか、あとは専門家とのコンタクトなども必要になってくるのだと思うのです。そういうことも全部含めて 10 月から実施されるということを理解しているかどうか、その辺もお答えいただきたいと思います。

○委員長（藤谷謹至） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 認知症初期集中支援チームにつきまして、先ほどちょっと説明いたしましたのが、早期に在宅で、認知症の場合は、特に気づかないまま進行されているといったこともありますので、そういったケースを民生委員とか地域の方から通じて、早期に認知症初期集中支援チームがかかわりまして診断を行って、その後、適切なサービスにつなげるような形を持っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（藤谷謹至） よろしいですか。

○委員（中橋友子） わかりました。

○委員長（藤谷謹至） ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） ないようでございますので、介護保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中でございますけれども、この際、15 時 15 分まで休憩したいと思います。

15 : 02 休憩

15 : 15 再開

○委員長（藤谷謹至） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 5 号、平成 28 年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（須田明彦） 議案第 5 号、平成 28 年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明いたします。

91 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,995 万 9,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、92 ページ、93 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、94 ページの「第 2 表 地方債」のとおりであります。

94 ページをお開きください。

「第 2 表 地方債」であります。

地方債の本年度の借入予定額は、幕別簡水整備事業 3,420 万円、駒畠簡水整備事業 6,630 万円、新和簡水整備事業の 430 万円、忠類簡水整備事業の 2,510 万円、大豊簡水整備事業 1,260 万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。

歳出より説明いたします。

100 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、予算額 4 億 1,985 万 9,000 円であります。

本目は、簡易水道の給水経費と施設整備に係る経費であります。

2 節から 4 節につきましては、担当職員 1 名分の人件費であります。

101 ページ、13 節委託料は、細節 1 の簡易水道施設の管理に係る委託料、細節 5 の検針に係る委託

料のほか、細節 12 は糠内浄水場の計装機器更新に向けた実施設計委託料、102 ページに行きまして、細節 13 は大豊浄水場の計装機器更新に向けた実施設計委託料であります。

15 節工事請負費は、細節 1 検定満了量水器取りかえ工事のほか、細節 3 は糠内浄水場薬品注入設備の更新、細節 4 は美川地区の配水管布設工事、細節 6 は西部浄水場計装設備更新が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、更別村共同施設維持管理に要する負担金であります。

103 ページ、2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額 10 万円。

次に、歳入について説明いたします。

97 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金、予算額 280 万円、消火栓更新及び配水管工事の負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、本年度予算額 9,379 万 1,000 円、本目は、幕別地区 4 簡水と忠類地区 1 簡水の水道使用料であります。

2 項手数料、1 目手数料、予算額 1,000 円で、設計手数料であります。

98 ページ、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 1 億 8,076 万 6,000 円、一般会計からの繰入金であります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円であります。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算額 1,000 円であります。

99 ページ、6 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、予算額 1 億 4,250 万円、第 2 表で説明いたしました工事に係る起債であります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 簡易水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、議案第 6 号、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（須田明彦） 議案第 6 号、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明いたします。

111 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 1,016 万 5,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、112 ページ、113 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、114 ページの「第 2 表 地方債」のとおりであります。

114 ページをお開きください。

「第 2 表 地方債」であります。

本年度の借入予定額は、公共下水道建設事業 3,910 万円、十勝川流域下水道建設事業の建設事業負担分としては 490 万円を予定しております。

また、資本費平準化債は、先行投資分に係る企業債相当額の一部を一定期間後年次に繰り延べする起債であり、本年度は元金分 1 億 7,400 万円、利子分 5,240 万円、下水道事業の特別措置分 4,730 万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。

初めに、歳出より説明いたします。

120 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額 9,566 万 9,000 円。

本目は、下水道事業の推進に係る担当職員 1 名分の人件費のほか、各種負担金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、121 ページへ行きますして、細節 6 は十勝川浄化センターの運営分担金であります。

27 節公課費は、平成 27 年度及び平成 28 年度中間申告分の消費税であります。

2 款水道事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費、予算額 9,939 万 1,000 円。

本目は、担当職員 2 名分の人件費のほか、下水道整備に係る経費であります。

122 ページ、13 節委託料の細節 6 は幕別町浄化センター及び札内中継ポンプ場の長寿命化計画に基づく設備更新に係る実施設計委託料であります。

15 節工事請負費の細節 3 は、幕別町浄化センター及び札内中継ポンプ場の機械電気設備の更新工事であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は十勝川流域下水道の建設事業に係る負担金であります。

123 ページ、2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、予算額 9,623 万 8,000 円。

本目は、幕別処理区における浄化センターの維持管理経費で、年間汚水処理量は 66 万トン进行予定しております。

2 目札内中継ポンプ場管理費、本年度予算額 1,826 万 5,000 円。

本目は、札内処理区の汚水を十勝川浄化センターへ圧送する中継ポンプ場の維持管理経費で、年間圧送量は 174 万トン进行しております。

124 ページ、3 目管渠維持管理費、本年度予算額 1,318 万円。

本目は、汚水・雨水の管渠及びマンホール、泉町、みずほ町の雨水排水ポンプ所の維持管理経費であります。

125 ページ、3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 6 億 3,644 万 1,000 円、起債償還の元金であります。

2 目利子、本年度予算額 1 億 5,088 万 1,000 円、起債償還の利子であります。

126 ページ、4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

117 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金、予算額 93 万 4,000 円、公共下水道の受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、予算額 3 億 1,539 万 8,000 円、幕別、札内両処理区の下水道使用料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業補助金、予算額 3,700 万円、下水道建設事業の国庫補助金であります。

118 ページ、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 4 億 3,882 万 8,000 円、一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算額 20 万 5,000 円、簡易水道及び上水道の中央監視装置の電気が主なものであります。

7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債、119 ページに参りますして、2 目資本費平準化債、3 目下水道事業債につきましては、先ほど第 2 表の地方債で説明を申し上げました起債の内容であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 公共下水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第7号、平成28年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（須田明彦） 議案第7号、平成28年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明いたします。

134ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,987万円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、135ページ、136ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第2条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、137ページの「第2表 地方債」のとおりであります。

137ページをお開きください。

「第2表 地方債」であります。

今年度の借入予定といたしましては、個別排水処理施設整備事業として4,240万円を予定しております。

初めに、歳出より説明いたします。

142ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額549万4,000円であります。

本目は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

21節の貸付金につきましては、水洗便所の改造資金として1件50万円を限度に貸し付けを行うものであります。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費、予算額6,043万3,000円。

本目は、担当職員1名分の人件費のほか、合併浄化槽の整備に係る経費で、143ページ、15節工事請負費は本年度設置を予定しております合併浄化槽20基分の建設経費であります。

144ページ、2項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、予算額5,976万7,000円。

本目は、本年度建設分も含めた幕別地区358基、札内地区303基、忠類地区84基、合わせまして744基分の浄化槽の修繕及び保守点検、清掃に係る経費であります。

3款公債費、1項公債費、1目元金、予算額4,437万9,000円、起債償還の元金であります。

2目利子、予算額1,969万7,000円、起債償還利子であります。

145ページ、4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

140ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、予算額243万4,000円、合併浄化槽整備の受益者分担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、予算額2,630万4,000円、本年度予定分を含めました合併浄化槽の使用料であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1億1,302万円、一般会計からの繰入金であります。

141ページ、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万円。

5款諸収入、1項貸付金元利収入、1目水洗便所改造等資金貸付金元利収入、予算額500万円、貸付金の元金収入であります。

2項消費税還付金、1目消費税還付金、予算額61万2,000円、平成27年度分の精算還付金であり

ます。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債、予算額 4,240 万円、合併浄化槽整備の起債であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 個別排水処理特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 8 号、平成 28 年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（須田明彦） 議案第 8 号、平成 28 年度幕別町農業集落排水特別会計予算について説明いたします。

152 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,171 万 4,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、153 ページ、154 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、155 ページの「第 2 表 地方債」のとおりであります。

155 ページをお開きください。

「第 2 表 地方債」であります。

地方債の今年度の借入予定額は、農業集落排水整備事業として 500 万円を予定しております。

初めに、歳出から説明いたします。

160 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 52 万 3,000 円。

本目は、農業集落排水処理事業に係る事務的経費のほか、消費税が主なものであります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額 4,304 万 9,000 円。

本目は、忠類浄化センターの維持管理経費であり、年間処理量は 12 万トン进行予定しております。

161 ページです。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本年度予算額 546 万 7,000 円。

本目は、污水管渠、マンホール及び公共ますの維持管理経費が主なものであり、15 節工事請負費、細節 2 は、忠類地域分譲地の公共ます設置工事に係る経費であります。

162 ページ、3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 1,740 万 8,000 円、起債償還元金であります。

2 目利子、本年度予算額 516 万 7,000 円、起債償還の利子であります。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額 10 万円。

次に、歳入について説明いたします。

158 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額 1,696 万 2,000 円、忠類処理区域に係る下水道使用料であります。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額 7,000 円、農業集落排水事業償還基金の利子であります。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目農業集落排水事業償還基金繰入金、本年度予算額 85 万 5,000 円、農業集落排水事業起債借入金の元金及び利子の償還の一部に充てるものであります。

159 ページ、2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 4,879 万円、一般会計繰入金

であります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額 10 万円。

5 款町債、1 項町債、1 目農業集落排水整備事業債、本年度予算額 500 万円、農業集落排水整備事業に係る起債であります。

以上、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 農業集落排水特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 9 号、平成 28 年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（須田明彦） 議案第 9 号、平成 28 年度幕別町水道事業会計予算について説明いたします。
165 ページをお開きください。

第 2 条の業務量の予定量は、給水戸数 9,373 戸、年間総給水量 232 万 1,400 トン、1 日平均給水量 6,360 トンであります。

主要な建設改良事業は配水管布設整備事業であります。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額、収入の第 1 款事業収益は 5 億 7,735 万 7,000 円であります。

支出の第 1 款事業費は 5 億 5,050 万 2,000 円であります。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額、収入の第 1 款資本的収入は 520 万円であります。

166 ページ、支出の第 1 款資本的支出は 4 億 6,972 万 7,000 円であります。

第 4 条の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 億 6,452 万 7,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 2 億 9,108 万 2,000 円及び当年度分損益勘定留保資金 1 億 7,344 万 5,000 円で補填するものであります。

次に、第 5 条の議会で議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費 3,522 万 3,000 円であります。

次に、第 6 条のたな卸資産の購入限度額は 280 万 5,000 円と定めるものであります。

167 ページをお開きください。

平成 28 年度幕別町水道事業会計予算実施計画書、収益的収入及び支出であります。

初めに、支出から説明をいたします。

168 ページをお開きください。

第 1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、本年度予算額 1 億 7,452 万 8,000 円。

本目は、企業団からの受水費に係る経費であります。

29 節受水費は十勝中部広域水道企業団からの受水費用で、基本料金は、責任水量 1 万 300 トンに対し、1 トン当たり 9,360 円、重量料金は 1 トン当たり 27 円、年間受水量 241 万 4,500 トンを見込んでおります。

2 目配水及び給水費、本年度予定額 3,680 万 8,000 円で、本目は職員 1 名分の人件費と配水及び給水に係る経費であります。

13 節委託料は、水道台帳修正業務、上水道施設管理業務等に係る経費であります。

169 ページ、16 節修繕費は配水管漏水修理が主なものであります。

5 目総係費、本年度予定額 4,940 万 5,000 円、本目は職員 2 名分の人件費と事務管理経費であります。

170 ページ、13 節委託料は、検針委託料などに係る経費であります。

15 節賃借料は、平成 27 年度から実施しております携帯端末機による検針機器の借上料などあります。

6 目減価償却費、本年度予定額 2 億 2,196 万 4,000 円。

本目は、固定資産の減価償却費に係る経費であります。

7 目資産減耗費、本年度予算額 1,629 万 2,000 円。

本目は、構築物、機械及び装置の除却費であります。

171 ページ、2 項営業外費用、1 目支払利息及び配当金、本年度予定額 5,121 万 3,000 円、本目は企業債利息であります。

3 目消費税及び地方消費税、本年度予定額 9 万 2,000 円。

5 目雑支出、予定額は 10 万円であります。

4 項予備費、1 目予備費、本年度予定額 10 万円であります。

167 ページをお開きください。

収益的収入について説明いたします。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、本年度予定額 4 億 7,578 万 1,000 円。

本目は、給水戸数 9,373 戸分の水道使用料であります。

3 目その他営業収益 586 万 2,000 円は、加入者負担金が主なものであります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、本年度予定額 1 万円で、預金利息であります。

3 目長期前受金戻入 7,132 万 5,000 円は、固定資産の取得に充てた補助金を収益化するものであります。

7 目雑収益、本年度予定額 2,437 万 9,000 円、下水道会計の収納及び管理業務に係る受託収入と、平成 27 年度に設置した耐震性貯水槽幕別地区、札内地区、各 1 基の維持管理に要する負担金であります。

資本的収入及び支出について説明いたします。

173 ページであります。

初めに支出から説明いたします。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、本年度予定額 2 億 4,611 万 6,000 円。

本目は、配水管布設等の施設整備に係る経費であります。

26 節工事請負費、細節 1 の配水管布設は明野 6 線、桂町 2 号など 6 路線及び上水道事業区域で水道が未整備の明野地区、西猿別地区の配水管布設工事。

細節 2 は、消火栓 5 基の更新に伴う工事費であります。

28 節負担金、細節 2 の西幕別地区営農用水事業負担金は、上水道事業区域で水道が未整備となっている途別地区の土地改良事業により整備する飲雑用水事業負担金。

細節 3、明野 6 線鉄道横断工事負担金は、明野 6 線の配水管整備において、JR 敷地を横断する配水管推進工事を JR 北海道に委託するための工事負担金であります。

細節 4 は、十勝中部広域水道企業団の幕別調整池の耐震補強工事における札内配水池との供用部分の工事負担金であります。

2 目営業設備費、本年度予定額 6,557 万円。

本目は、検定満了量水器取りかえに係る費用であります。

174 ページをお開きください。

4 項企業債償還金、1 目企業債償還金、本年度予定額 1 億 5,804 万 1,000 円、企業債に係ります元金償還金であります。

172 ページをお開きください。

資本的収入について説明いたします。

1 款資本的収入、6 項負担金、1 目負担金、本年度予定額 520 万円、消火栓の更新に係る負担金であります。

189 ページをお開きください。

平成 27 年度幕別町上水道事業の決算見込損益計算書であります。

営業利益は3,176万9,000円の損失となりますが、営業外利益1億2,142万6,000円を合わせますと、経常利益が8,965万7,000円、これに予備費10万円を差し引きし、当年度純利益は8,955万7,000円となる見込みであり、これに前年度利益剰余金8億4,032万3,000円を加え、当年度末未処分利益剰余金は、9億2,988万円となる見込みであります。

183ページをお開きください。

平成28年度末における幕別町上水道事業会計の予定貸借対照表であります。

資産の部、固定資産合計55億5,801万1,000円、流動資産合計7億1,358万9,000円を合わせまして資産合計62億7,160万円と見込んでおります。

負債の部、184ページへ行きまして、固定資産合計19億438万2,000円、流動負債合計2億1,914万5,000円、繰延収益、長期前受金合計16億6,566万2,000円は、過年度に固定資産の取得に充てた補助金及び負担金等であります。

負債合計は、37億8,918万9,000円と見込んでおります。

資本の部、資本金合計13億829万9,000円、剰余金185ページへ行きまして、利益剰余金は、平成28年度末の未処分利益剰余金9億2,988万円に、平成28年度の純利益673万2,000円を見込んでおり、年度末の未処分利益剰余金の予定額は9億3,661万2,000円と見込んでおります。

平成28年度において純利益が生じる主な要因といたしましては、営業外収益における長期前受金戻入を見込んでいることによるものであります。

資本合計24億8,241万1,000円となり、負債資本合計62億7,160万円は、資産合計の62億7,160万円と一致するものでございます。

175ページにお戻りください。

平成28年度幕別町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書であります。

業務活動による収支は、1億8,847万8,000円の増額と見込んでおります。

176ページ、投資活動による収支は、2億8,468万2,000円の減額と見込んでおります。

財務活動による収支は、1億5,804万1,000円の減額を見込んでおります。

平成28年度における現金及び現金同等物は、平成28年度末見込額から2億5,424万5,000円の減額となり、年度末における残高は5億8,004万円となる見込みでございます。

以上、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（藤谷謹至） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 水道事業会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号、平成28年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第2号、平成28年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（藤谷謹至） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、平成28年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(藤谷謹至) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成28年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(藤谷謹至) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成28年度幕別町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(藤谷謹至) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成28年度幕別町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(藤谷謹至) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり決定されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成28年度幕別町個別排水処理特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(藤谷謹至) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成28年度幕別町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(藤谷謹至) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成28年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(藤谷謹至) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました平成28年度幕別町各会計予算の審査が全て終了いたしました。

委員会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2日間にわたり、終始熱心にご審議をいただき、心からお礼を申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な進行と簡潔な答弁にご協力いただき、まことにありがとうございました。

飯田町政初めての予算審査でありました。多くの質疑があり、これを町政に反映していただきたいと思います。

ふなれな委員長でございましたけれども、皆様のおかげをもちまして、本特別委員会に付託されました案件の審査を無事終了することができました。

皆様のご協力に対し、心より御礼を申し上げます。簡単でありますけれども、御礼の言葉とさせていただきます。

まことにありがとうございました。(拍手)

[閉会]

以上をもちまして、平成28年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

15:52 閉会